

第四百四回 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和六十一年五月八日(木曜日)
午前十時三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岩崎 純三君
理事 大浜 方栄君
佐々木 満君
高杉 迪忠君
中野 鉄造君

委員

石井 道子君
遠藤 政夫君
関口 恵造君
田中 正巳君
前島英三郎君
糸久八重子君
中西 珠子君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君
下村 泰君
糸久八重子君
中西 珠子君

委員以外の議員
発議者 糸久八重子君
発議者 中西 珠子君
発議者 目黒今朝次郎君

國務大臣 林 道君

政府委員 労働大臣官房長 岡部 晃三君
労働大臣官房審議官 稲葉 哲君
労働省労働基準局長 小粥 義朗君
労働省職業安定局長 白井晋太郎君

事務局側

説明員

常任委員会専門員 此村 友二君
労働省労働基準局労働管理課長 松本 邦宏君
労働省労働基準局安全衛生部長 加来 利一君

本日の會議に付した案件

○労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○林業労働法案(目黒今朝次郎君外一名発議)

○育児休業法案(糸久八重子君外三名発議)

○育児休業法案(中西珠子君外一名発議)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○糸久八重子君 労働保険制度をめぐる諸問題につきましても、労働省の基本的な姿勢をお伺いしたいと思ひます。

まず、予定されております労災保険法改正の目的は一体どこにあるのでしょうか。高齢化に伴う支払い額の増大に歯止めをかけて、そして労災保険財政における事業主負担を軽くするといった使用者側の恩恵が存在しているのではないだろうか

と思われるわけですが、法改正に取り組むに当たりましたの労働大臣の基本的な姿勢について、まずお伺いをさせていただきます。

○國務大臣(林道君) 労災補償行政の基本的な姿勢といたしましては、不幸にして業務災害や通勤災害をこうむった労働者の方及びその遺族に対して、迅速でかつ公正な保護を及ぼすということでありまして、このため、労働者災害補償保険制度を適切に運営するとともに、社会経済情勢の変化に対応すべく制度の不断の見直しと改善を行い、労働者の福祉の増進を図ることと考えております。

今回の労災保険制度の改正は、高齢化の進展、年金受給者の増加などの実情にかんがみまして、昨年十二月に行われました労働者災害補償保険審議会の公労使三者一致の建議を踏まえまして、年金制度に年功賃金の要素を反映するために、給付基礎日額につきましても年齢階層別に最低限度額及び最高限度額を設けることを中心に、給付面における不均衡、不公平の是正を図ることなど、主として公平性確保の観点からこのような所要の改正を行うこととしたものでございます。

○糸久八重子君 ただいま労働大臣の御答弁がございましたとおり、制度面の公平性を確保する、そして均衡を図る観点から是正することを内容としておっしゃられたわけですが、その内容と給付の内容そのものの改善についての取り組みはなされておられないわけですね。そして、年金の限度額の設定とか一部休業者に対する休業給付の引き下げとか、被災労働者への支給額抑制の意図がされているのではないかとかがわれるわけですが、給付内容そのものの改善を行わない理由について、何なのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小粥義朗君) 今回の改正を行うものになりまして昨年十二月に出された労災保険審議会の建議があるわけでございますけれども、実はこの建議が出されるまでに数年間にわたって、労災保険審議会の中で基本問題懇談会が設けられ、労使それから公益各側から労災保険制度についてのいろいろな問題点が提起をされました。言うならば洗いざらい出された問題点について公労使三者でそれぞれ議論をする中で、当面措置すべきものと今後なお引き続き検討すべき問題とを仕分けをしたわけでございます。

その際に、給付改善についても意見が出されたわけでございますが、その点については、現在の労災保険制度によりまして給付がILOの条約の水準を満たし、国際的に見ても遜色のないレベルにあるというところから、むしろ給付改善よりもそれ以外の問題点の改正というものを当面まず行うべきだということでもって、給付改善につきましてもはなお引き続き検討すべき事項の中に整理をされまして、今後引き続き労災保険審議会の中の基本問題懇談会で検討していただくことになっております。

したがって、給付改善については一切要らないということではなくて、今後の検討課題として、私どももなお検討を進めていくという考え方に立っているわけでございます。

○糸久八重子君 それでは次に、労働災害の動向についてお伺いします。

最近の労働災害の発生状況についてなのですが、ここ数年労働災害による死傷者数が減少してきておられるわけですね。五十九年の場合には前年度比二・五％の減少、逆に死亡者が二千五百八十八人から二千六百三十五人へと少々増になっているわけですね。とにかく労働災害は依然として多いわけですが、最近の労働災害の特徴的なものというのはいかがでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) まず、全体の労働災害の発生傾向でございますが、先生御指摘ありましたように、全体としては、昭和三十年代半ばの非常に災害が多かった時点から比べますと減少傾向にあるというところで、最近数年間は、この減少傾向がむしろ鈍る状況が数字の上でもあらわれてきております。特に五十九年の災害の件数を見ますと、御指摘ありましたように、いわゆる全体の災害の件数は若干ながらその前年よりも減ったわけですが、死亡者数が逆にふえるというような事態もあったわけでございます。私もその点を問題として労働災害防止の活動をさらに積極的に進めようということをやつてまいっております。

そこで、まだこれは確定的なものではございませんけれども、六十一年の数字を一応つかんでおりますのでそれで申し上げますと、死亡災害は二千五百七十二名、これは前年に比しますと二・四％の減少ということになったわけでございます。また、休業四日以上死傷者数についても二十五万七千七百七十七名程度ということでございますので、前年に比しますと五・二％程度の減少が見込まれるというところで、五十九年の数字では、その前年に比べて死亡者数がむしろふえるといった動きがあったわけでございますが、幸いにして六十年度はいずれの数字も前年に比べて減少の傾向を示している、こういうことにはなっております。

しかし、その減少の幅が必ずしもまだ十分満足できるものじゃないという点がございまして、私もどもさらに労働災害の防止対策については力を尽くしていきたいと思っておりますが、そうした全体の動きの中で特徴的な点を二、三申し上げますと、一つは、建設業であるとか林業であるといったような特定の産業における災害は、必ずしもまだはっきりした減少傾向をたどっていない。そういう災害多発業種といえますか、そういう業種における災害が思ったほど減っていないというのが一つの特徴でございます。

また、第二点としましては、大企業に比べまし

て中小企業での災害の発生率が高いという傾向にございます。ちなみに千人以上の規模の企業の災害の発生率を見ますと、度数率という数字であらわしますが、一・〇六という度数率になっております。ところが、三十人から五十人規模のいわゆる中小企業になりますと、これが八・幾つというふうな、つまり千人以上の企業に比しますと八倍にも相当するようないわゆる発生率になっていくというふうな、いわゆる中小企業における災害がなかなか減らないというのが第二の特徴でございます。

それから第三としまして、災害を受ける労働者の面で見ますと、いわゆる年齢別に見た場合に高齢者の災害の件数のウェイトが高くなる。件数自体は必ずしもふえているということじゃございませんが、全体が減っている中で高齢者の災害の割合がふえている。

それから四番目の特徴としては、まだ件数そのものはそれほど大きいものじゃございませんが、いわゆる技術革新等先端技術の導入がどんどん進んでおりますけれども、そうしたものに伴う新しい労働災害といえますか、そうしたものの兆候がいろいろとかがわれるといったところが最近の労働災害の特徴点であろうかと思っております。

○糸久八重子君 確かに、労働災害の発生は大企業よりも中小零細企業で非常に多く発生していると思われわけですけれども、労働災害の発生における企業規模別の格差、どうして中小企業に発生率が多いのか、その辺の状況はいかがでございましょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 全部の災害を種類別に細かく分析を尽くしたわけじゃございませんけれども、今までのいろんなデータから見ますと、中小企業における災害のバターンとしまして、いわゆる設備や何かによる災害というよりも、むしろ在来型の人間の行動による災害が結構多いわけでございます。

これは、一つには安全衛生教育、使用者に義務づけられております安全衛生教育が必ずしも一人

一人の労働者に十分徹底していないといったような面があるかと思っております。そういういわゆる安全衛生管理の問題が中小企業の場合欠けている。これは一つには、そうした教育に当たる人材が必ずしも中小企業の場合得られないといった面もございまして、それから、少ないとはいっても、いわゆる設備とか環境による災害というものもあるわけでございます。こうしたものについては、やはり設備、環境の改善にそれなりの経費がかかるということから、中小企業の経営基盤の弱さといったものがそこに反映されている面もあるというふうに考えております。

いわゆる安全衛生対策を講ずるためのコストの問題と、それからその安全衛生管理に当たる人材の問題、この辺が中小企業の場合は大企業に比べて欠ける部分があるというふうに私も見ております。

○糸久八重子君 次に、高齢者の災害の状況なのですが、これも特徴的なものの一つとしてお挙げになられたわけですけれども、五十歳以上の死傷者数について、割合でも結構ですけれども、おわかりでしょうか。また、業種別に高齢化による影響についての特徴があれば御説明を願いたいと思っております。

○政府委員(小粥義朗君) まず、高齢者の災害の状況でございますけれども、年齢別の発生状況を五十歳以上とそれ以下とで分けて見ますと、五十歳以上の労働者の災害が全体に占める割合といえますのは逐年増加しております。昭和五十九年度では二九・九％だったんですけれども、五十九年度では二九・九％だったんですけれども、五十九年度の数字を見ますとそれが三五・八％にふえています。これは、労働者の年齢構成が高齢化の進展の中でふえてきているという面が、もちろん背景があるわけでございますけれども、現実にはそうした高齢者の災害の割合がふえているということでございます。

また、業種別の特徴としましては、災害の発生率の高い業種としまして幾つかのものは従来から指摘をされているわけでございます。それらにつ

いては、それぞれ業種ごとの災害防止団体というものをつくられて災害防止対策を講じているわけでございますけれども、総体の数字は年々減少傾向にはあるものの、業種別に見た場合、従来災害率の高い業種は今なお災害率も依然として高いという状況にございます。

その主要なものを申し上げますと、まず件数でいきますと、これは建設業が圧倒的に多いわけでございます。製造業も件数は多いんですが、これは度数率という観点で見ますと必ずしも高いものではない。むしろ建設業に次ぐものとして、林業、林業であるとか、あるいは陸上貨物運送業等を含む交通運輸業、それから港湾の荷役関係の業種、さらにマニング、こんなところが高い業種に入るわけでございます。

○糸久八重子君 次に、一時に三人以上の死傷者を伴う重大災害について、最近の動向はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 災害によって一時に三人以上の労働者が死傷するものを重大災害と私どもはとらえておりますけれども、昭和六十一年のその重大災害の発生状況を見ますと、前年に比べて二・三％の減少にはなっているんですが、数そのものとしては百四十一件という数字が出ております。

○糸久八重子君 百四十一件でございますか。私が調べましたものを見ますと、五十九年度では百八十四件という資料があるわけですね。そして死傷者数が千三百三十二名、前年度比が七・五％増ということになっておりますけれども。

○政府委員(小粥義朗君) 先生御指摘のように、昭和五十九年の一十二月は百八十四件でございますが、私は昭和六十一年の数字を申し上げましたので、六十一年の一月から十二月までの間の数字は、重大災害の発生件数が百四十一件、それによります死傷者数は千三百三十人、死亡者数は二百九十五人ということになっております。件数としては前年に比べれば先ほどお答えしましたように二・三％の減でございますけれども、なお死傷者数は

千三百人という大きい数字を覚えておるわけでございます。

○糸久八重子君 五十九年の数字でちょっと比較をしたいと思いますけれども、労災の死亡者が五十九年では二千六百三十五名、基準局から出されております労働者災害補償保険事業年報五十九年度版というのがあるわけですが、それを見ますと死亡労働者数というのは三千八百三十九名となっているわけです。この辺の差はどう解釈したらよろしいんでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 私ども毎年労働災害の発生件数として出ておりますのは、災害発生時点であつた数字を出しております。ですから、業務上の傷病にかかつて長い間療養した後それが原因で亡くなった場合、これは労災補償の面では業務上の死亡として出てまいりますが、これは災害の発生時点から相当後になって死亡としてあらわれるわけでございます。したがって、労災の方の業務上の報告の数字では、そうした後になつて亡くなった方も含めたいいわゆる死亡時点の数字を計上しておりますので、それが毎年三千八百幾つという数字になるわけでございます。災害発生時点での死亡者数をとらえますと二千五百幾つという数字になるわけでございます。

なお、二千五百何十名という災害の発生件数でございますが、これは実は通勤災害の発生件数でございます。これは、企業の災害防止対策に關係のある数字として私も毎年の災害件数をとりえておるものですから、第三者行為による通勤途上災害については一応災害発生件数から除いておりますが、労災の方の数字にはそれは入れてございまして、そういう通勤災害と、後になつて亡くなった方の死亡件数が亡くなった時点で計上されてくるというところで、労災補償の数字と安全衛生の方の数字が違つてございまして、○糸久八重子君 それから高齢者の問題なんです、六十歳以上の傷病・障害年金受給者はどのくらいおりますでしょうか。

○政府委員(稲葉哲君) 六十歳以上の年金の受給者の総計でございますけれども、三万三千八十三人ということになっております。これは六十二年二月支払ひ期現在の数字でございます。

○糸久八重子君 それは傷病、障害含めて三万という数でございますか。

○政府委員(稲葉哲君) そうでございます。

○糸久八重子君 障害年金受給者の一級から三級までの人数はおわかりですか、六十歳以上。

○政府委員(稲葉哲君) 一級の障害年金の受給者が八百六十二名、二級の障害年金の受給者が四百九十名、それから三級の障害年金の受給者が千二百七十九名でございます。やはり六十二年二月支払ひ期現在でございます。

○糸久八重子君 この方たちの平均の年金額、わかりますか。

○政府委員(稲葉哲君) 一級につきましては平均年金額二百八十八万三千円、それから二級につきましては二百四十六万六千円、三級につきましては二百二十二万四千円でございます。

○糸久八重子君 今後、高齢被災労働者というのはやはりかなり増加していくことが予想されるわけですが、今までのところ、特に高齢被災労働者に着目した施策はなかつたわけですね。

それで、昨年の十一月に高齢被災労働者に対する福祉援護事業についての調査研究会というのが中間報告を出しておるわけですが、その中に高齢被災労働者に対してどういうことを考えていくということが盛り込まれておるのでしょうか、簡単に御説明をいただきたいと思つておりますけれども。

○政府委員(小粥義朗君) 高齢被災労働者の方でしかも重度の障害等をお持ちで、長い間の療養あるいはリハビリ生活をしなければならぬという方がだんだんふえてきておるわけでございます。特に重度の災害に遭つた方は、ある意味では労働病院なら労働病院に入院しましても極めて長期間にわたつて入院生活を続けなきゃならない。しかし、労働病院も限られておるものですから、新しい被災者の受け入れ能力がそのためにまた制約されるといった問題もございまして、そうした

長期にわたる重度の被災者の方の介護というものをどういうふうに進めていっていかたいかというのが一番の問題でございます。

先ほど御指摘ありました中間報告では、そうした高齢の重度の被災者の方の今後の援護事業のあり方として、やはり特別の対応をすべきである、必要があるというのをまず指摘をし、その対策の方向としては、在宅介護の方策を一方で進めると同時に、そうした重度の被災者の方を入院といふか収容するいわゆる養護施設的なもの、そうしたものを同時に考えていくべきである。つまり在宅介護とそうした施設への収容による援護事業、二つを進めるべきであるというのがその方向として指摘をされたわけでございます。

○糸久八重子君 いや、これらの細かい内容につきましては後に質問を譲りたいと思つてます。

もう一つ特徴的なもので、新しい技術の導入による災害もふえてきているということをおっしゃられたわけですが、

「委員長退席、理事佐々木満君着席」

今後、経済のソフトサービス化とか人口の高齢化、それから技術革新など非常に産業の構造と就業構造との変化が労働災害の発生においても反映して大きな影響を与えてくるのではないかと、そして新しい問題がどんどん出てくるのではないかと、思つておられます。そういう状況の中で労働省は、五十八年度を初年度として五年間で労働災害を全体のおおむね三〇%減少させることを目標として第六次の労働災害防止計画を推進中でございます。この目標達成の見通しについてどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のように、五十八年を初年とします災害防止の五カ年計画で三割の減少を目標として立てたわけでございます。五十八、五十九、六十年の三年間の実績を見ますと、その三年間で一三%の減少を一応果たしております。しかし、目標は三〇%の減少でございますので、残り二年間で一七%、つまり一三%既に達成しているわけですから、残り一七%を達成し

なければならぬということ、極めて難しい状況にございますが、何とか私もそれに近づきたいということで今努力しているところでございます。

○糸久八重子君 どういう積極的な施策を講じていかれますか。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどお答えしました労働災害の最近の特徴点として、特定の業種に災害がなお依然として多いとか、あるいは中小企業に特に多いといったような問題点がございまして、そこで六十一年度におきましては、そうした特定の業種についての災害防止対策、これは従来からやられているわけですが、それにさらに力を入れると同時に、特に中小企業の安全衛生管理、健康診断あるいは環境測定といったようなものを含めた総合的な中小企業の安全衛生管理のための助成事業というものを予算の面でも新しく再編いたしました。これらを軸にして特に中小企業での災害の防止に力を入れていきたいというふうに考えているわけでございます。

と同時に、先ほど特定の業種に災害が依然として多いということも申し上げましたが、先ほどお答えした大くくりの産業ではなくて、もっと細かい区分で見ても、幾つか災害の多い、したがって労災の収支率の悪い業種があるわけでございます。そういう個別の産業については、いわゆる労災の指定団体制度というものを新しく六十一年度から発足をさせて、その団体を指定して、その団体の自主的活動をもつてその産業の災害防止に取り組んでいただく。また行政も、それに側面からお手伝いをするという形で労災指定団体制度というものを設けました。その手法を今後うまく使うことによって、そうした特定業種での災害防止をさらに実を上げていきたいというふうに考えているわけでございます。

○糸久八重子君 大臣、災害はあつてはならないわけですが、労働災害防止対策をとにかく積極的に推進していかなければならないわけですが、労働大臣の御決意のほどをお伺いしたいと思います。

います。

○国務大臣(林道雄) 労働災害というものは、本来ならばあってはならないことでございます。で、それが先ほど来いろいろ御質疑の中でございましたような数字が挙がっているわけでございます。私どもといたしましては、これの根絶というところに全力を挙げて取り組んでまいりたいかなければならない、このように考えているような次第でございます。

○糸久八重子君 それでは次に、技術革新の著しい進展で、労働者の労働態様も大きく変わってきている、そして新たな身体的な障害も出てきているわけですが、特にその中でVDT作業者の労働安全衛生対策についてお伺いをしたいと思います。

多くの企業でオフィスオートメーション化が進んでおりまして、VDT作業に従事する労働者が非常にふえてきているわけですが、このVDT労働者からさまざまな心身への好ましくない状況の訴えが出てきているわけでございます。例えば、画面の注視による目の疲れだとか、それから肩や首の筋肉の痛みがあるとか、それから持続的な精神的なストレスなどが挙げられておるわけであります。

このVDT作業に伴う健康への影響について、大臣、どのように認識をしておりますか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のように、VDT作業に従事する労働者の方が非常にふえてきております。労働省でも数年前に、そうした作業に従事する方の健康状況の調査をしたわけでございまして、その際に、やはり目が疲れる、あるいは肩が凝るといったような訴えをされる労働者の数も相当の率で出ております。

そこで私どもとしては、五十九年でございますが、企業がそうしたVDT作業に従事する人の、言うなら健康管理に参考になるようなガイドラインというものを策定して、それを参考にやっていただくようにガイドラインを出したわけでござ

います。その後、さらに専門的な調査研究を重ねた上で、昨年の十二月に、VDT作業に従事する人の健康管理に関する指針というものを御府県基準局にも示達をして、これに基づいて各企業に対する指導に当たってもらうように指示をしたわけでございます。

その基本的な考え方は、いろいろ国際的な面での調査研究も行われておりますけれども、そうしたものを参考にし、さらに国内でのいろいろな事例調査の結果を踏まえて、幾つかの項目をその中で示しているわけでございまして、やはり今のVDT作業によりましていろいろな訴えがなされる、それは、言うならば疲労の蓄積という形で出てくるわけでございまして、この疲労の蓄積がある水準を超えれば健康障害をもたらすおそれもあるというところから、そうした疲労が蓄積しないように、例えば一定の作業時間の後にはそれなりの休息時間を置くように、あるいは画面の高さ、照度の、あるいは座って作業をするわけですから、そのいすの高さであるとかいったようなところまで、さらに健康管理の面としては、健康診断でいう項目を新しく織り込んで、そうしたVDT作業従事者の健康状態を常に把握していく必要があるといったような内容のものを指針として出して、これに基づいて今、各企業に対する指導を始めていこう、こういうふうにしていくわけでございます。

○糸久八重子君 作業時間が長くなりますと、疲労は蓄積しますね。一日のVDT作業時間につきましては、総評とか同盟とか、それからマスコミ・文化共闘のガイドラインでは、四時間以内としておるわけですね。また、昨年九月の日本産業衛生学会委員会報告のVDTに関する勧告においても四時間を超えないようにしておるわけですね。

ただいまおっしゃられました労働省のVDT作業のための労働衛生上の指針では上限を設けていないわけですね。なぜその上限を設けなかったのか、その理由について明らかにしていただきたい

と思います。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のような、一日の作業時間の上限規制をすべきであるという御意見があることも、私どもも承知をいたしております。が、先ほどお答えしました専門的な調査研究の結果、あるいは内外の文献を収集した結果の中で、そうした一日の作業時間について上限を設定する必要があるというところについての医学的知見は必ずしも得られていないということ、それをとらなかつたわけでございまして、それより、先ほどお答えしましたように、疲労の蓄積を来さないように、一定の作業時間の後にしかるべき休息時間を置くことでもってその疲労は回復するという方が、むしろ具体的事例としても出ておりますので、そうした面での一定の休息時間の設定の方を指針に織り込んだわけでございます。

外国で、例えば国際的な労働組合で一日四時間というような線でもって労使協定を結んでいる国もございまして。あるいは個々の労働組合では、企業との間で四時間という線でもって協定を結んでいるところもあるわけでございまして、い

わゆる国の公的制度として、作業時間について上限規制をしている例は、実はまだないわけでございます。今後、また医学的知見がさらに詳細なものが収集される中で、あるいはそうした面での問題も出るとかと思っておりますけれども、御指摘ありました産業衛生学会の勧告というの、いわゆる小委員会での案が示されたわけでございまして、また産業衛生学会として公式にそうしたものを示しているといふふうには承知をいたしております。ただ、小委員会でも出されたものでは参考とすべきものを指針をつくりましては十分参考とすべきものを参考とさせていただきます。指針の中へ織り込めるものは織り込んだつもりでございます。

○糸久八重子君 指針の中に休息時間の設定は盛り込んだとおっしゃったわけでございますけれども、例えば四時間以内の作業時間で、三十分でその疲労の蓄積がとれるとした場合、四時間以上、例えば五

時間の作業時間があつた場合には、三十分では疲労の蓄積が回復できないという状況もあるかと思ふんですね。だから作業時間が長くなればなるほど疲労の蓄積は大きくなる。そして長く休息時間もとらなければならなくなる。そういうことから考えれば、当然やはり作業時間の上限設定というのは考えていかなければいけないのではないかと、これは意見ですけれども、そう思うわけでございます。

次に、総評のVDT労働と健康調査によりますと、VDT作業に従事してから妊娠、出産を経験した女性のうち、約三六・四％が妊娠、出産に何らかの異常があつたとされているわけですね。通常の妊娠の異常発生率というのは、せいぜい一〇％と今一般に言われているわけですから、このVDT作業者の場合には三六・四％ということですから、非常に高い発生率である。しかも作業時間が六時間以上の場合には六三・三％と、その異常率が非常に増大しているわけですね。

そういう状況を見て、妊娠には大変な悪い影響を及ぼしていると思うのですけれども、この点についてはどう判断なさいますか。

○政府委員(小粥義朗君) VDT作業が異常妊娠を多く発生させるといったような問題は、今御指摘のございました総評の調査結果で触れられておるわけでございまして、それ以外に、アメリカでも先年そうした発表が行われたことも私も承知をいたしております。

しかし、それぞれのそうした指摘があつた後、それらについて関係専門機関でいろいろ調査もいたしておりますが、その結果としては、必ずしもVDT作業と異常妊娠との間に相当の因果関係があるというふうには認められないという方が、むしろ今の医学的知見の大勢としてはそういうような判断に立っているというふうには私も承知をいたしております。昨年秋に開かれましたMIEと労働に関する国際シンポジウムの場でも、たしかカナダの人がその問題についての発表もしたわけでございまして、その際、必ずしもつ

ながりがあるとは認められないというふうな結論が示されているわけでございまして、今の医学的知見の大勢を集約した結果としては、必ずしもそうした面が認められないというふうになっているというふうに私も承知しているわけでございします。

なお、今後医学的知見をさらに収集していかねければならないと思っておりますので、そうした医学的知見が広く収集される中でどういうような判断が出てくるか、私どもも関心を持って見守っていきたいというふうに考えているわけでございします。

○糸久八重子君 それではこの際、VDT作業が異常妊娠とか異常出産の原因でないことが実証されるまで、妊産婦をVDT作業に従事させてはならない措置をとるべきではないのでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどお答えしましたように、医学的知見がそうしたことを必ずしも実証してないというところは、言葉を裏返して申し上げますと、別に一般作業に従事している人と変わりはないというのがむしろ今の医学的知見の判断でございしますので、そうした判断に立っている時点で一定の制限を課するというのは、必ずしも科学的根拠のない規制ということにもなりかねないわけでございしますから、今の段階で、先生せっかくの御指摘ではございしますが、直ちにそうした指針の中へ織り込んでいくことについてはいささか問題があるんじゃないかというふうに考えております。

○糸久八重子君 いずれにいたしましても、VDT労働というのは大変ないろいろな障害が出てくるわけですから、この際、VDT労働を有害業務として年二回程度の定期健康診断を義務づけるべきではないかと思えますけれども、その点はいかがでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) VDT作業を有害業務と見るかどうかという点は、基本的に冒頭に申し上げた点にかかわってまいるのでございまして、私どもの現在の考え方といえますのは、一定

の作業時間、つまり指針で言っておりますように、一時間の作業をした場合に十ないし十五分の休息をとればその疲労は回復するという判断に立っているわけでございまして、したがって適正な健康管理が行われれば健康障害には至らないで済むもの、こういう考え方ではございしますので、むしろそうした作業管理というものを適正にやっていただくことで事柄は解決するわけでございしますから、直ちに健康診断の回数をやすといつたようなことは現時点では必ずしも必要ないんじやないか、むしろ作業管理の徹底の方を励行すべきじゃないか、こういうふうに考えているわけでございします。

○糸久八重子君 VDT労働が健康に与える影響についてですけれども、実態調査はなされたことはございしますか。

○政府委員(小粥義朗君) 昭和五十八年度に技術革新と労働に関する調査ということで調査をいたしました。

ディスプレイ使用による体への影響について、それぞれその作業に従事している労働者の方から訴えといえますが、自訴があるわけでございします。目が疲れるとか肩が凝るといったような訴えをされる方がどれぐらいの割合いるのか、それが平常の一般作業に従事する労働者の方と比べてどうなのかといったようなことは調査をしたものはございします。

○糸久八重子君 その調査の結果に基づいて、健康異常とVDT作業についての因果関係、その究明はまだ完全にはしてないということなのです。

○政府委員(小粥義朗君) いいえ、こうした五十八年の調査結果を踏まえて、その後、産業医学総合研究所あるいは産業医科大学、さらには中央労働災害防止協会といったところで専門家に頼ります調査研究を進めた結果、こうした健康面への影響があることはもちろん否定できない事実でございしますが、それはいわゆる健康障害と見るべきかどうかという点については必ずしもそうでは

ないんであって、疲労の蓄積であるから、その疲労が蓄積しないような作業管理を徹底することによって回復するものであるという判断に立って、先ほど申し上げた昨年十二月の指針等もつくられているわけでございまして、この五十八年の調査結果を踏まえて、さらに専門機関によります調査研究は私どもとしても進めたわけでございします。

○糸久八重子君 その指針の普及徹底はどのようにして図っていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) これは昨年十二月に出たものでございしますから、それを、従来のはいわゆるガイドラインとして出しておりましたときは、単なる参考資料ということで企業に利用してもらおうという程度だったわけでございしますが、今回の指針は、これは労働基準局長名の通達として各都道府県基準局に示達をしております。

したがって、各都道府県基準局さらにその出先機関であります労働基準監督署は、この指針によって各企業に対してVDT作業に従事する労働者の作業管理、健康管理はこれで指導するようにと、こういう指示をいたしているわけでございしますから、これからその指導が普及をしていくというふうに見えておりますし、六十一年度の重点事項としてもこの問題を取り上げて、各基準局あるいは監督署へ指示をしているところでございします。

○糸久八重子君 そういうわけで、各県各基準監督署がこれに基づいて企業を指導するということになるわけですから、先ほどから話題になっておりますけれども、作業時間の上限設定をなるべく短い方が望ましいとかというふうなそういうあいまいな規定では、どの程度に指導していいのかわかりません。そういうわけで上限設定というのは必要なのではないかというふうに申し上げます。

次に、現在まで、VDT作業に伴う健康への影響によって労働災害の認定を受けた方はいらっしゃるのでしょうか。

ております労働災害の認定申請の件数としては四件承知をいたしておりますけれども、一件は業務上には当たらないということで業務外の判断がなされておりますが、他の三件につきましては現在調査をしているところでございします。

○糸久八重子君 調査をしている他の三件というのは、具体的にどういう身体的な状況があったのかおわかりですか。

○政府委員(小粥義朗君) その三件、いずれも眼精疲労についての申し立てでございします。

○糸久八重子君 わかりました。

私が持っております資料の中で、茨城の方なんですけれども、作業を始めて三カ月後に視力が急速に衰えて、今まで一・五だった視力が〇・三に落ちてしまった、そして労災認定の申請をしたんだけれども、因果関係がはっきりしないというので却下になったというのを聞いています。

とにかく、急速にそのように視力が衰えるというところは、もう明らかにVDTの障害だということとが言えるのではないかと思われるのですけれども、その辺の認識についていかがでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 率直に申しまして、このVDT作業によります目の疲労あるいは目に及ぼす障害というのは、まだ医学的に未解明の分野でございします。結局、申請がありました場合にケース・バイ・ケースで、その人の年齢であるとか、あるいは作業に従事していたその従事期間、あるいは労働量といったようなものを総合的に判断して、また同時に、専門の医師の意見等も伺いながら判定をするわけでございします。

ますふえていきまして、こういう事例はふえてく
ると思うのですね。一度健康障害になった場合、
例えば目の障害になった場合に、〇・三のものが
また一・五に復活するということはとても考えら
れない。そういう意味ではやはり早急にこれらの
問題には対処していっていただきたい、これ要望
をしておきたいと思います。

次に、給付日額の改正の關係についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正の中で最低限度額、最高限度額を設定してあるわけですが、その趣旨や目的はどのようなところにあるのか明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小粥義朗君) 最近、労災保険制度におきましても年金受給者の数がふえ、しかも高齢化が進むと、こういう状況にあるわけでございますが、そうした中で、年金給付についてのいろいろな不均衡の面が出てまいったわけでございます。その主要な点は二つございます。

一つは、若年時に被災をされた方は、年金についてのスライドがありますものの、言うなら中高年になって賃金が高い時期に被災された方に比べますと、これは年金ですから、五十、六十過ぎて七十でも八十でも、いわゆる亡くなられるまで支給されるわけでございますから、そうすると、通常なら労働市場から引退された後の年齢時点で比較をしますと、被災時点が若かったか、それとも壮年時であったかによつて相当大きな格差が生まれるわけでございます。特に、賃金が高い若い時点で被災された方には相対的に不利な形になるものですから、その辺を何らか改善すべきではないかというのが第一点でございます。

それから第一点は、異常に高い年金額を受けられる方がいるわけでございます。これは給付基礎日額の算定方法の問題もあるわけでございますけれども、現在一千万円を超える年間の年金額を受けておられる方が三十名ぐらいられるわけでございます。いわゆる労災保険制度は稼働能力の喪失を補てんするというところで制度の基本がつくら

れているわけですが、余りにも高額な年金額が、しかも七十にもなり八十にもなり亡くなつたままに支給をされるということになりますと、他の年金受給者との間での不均衡の問題、あるいは他の制度との間での不均衡の問題、こうした点も現実には指摘をされるような事態になつてまいっております。

そうした両面にわたります不均衡を是正するために、年齢階層に応じた最高限度額、最低限度額というものを設定して、その辺の不均衡を改善したいというのが今回の給付基礎月額についての改正の趣旨でございます。

○糸久八重子君 年齢階層別の最高限度額をそれぞれか

ら最低限度額を決める場合にどのような基準によって策定していくのか、その策定基準について明らかにしていただきたいのですが。

○政府委員(稲葉哲吾) 最高限度額、最低限度額の算定方法につきましては、労働省で毎年行っております賃金構造基本統計調査という調査がございます。

います。この調査は、五人以上の民営事業所におきます労働者の決まって支給する現金給与額につきまして調査しているものでございますが、この調査の年齢階層五歳ごとの数値をとりまして、その二〇分位のうちの第一・二〇分位を最低限度額の数値、それから第一九・二〇分位を最高限度額の数値というふうに考えておりますが、これをそれぞれ男女別に求めまして、それを手続としては日額に換算いたします。その場合には、就労実態も若干の考慮をいたします。

こうした得られ remained した日額を労災年金の現実の受給の対象となつております被災労働者の男女割合によりまして加重平均をいたしまして、男女計の年齢階層別の第一・二〇分位、それから第一九・二〇分位を求めまして、その数値をそれぞれの年齢階層の最低限度額あるいは最高限度額というふうに設定することといたしております。

【理事佐々木満君退席、委員長着席】
ただ、最高限度額につきましては、日本国も批准いたしておりますILOの百二十一号条約によ

ります。制約がございますので、その線を下回らないように所要の修正を加えるということにしているところでございます。

○糸久八重子君 男女の賃金格差とか学歴による賃金格差は、基準策定に当たってどのように考慮するのですか。

○政府委員（稲葉哲吾） 男女の格差につきまして、

は、それぞれ原統計の男女別の数字を得た上でそれを労災年金受給者の男女割合によりまして加重平均いたしましたして求め直すということにいたしましたしております。したがって、現実の労災年金受給者の男女の割合が反映されるということにすることにしたしております。

なおよ字歴については特に考慮はいたしておりません。

○糸久八重子君 労災保険審議会の建議の中でこう言われているのですね。「また他方では、きわめて高額の年金受給者が存在し著しく均衡を失する等の問題がある」としてあるわけですが、「き

わめて高額の年金受給者、今三十名程度と言ったのですが、どのような範囲でそのように見ていらつしやるのでしょうか。年金額とか受給者数、三十名ということなのですが、おわかりでしたらお知らせ願いたいのですが。

○政府委員(稲葉哲吾) 労災年金の受給額、年額で一千万円以上につきまして三十名というふうに御説明した次第でございます。

○糸久八重子君 今回の年齢階層別の最低限度額、最高限度額の導入によりまして、現在の年金

受給者のうち、改善措置を受ける者と最高限度額を超える者は、年齢階層別でそれぞれ何人おりますでしょうか。

○政府委員（稲葉哲吾） 昭和五十九年に実施されました賃金構造基本統計調査、最も新しい調査でございますけれども、これをもとにいたしました上で、現在算定いたしております最低限度額、最

限度額というものを基礎にいたしまして、その影響を受けます受給者の数を六十年五月支払い期の年金受給者に当てはめまして計算いたしました。

と、現在年金受給者は全部で約十七万人おるわけ
でございすけれども、最低限度額を今回設定す
ることによりまして給付額が引き上げられる対象
者という者は約二万一千人になります。

なお、この当てはめによりまして最高限度額を
超える者、これは経過措置によりましてその額は
保障されるわけにございすけれども、そういう人
前は二で割ると、前者は約一万二千人、後者は約

○糸久八重子君 最高額年金者の存在は、被災時の業務が繁忙期であったため賞金が高かったこととか、それから年金における賞金スライドの適用によつてそうなったにすぎないわけですね。現行の最高年金については、合計額が被災前重傷三日月の前提の二で超えている者は約一万二千人ということになります。

の労災年金については、給付額が被災直前三か月の平均賃金に基づいて算定されておりますね。しかし、三か月程度の期間では、その間がたまたま業務の繁忙期であったか、それから閑散期であったか等の、言ってみれば偶然的な事情によって被災労働者の給付額の差が生じてしまうわけでは

被災直前三カ月間の平均賃金という、その算定基礎には問題があるのではないのでしょうか、いかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のとおり、年金というのは長期給付の算定基礎を三カ月間という極めて限られた期間でもって決めることについては、私どもも問題があると思っております。ただ、この点は、労働基準法の現在の平均賃金を年金給付の算定基礎に持つてくるという仕組みをとつて

したがつて、労災保険審議会でもこの点がい
る議論はされましたけれども、今直ちに手当
をするのにはなお検討を要する問題がいろいろあ
るということで、引き続き検討事項とされてい
ます。

ところでございまして、私どもも同様の問題意識を持って今後の検討には対応してまいりたいと思っております。

○糸久八重子君 労災補償保険審議会の委員の方が諸外国に調査にいらしたようですね。

諸外国での給付の算定基礎はどうなっておりますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 労災保険審議会の委員がヨーロッパ諸国を中心に調査をいたしたわけでございまして、西ドイツ、フランス、イギリスを調査いたしました。それぞれの国によって平均賃金の考え方が若干異なっております、ある国では定額ということで何段階かを設けているという国もございますし、日本と同じような方法をとっている国もございます。

なお、最高限度額につきましては、たしかほとんどの国がそれを設けているというふうに記憶いたしております。

○糸久八重子君 給付の算定基礎、日本の場合では三カ月ですけれども、例えば西ドイツ、フランス、英国ではどうなっておりますか。

○政府委員(小粥義朗君) ちょっと、資料が今すぐ出ませんので、調べた上でお答えを後ほどさせていただきます。

○糸久八重子君 お願いいたします。

年功賃金体系が給付額に反映されていないという点は、かねてから問題として指摘されてきたことですけれども、特に賃金の低い若年時に被災した労働者の場合は、中・高年に達しても若年時の低額の賃金を基礎にした給付しか受けられないわけですね。今回の改正案では、年齢階層別の最低限度額を設定して底上げ措置を図ることになっておるわけですね。

年功賃金体系の反映としては、最低限度額ラインの設定だけでは十分ではないのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(小粥義朗君) 今回、最高限度額あるいは最低限度額というところを線を引いて、それを超える場合あるいは下回る場合だけ取り扱いを変えるという形にしたわけですが、本来の議論としては、労災の年金受給者個人について年功

賃金のカーブというものを描くべきじゃないかという議論もあり得るわけでございます。

しかしながら、年功賃金体系というのは、日本の場合、体制としてはあるわけでございますが、業種によって、あるいは職種によっては必ずしも年功賃金体系になっていない業種もあるわけでございます。

例えばタクシーの運転手の場合でしたら、必ずしも年功というものはそれに加味されていらないということになりますので、受給者個人について年功賃金体系を反映させるということとは、極めてこれは実務的にも不可能なぐらい複雑なものになるわけでございます。したがって、最高最低に線を引くことでもって対応しようということにしたわけでございます。

○糸久八重子君 労災被災者の生活実態なんです、審議会に出されました労働者の資料によりまして、補償年金受給額の実態を年齢別に最高クラスを見てみますと、傷病年金一級の場合、四十歳から四十四歳で年平均が三百九十九千円、それから障害等級一級、三十歳から三十四歳で三百三十三千円、遺族年金では被災者の被災年齢三十五から三十九歳、遺族が四名で二百三十三万八千円であるわけですね。

やはり労災被災者というのは、ある意味からいえば企業家の利潤追求の犠牲となったわけですから、その償いとしての補償としては、果たして十分とは言えないのではないかと。今回の法改正の理由にひきかえ状況と照らして、この保障額で被災労働者の生活状況を推定すると、本当に生活困難ということになると思われませんか、大臣の御見解を賜りたいと思っております。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどもお答えをいたしました。労災保険制度の基本的性格は、災害によって失われた生活能力、その補てんというものが基本的な性格になるわけでございます。したがって、いわゆる生活保障そのものを目的とする他の社会保障制度とはおのずから性格を異にする部分があるわけでございますから、結果的には所得保障に効果を持つ面があることは否定をいたしませんけれども、直接的な給付の基準というのは、やはり稼働能力が失われたその補てんということでもって給付水準というものを考えていかなきゃいけないというふうに私も考えているわけでございます。

そういう観点から個々の被災労働者の家庭を見ますと、あるいは御指摘のような非常に生活が苦しいという方もおられるわけでございますけれども、労災保険制度としての性格上、おのずからそこに限界があるということは御理解賜りたいと思っております。

○糸久八重子君 労働災害を受けることによって働くことができなくなった。そして、確かに労災の目的というのは稼働能力の補てんなのですが、もし仮に労働災害を受けなかった場合には、それなりの生活能力、それだけの賃金を得ることが可能であったわけですから、そういう意味からいいますと、やはり稼働能力の補てんということだけ切っていくというのはいかぬのではないかと。それで、財団法人の労災年金福祉協会の労災障害補償年金受給者の生活実態調査、これは六十年の二月にしているわけですが、これによりまして、重度の被災労働者の八割以上が被災時に家計にかなり影響があったとしているわけですね。

そして、財団法人の労災年金福祉協会の労災障害補償年金受給者の生活実態調査、これは六十年の二月にしているわけですが、これによりまして、重度の被災労働者の八割以上が被災時に家計にかなり影響があったとしているわけですね。そして八割弱が生活上困窮しているわけですね。そう答えております。現行の給付水準ではまだまだ本当に十分ではない、だから給付水準の引き上げをしてほしいという要望もたくさん出ているわけですね。

○政府委員(小粥義朗君) 労災保険制度のいわゆる法定給付としまして、休業補償であるとかあるいは年金があるわけでございますが、御指摘のようにな生活の上のいろいろな問題もその災害に伴って負担として加わってくるという面を考慮しまして、実は労災保険の福祉事業で特別支給金制度が設けられているわけでございます。

例えば、休業補償について申し上げますと、法定給付では六割の保険給付がされるわけでございますけれども、さらにそれに特別支給金によりまして二割、二〇%の上積みされるわけでございます。そうしますと、通常働いていた場合の賃金の八割は、八〇%はつまり労災保険制度で補てんをされているわけでございます。これはいづれも無税でございますから、そういう面では、災害を受けなかった場合の得られたであろう賃金収入というものの大方は現在の保険制度でカバーをされてきているわけでございます。

したがって、特別支給金を含めました現行給付水準というものは、労災保険審議会の中でも、一応国際的に見ても遜色のないレベルに達しているのだ、こういうような共通の認識の上に立って、今回給付改善を直ちに法改正の中に織り込むことについてはむしろなお検討を要する問題として引き続きの検討事項にされたわけでございます。

私も、もちろんこれでもって給付改善一切必要なしというわけじゃございません。今後のいろいろな社会経済情勢の変化、あるいは他のいろいろな諸制度との比較、そうしたものを絶えずいたしながら、今後引き続き検討課題とされております給付改善については、私どももさらに検討を進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

○糸久八重子君 現行の給付基礎日額の最低保障額は三千二百十円、この額はどのような水準をもとに決められているのでしょうか。

○政府委員(稲葉哲吾) 現行の最低保障額につきましては、雇用保険の日額の最低限とリンクさせながら定めているところでございます。

○糸久八重子君 この最低保障額三千二百十円、これは今後引き上げを検討すべきではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 現在の最低限度額三千二百十円が、先ほどお答えしましたように、雇用保険の失業給付の最低額とリンクをして従来から決められてきております。したがって、労災保険

だけでどうこうというわけにはまいりませんが、今後、雇用保険の最低給付額というものの検討も当然されるでございましょうから、そうしたものとあわせて私どもとしても考えていかなきゃならぬ問題であるというふうに思っております。

○糸久八重子君 最低、最高限度額の設定の額ですけれども、その額の改定はいろいろ関連するものがあることなんですから、賃金構造基本統計調査結果に基づいて毎年行うことになるのでしょうか。最低、最高限度額改定の周期についてはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 賃金構造基本統計調査は現在毎年行われております。そして、私どもとしては最も新しい調査を資料として採用したいというふうに考えております。

○糸久八重子君 今回の改正案によりまして、法改正の施行後被災して年金給付を受けるようになった場合に、その最高額はどのくらいの額になりますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 昭和五十九年の賃金構造基本統計調査によりまして、最高日額は一万七千六百十三円ということになります。

○糸久八重子君 そうしますと、例えばボーナスを含んだような場合、年額になりますと大体どのくらいになりますか。

○政府委員(稲葉哲吾) これを年額換算いたしますと約五百五十万円でございます。それにボーナス特別支給金額約二割加わることになりますので、六百五十万円前後ということになるかと思えます。

○糸久八重子君 かなりの低額になってしまいうけですけれども、制度改革の前と後で急に不利になる人ですね、なるべく出さないように経過措置を考えた方がいいのではないかと、思いますが、改正時における既裁定者に対する取り扱いはどのようにするのでしょうか。

○政府委員(稲葉哲吾) 既裁定者につきましては、既に支給しております日額につきまして、その額を保障するというにいたしております。

ただ、最高限度額をオーバーしている間につきましてはスライドは停止するというところで考えております。

○糸久八重子君 法の改正前後で年金の最高額については非常に差が生ずるわけですから、改正後に被災して年金を受ける場合に、給付基礎日額が最高限度額を超える者につきましては、その最高限度額のラインに引き下げるのではなくて、制度改正に伴う何らかの緩和措置を考えていかなければならないのではないかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(稲葉哲吾) 御指摘の件につきましては、労災保険審議会の中でも御議論がございまして、この保険制度のように災害を受けるということが確定しないような制度につきましては、そのような経過措置は設けないのが通例であるという結論に至った次第でございます。

先ほどの、労災保険審議会の委員の外国調査のときの件でございましてけれども、西ドイツにつきましては被災前四週間の賃金によつてとっております。それからフランスにつきましては被災前一月の賃金によつております。ただ、いずれも年金につきましては一年間の賃金を基礎といたしております。

なお、イギリスにつきましては定額になっております。

○糸久八重子君 年金については一年間というのが諸外国の例だということなので、日本の場合でも三カ月というのではなくて、ぜひその辺の期間の問題も十分御検討いただきたい、そう思うわけでございます。

ここに団体からの要望事項が来ておりまして、このことについては、参議院の社労委員会でも、また衆議院の社労委員会の中でも大変話題になっておるわけでございます。というのは、団体というのは全国労働組合連合会の要望事項でございまして、恐らく労働省にも出されているのではないかと思います。要望事項が幾つあるわけでございますけれども、重度の労働災害被災労働者の年

金受給者が死亡したときに、遺族にその遺族補償年金を支給してほしいという要望なわけです。

この点については、審議会等での話題にはなつたのでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 審議会の議論の中でもその問題は出ました。

それに対する考え方としては、確かに、脊損患者の方のように長期にわたつて介護を必要とするような状態で療養をされていて、結果亡くなった場合の直接の死因が労災事故である脊損と因果関係がないという場合に、これは業務上の災害による死亡とは認められないわけでございますので、その場合、業務外ということになって年金がとまつてしまふ、打ち切られる、こういうことになるわけでございます。

患者団体からは、そうした長期にわたる療養をしてきた方については、その直接の死因が必ずしも脊損なら脊損と関係なくとも業務上にすべきではないか、こういう要望をいただいたわけでございますが、これは労災保険制度の基本的性格として、業務上の因果関係が認められない場合、これを使用者負担責任において補てんするということにはまいらないものであります。そこは建前上困難であるというふうになったわけでございます。

しかしながら、これは衆議院段階でもいろいろ御議論がございました。そうした長期の療養をされてきた方が亡くなる場合のその死因と業務との因果関係、これをもっと詳しく調べて、できるだけ業務上のつながりを探して認めるべきではないかという御意見でございました。確かに、脊損患者のように神経が麻痺をしまして、併発した場合、普通の健康者で死した余病の併発によって痛いかどうかという訴えもできるわけでございますが、神経が麻痺しているがためにそうしたこともできない、そのため余病の発見がおくれて手当てがおくれた、それが死亡につながるといふようなことになれば、こ

れは何らかの労災事故としての脊損とのつながりもあるんじゃないか、こういった御指摘もあつたわけでございます。あるいは長期間にわたる療養生活の中で投薬を長い間受けますと、その副作用といったものも出てくるのではないかと、こういった御指摘もございました。

したがしまして、そうした点については私ども、直接の死因となりました疾病というものが労災事故である脊損とのつながりについて何らかのつながりがあるのではないかと、この観点でもっていろいろ医学的な情報の収集であるとか、あるいは専門家による検討といったものを今後進めてまいる必要があるというふうに考えております。

○糸久八重子君 ただいまおっしゃられましたとおり、この方たちの場合には、受傷という第一損傷と同時に、下半身不随という後遺症があるわけですね。そしてその後遺症の悪化に伴つて死亡するという例が非常に多い。この後遺症というのはやはり業務上の疾病によつて生じたわけですから、当然因果関係というのは認められるのではないかと、そう思うわけだし、またこの患者連合会の方たちもそういうことを特に強調していらつしやるわけですね。大変慎重に因果関係についてのことは、先ほどのVDT作業者の場合も、視力の減退というのは因果関係が認められないかというやうなことで大変問題になるわけですから、やはり半身不随というやうな形の重度の方たちのこういう場合には、この方たちを介護するために家族が恐らく外の勤めにも出れないで介護していた。その介護の問題については、冒頭の質問の中にもちょっと入れたわけですが、その部分については労働省は考えていくべきだということで大変ありがたいわけですね。

そういう意味で、この方たちの死亡した場合、そしてその残された遺族というのがある程度の高年齢者になつてくる場合には、恐らく外の勤めにも出れないというやうな場合もあると思ひますから、当然遺族補償年金というやうな形のものを考えていかなければならない、これはもうごく当然

そういう意味で、今後十分な検討をしていたが、ききたいと思うわけですが、この点について一言お願いします。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどもお答えいたしましたように、原疾病である脊損と直接の死因となつた疾病との因果関係、これが全然ない場合にはこれは何ともいたし方ございませんけれども、いろんな形でのつながりがあるのではないかということも多分に考えられるわけでございますから、そうした点については、今後の医学的な解明となりあるいは情報の収集、さらに専門家による検討というものを前広に進めていくことによつて、被災者の救済に遺漏がないようにしていきたいというふうに考えております。

○糸久八重子君　それからもう一つなんですけれども、改正時に六十歳以上の受給者と、改正後六十歳に到達した受給者に対して恩謝料と退職金に相当するものを支給してほしいという要望もございますね。

給付基礎日額の最高限度額を我が国の賃金水準に照合させて低額に抑えてあるわけですけれども、そういう意味から考えますと、賃金構造対象労働者というのは五体満足な人々たちであるわけですし、重度障害者のように身体的、精神的な苦痛はないわけです。この人たちの平等性を考えるならば、苦痛の代償といえますか、慰謝料を当然払っていかねければならないのではないかと、いふに考えるわけですけれども、この辺の見解はいかがでしょうか。

○政府委員(小義経朗君) 慰謝料の問題につきましては、従来もいろいろな場面での御指摘をいただいたわけでございますが、現在の労災保険制度では、いわゆる慰謝料は民事訴訟の問題としてはあるわけでございますけれども、労災保険制度におきましては慰謝料相当分というものは給付の範囲には考えていないわけでございます。したがって給付水準決める場合、そこまで織り込むとなると、これは今度は民事損害賠償の兼ね合いについて

でも大きな問題をはらんでまいるわけでございまして、現在のところは、慰謝料までを含めて給付水準を考えることは我が国の場合必ずしも適当ではないのではないかというふうに考えております。

それから退職金問題につきましては、確かに退職金制度を持っている企業は多いわけでございますけれども、これは被災時までにそれが払われたたすけられぬというものはなくて、今後払われるであらうというし、またそうした制度を持たない企業もあるわけでございますので、それを、大数を一律に処理するといふこの保険制度の中で織り込むのは技術的にも難しいといふことで従来織り込んでないわけでございますして、今直ちにこれをどうこうすることとは技術的にも難しいいんではないかといふふうに考えます。

○糸久八重子君 患者同盟の方たちはこう言っていらつしやるんですよ。六十歳以上の賃金構造対称象労働者というのは、定年退職をしてそして退職金を受給する。その後再就職の場合は賃金が低くなつてくるわけですけれども、だから六十歳以上の労働者の賃金というのは、賃金構造のように低水準になつていくんだと。今回の改正では、最高限度額を賃金構造の水準に低く抑えながら、退職金に相当するものが支給されてないからやっぱりおかしいんじゃないか。もし被災していなければ

退職金は当然受給できるわけだと。労災年金の本質というのは稼働能力の補てん、これも先ほどおっしゃられたようにですけれども、当然受給できるはずの退職金に相当するものを支給するのならばば、最高限度額を低額に抑えるという意味もわかるなと。そういうことを主張なさっているんですね。

だから、こういう内容から考えますと、これは本当にこのとおりでだと思うんですね。ですから、今の御答弁の中でございましたけれども、この慰謝料とか退職金の問題等についても早急に検討なさって、そして望ましい方向に出していっていただきたいと、そう要望を申し上げておきたいと思えます。

じゃ、続いて通勤災害に関する改正関係に移ります。

今回、「当該逸脱又は中断の後の往復が通勤とされる行為を日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるものとする」とされておるわけですから、けれども、この労働省令では具体的にどのような行為を考えておられますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 今回の改正によりまして、労働者の通勤経路からの逸脱、またはその通て、労働の中断後の往復が通勤とされます行為の範囲につきまして、それを拡大して労働省令で定めるといふことを考えているわけでございます。

いずれにいたしましたが、労災保険審議会の議を経て省令を定めたいというふうに考えているところでございますが、私も考えておりますのは、学校への通学、それから公共職業訓練施設への通所といった行為、それから人工透析等の医療を受ける行為と、こういったものを考えておるところでございます。

○糸久八重子君 従来よりもやや改善されたとして、
 ましても、今回の改正案によっても、通勤災害として認定される範囲はまだまだ大変狭いのではないかと、そう思います。

日本の国の労働者というのは、非常に通勤に長

時間を必要としていますね、そして労働時間も長時間である。そうすると、通勤経路の逸脱または中断というのはこれは常態化しているのではないかと、最近共働きが一般化しているわけですから、最近共働きが一般化しているわけですから、加えて、最近共働きが一般化しているわけですから、

けれども、そういう労働者の通勤の実態というのは、生活上さまざまな経路の逸脱が不可避となつておるわけですが、保育所の送り迎え、この辺のことについてはいかがでしょうね。

○政府委員(稲葉重君) 通常の保育所への送り迎

えにつぎましては、範圍に含めて從來から措置いたしております。

○久久八重子君 通勤経路の逸脱、中断中の災害であっても、例えば日用品の購入とか、日常生活上必要な行為を行っている場合の災害こそ通勤災害

害の保護制度の対象とすべきではないかと思うんですけれども、正常な通勤経路に服した場合だけでなく、逸脱中の経路についても考えていっていかねければいけないのではないかと、そう思うのです。最近は道路事情も悪いし、迂回していくというような場合もあるだろうと思いますけれども、その辺はいいがでしうね。

○政府委員（稲葉哲秀） 御指摘のような御意見があることは私も承知いたしております。それから、労災保険審議会の中でも御議論がございました。

間につきましては、通常の通勤経路ですと経路が特定できますので通勤災害の認定ができるわけでございますけれども、逸脱した経路につきましては非常にそれが確定しにくいという技術上の問題がありますので、まだそこまで含めるのは適当ではないというふうに考えている次第でございます。

○糸久八重子君 近年、単身赴任の方たちが非常に

に増加しておるわけですが、この方たちとい
うのは、週末自宅に帰って月曜日に職場に帰
るといふような形、もしくは一月にそういう形をと
る。特に、週休二日制を導入している企業も多くな
っているわけですから、金曜日に帰って月曜日

に行くというようなそういう勤務者も多くなっているのではないかと思いますけれども、そういった場合の帰省の途上に災害に遭遇した場合は、通勤災害とみなすことは無理でしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) この問題、実はいろいろ

るな面で指摘もいただいている問題でございます。

結論としては、労災保険審議会の検討の中でも引き続き検討していこうということにされておりました。今回の改正には盛り込んでおりませんけれども、従来そうした単身赴任的な方のいわゆる家族の住んでいるところとの往復の過程で出た災害、これの取り扱いとしては、例えば一例を申し上げますと、小田原に家があるんだけれども、相当地勤時間がかかるので都内にセカンドハウスを

持っていて、通常はそこから通うけれども、週末には小田原の家族の住むところへ戻って、それで月曜はそこから東京へ出勤をするというケースについて、これは通勤災害として認めたケースもございまして。しかし、例えば東京と大阪というふうに離れますと、これが必ずしも定常的にあるかどうかというものはつきりしないとか、あるいは毎週じゃなくて月に一回ならどうかとか、あるいは年に二回ならどうかとかというふうな、いわゆる通勤と見られるかどうかという面で、いろんな通勤途上としてのとらえ方が難しい問題も出て来い

るわけですね。
実は、この単身赴任につきまして、御承知のように、税制上の取り扱いも、昨年ですかなされたわけでもございまして、その場合も、やはり会社の出張命令と関連した形で取り扱うことにしているわけでもございまして、そうした会社の出張命令あるいは旅行命令というものが無い状態の中で、この単身赴任者の土帰月来型の行為を現在の労災保険制度に言う通勤としてとらえることは、やはり法律の概念上も無理があるし、やるとすればちやんとした形で対応を考えなきゃいけないといった問題もございまして、さらによく検討しようという事になっていくわけでもございまして。

今回の改正に織り込まれなかった趣旨はそういう事情でございまして、私どもも、今後こうした単身赴任の数がふえるだろうと思っておりますので、その往復過程の被災についてはどういうふうに対応していったらいいかは真剣に検討したいというふうに考えております。

○糸久八重子君 労災法の制定時から見ますと、いろいろやはり事情というのは大きく変わってきているわけですね。ですからそういう場合に、やはり変わってきた事情に対応していくような方策をとっていかねばいけないのではないかと思っております。

例えば単身赴任者の場合でも、家族と一緒に生活をしていないということで相当なストレス等も高じてくると思います。それで最近では、かなり

壮年の労働者が自殺をするなんという例もたくさん出てきていくわけですね。そういうことから考えますと、当然できれば週末は家族と一緒に過ごすというのが精神衛生上非常にいいことじゃないかと思っております。そういう意味で、この問題については早急にやはり検討事項に入れていただいて、まずまず単身赴任者が多くなるといふようなこの現状の中で、速やかな対応をお願いしたいと思うわけですね。

先ほど御答弁の中にもちょっとあったんですが、出張を含めた帰省、これもやはりかなりあると思うんですけれども、その際に事故が生じた場合には労災適用にはなりませんでしょうか。

○政府委員(稲葉哲吾) 出張の実態の事実認定の問題はございまして、出張と監督署長が認定した場合には労災の適用対象になります。

○糸久八重子君 実はこういう例があるんです。昨年の八月十二日の日航機の事故なんです。たまたま12便に乗り合わせて亡くなりました大阪の方でございまして。この遺族から、出張を兼ねた帰省中の事故として労災の申請をしたけれども、これは事業所が千葉にあるわけですから、千葉の労働基準監督署は業務外の災害として労災適用を認めなかったわけでもございまして。この方の実家は大阪の堺市、これは八月十二日ですから、旧盆休みを利用したしまして堺市の実家に帰省する途中に日航機の事故に遭遇をしたという事とでございまして。この方は帰省する際に、勤務先の会社の社長から、大阪に在任している社長の知人と会って情報を収集するようにという出張命令を受けて、そしてしかも出張手当も支給されてお

るわけでもございまして。
千葉の労働基準監督署が適用を認めなかった理由というのは、出張の命令が八月十一日、つまり出発する前日であった、そして航空券の購入が八月七日であった、つまり航空券の購入よりも出張命令が後であったというところが第一の理由である。そして出張の日時も、特に八月の何日の何時に行つて調査をしてこいという日時も設定をされ

ていなかった、だからこの事故というのは私的な目的の帰省の途中で発生したんだから労災適用にはならなかったということなんですね。

私は、これは新聞記事で見たわけですね。航空券の購入よりも出張命令の方が後であったということが第一の理由になっているわけですが、八月の旧盆の時期というのは人間の移動が行われる時期でございまして、当然乗車券とか航空券というのは早目に購入しておくというのが、これは常識でございまして。ですから、そういうことから考えると、この退けた理由の第一番目が出張命令が後であったということは、ちょっとやはりおかしいのではないかなというふうに感ずるわけですね。けれども、この辺の見解についてはいかがでしょうか。

○政府委員(稲葉哲吾) 認定権者であります労働基準監督署長の認定でございまして、私どもがとやかく申し上げるのはどうかと思ひますけれども、私も承認している範囲では、ちょうどお盆休みの直前の帰省だったというふうに承知いたしております。お盆休み、たしか四日というふうに承知いたしておりますが、そしてそのための帰省をあらかじめ計画されていて、その後に、今お話がありまして、社長さんからの話があったというふうなことで、その帰省につきましては全く私用によります帰省というふうに監督署長が判断をしたというふうに承知している次第でございまして。御指摘のような航空券の購入が前後どちらであったかということも一つの判断要素にはな

つていたかと存じます。
○糸久八重子君 それから、出張を兼ねた帰省中の事故死が労災に当たるかどうかという先例がなかったというんですね。こういう先例は本当にありませんか。これは千葉の労働基準監督署がそう言っているわけですね。けれどもね。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどもお答えいたしましたように、会社の出張命令に基づいての帰省の中で、たまたま家族のところへ寄るといふことはあり得ることでございまして、そうした出張先

の宿泊を家族の居住しているところにするケースは間々あるわけではございますが、今具体的事例でちょっとつかんでおりませんが、ケースとしてはあり得るのではないかなというふうに考えております。

○糸久八重子君 それでは、そういう実例があつて労災の適用になっているのかどうかということ、また調査をしてお知らせ願ひたいと思ひます。

大要時間がなくなつてしまいましたが、それは、やはり、きゅう治療労働者に対する補償打ち切りの問題について伺ひをします。

五十七年五月の三百七十五号通達で、はり、きゅう治療を一年程度続けた被災者に対して一方的に打ち切つてきた経過がありますね。主治医がはり、きゅう治療の効果認め、あるいは職場復帰に努めはり、きゅう治療を受けている労働者まで打ち切つたというのを不当として、横浜や大阪では訴訟に及んでおりますけれども、このことをどう考えておられますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 労災保険の療養費支給につきましては、原則として健康保険のそれに準じて取り扱うということにいたしておるところでございまして。

はり、きゅうにつきましても健康保険の取り扱いについては、きゅうに申し上げますと、はり、きゅう単独で施術が行われる場合に限りまして六カ月を限度として認めるといふことになっております。そして、一般医療とあわせて行われる場合には認められないというのが健康保険の取り扱いというふうに承知いたしております。

そこで、労災保険におきましては、労災医療といふものの特殊性も考慮いたしまして、これを一般医療と離れて行う場合につきましては、健康保険の六カ月の取り扱ひというのを九カ月ないし十二カ月というふうに比較的長期の施術を認めるというようにいたしているとともに、もう一つ一般医療と並行して行われますはり、きゅうの施術につきましても十二カ月間それを認めるといふこと

にいたしているわけでございます。

こうしたはり、きゅうの施術期間につきましても、こういった問題に造詣の深い専門家の皆様方の御意見を聴取いたしましたところ、負傷あるいは疾病の治療を目的とした場合は、通常であればその期間はほぼ六カ月で目的を達するといふことでございますが、個々の症状によりましては若干長短がございます、九カ月ないしは十二カ月を要する場合もある、そしてそれでほぼ十分であるという御意見をいただいているところでございます。そしてそれ以上延ばしたからといって施術の効果は期待できないという御意見が得られたわけでございますので、こういった意見をしんしゃくいたしまして、私どもの施術期間は九カ月ないし十二カ月というふうに定めたところでございます。

○糸久八重子君 打ち切り手続の問題なんですけれども、打ち切られた労働者がその理由や根拠を求めても、通達が本省から来ていて、監督署長や審査官はそれに拘束されるから打ち切りざるを得ないというふうに回答するということなのです。被災労働者が医学上の所見を添えては、きゅう療費給付を請求している以上、これを否定するからには、それ相応の合理性のある打ち切り理由を示すのが筋であると思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○政府委員(稲葉哲彦) ただいま御答弁申し上げましたように、その道の専門家の会合におきまして、九カ月ないし十二カ月の治療を行えばそれで十分であり、それ以上治療を続けてもその効果は期待できないという御結論をいただいておりますので、それに従って私も通達をいたしております。現地におきましては、その通達に基づきましてそういう御説明をするということにいたしておるところでございます。

○糸久八重子君 それでは、細かい問題についてお伺いしたいと思います、建議の中に書かれてある特別加入制度の合理化の問題ですが、特別加入しようとする者のうち、業務歴から見ても肺

とか振動障害等の職業性疾病にかかっていると考えられる者に対しては健康診断書を提出させるとあるわけですが、この特別加入制度の趣旨というのはどういうものでありますでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 本来労災保険制度は、使用者に雇用されている労働者がその業務上受けた災害による損失を補てんする、こういう形が基本的な仕組みになっているわけでございます。ただ、形式上労働者雇用関係にはないけれども、言わば労働の実態が雇用労働者と同じような実態を持っていると思われる方を、特に特別加入制度としてこの保険制度に入れる道を開いたわけでございます。

したがって、その範囲も法律でそれなりに限定をしておりますし、同時にこの場合は、いわゆる任意加入を建前としております。一般の雇用労働者は、これはすべて、極めて一部を除きまして強制適用、当然適用になっているわけでございますが、特別加入制度については任意加入が前提になっているところ、一般の場合と違う一番大きな点でございます。

○糸久八重子君 特別加入制度の大きな意味というのは、労働災害や職業病被災者に対する救済幅を拡大していくところにあるはずではないかと思っておりますけれども、こういうように特別加入者に対する事前の健康診断の義務づけというのは、保険への加入または保険給付の対象を制限しようとするものではないかと思っております。この特別加入制度の趣旨と大きく矛盾するものではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 労災保険制度としては、やはり事業主によります労働災害の防止活動というものを前提にして、にもかかわらず災害を受けた場合にそれを補償する、こういう仕組みになっているわけでございますが、特別加入の場合には、使用者に当たる者がその特別加入者との関係ではないわけでございます。

い状態の中で従来同じ作業をしてきて、もう既にそうした業務に起因する疾病にかかっている人が、これはもう発病が明らかであるということとで、逆にその時点から労災保険制度に加入をするということになりますと、これは言うならば一種の逆選択みたいな形になるわけでございます。任意加入制度を前提としております特別加入制度の建前からしますと、やはりそうした加入前にもう既に起きている疾病についてはこの保険制度ではカバーし切れないわけでございますから、そうした点を把握できるように健康診断の診断書の提出を今回、これは省令事項でございますけれども、考えたいということでも私ども考えているわけでございます。

○糸久八重子君 もう一つ、省令事項の中で意見書の提出というのがございますね。保険給付請求書案について、支給決定前に事業主は意見の申し出を書面により行うことができることとする。このことなのですかけれども、労災審議会の中の使用者側の強い意見があったと聞いておるわけですが、これもこの背景と意図についてはいかがでしようか。

○政府委員(小粥義朗君) 労災保険審議会の中で使用者側委員からは、そうした業務上の認定に当たっての意見の提出ではなくて、むしろ業務上の認定に対する不服申し立ての資格を認める、こういう要望が出されたわけでございます。しかしながらこの点は、事実上の利害関係は使用者が持つにしても、法律上の利害関係は持ち得ないものというところでございますので、それはとれないというふうにいたしましたわけでございます。

一方、労働安全衛生法等に基づきまして、使用者は労働者の健康管理についてそれなりの責任なり義務を負っているわけでございます。また、産業医等を置いてふだんから労働者の健康管理をやっているわけでございますので、そうした健康管理について責任を負っている立場からの意見の提出をこれは拒否する理由もないということで、業務上外の認定申請に当たって使用者から意見が提

出できるような仕組みをとろう、これは省令事項でございますけれども、そういうことで考えたわけでございます。本来は、先ほどもお答えしましたように、不服申し立ての適格性を認めるべきであるという意見であったわけでございますが、それはとれないということとでその点ははっきりしているわけでございます。むしろ健康管理に責任を負っている立場からの意見を申し出ることについて道を開いたということでございます。

○糸久八重子君 労災認定とか補償給付への使用者側の異議申し立てができるようにして、そして最終的には、労災認定、補償給付の決定を使用者側の同意がなければ不可能という状況にしようとする意図があるのではないかと考えられるんですけれども、そういうことはございせんか。

○政府委員(小粥義朗君) 使用者から出されます意見は、参考意見として行政当局が判断に際して見る場合がございますけれども、あくまで判断するのは行政庁が主体的に行うものでございまして、意見に拘束されるというものではございません。

むしろ、従来の労災認定申請の実態を見ておりますと、使用者の方の証明をもらうのがなかなかもらえないというケースもあつたわけでございます。それは、使用者としてはなかなか意見を言う場が全然ないので、一たん証明をすればもう物を言う機会がなくなってしまうということとで、かえって認定申請に必要な書類を整えるのがおくれるというケースもあつたわけでございます。こうした意見の提出が一方で道が開かれることとでもって、ためにする証明の遅延であるとかそういうことはむしろ今後避けられるんではないか。かえって認定申請の処理が迅速にいくんではないかというふうに考えているわけでございます。

○糸久八重子君 この意見書の提出の件ですけれども、このことは、労働協約による上積み補償とか、それから民事裁判での損害賠償請求という被災労働者の権利行使を不利にすることになるの

ではないかと大変心配されているわけです。申し立て制度の新設がやがては不服審査制度にまで及んで、被災労働者の不服審査請求の行使を妨げる要因になることも十分推測できる、労働組合はこの制度の新設を危険視しておるわけですから、十分慎重な対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。私にお願いします。

大変ありがとうございます。

○委員長(岩崎純三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時二分開会

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○中西珠子君 私は、社会党の赤久さんが二時間にわたって細々と御質問なさいましたので、なるだけ重複を避けて、同じ御返答をなさらなくて済むようにしたいと思っておりますけれども、労働大臣には、労災保険法改正を今回なさるに当たっての基本的な姿勢というものをやはり伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(林道雄君) 午前中の御質問に對しましてお答え申し上げましたように、今回の労災保険制度の改正は、高齢化の進展、年金受給者の増加などの実績にかんがみまして、昨年十二月に行われた労災補償保険審議会の公労使三者一致の建議を踏まえまして、年金制度に年功賃金の要素を反映するために、給付基礎日額につきまして年齢階層別に最低限度額、最高限度額を設けることを中心に、給付面における不均衡、不公平、これは是正を図ることなど、主として公平性確保の観点から所要の改正を行うことにしたところでございます。

○中西珠子君 年金たる保険給付の給付基礎日額を年齢階層別に労働者が毎年なすっております賃金構造基本統計調査に基づいてお決めになって、そして最低保障額と最高限度額というものを決めにするのでございませうけれども、最低保障額を決めることは、現在の労災の年金を受けている人の平均を見ますと、二百万とか三百万という大変低い年金の水準でありますから、これは非常に必要なことだと思っております。最高限度額というのを設けるということは、これはやはり法定の補償というものの水準を切り下げることになるわけであらうので、結局労災で年金をもらっている人たちの生活が苦しくなっていくということになるのではないかと心配するわけでございませう。

最低保障額を決めて、そしてそれによって救われる、言いかえれば年金水準が上がる人たちというものは、けさほどの御答弁で二万一千人あるというところでございませう。それで、最高額の限度を超えてしまう人というのは一万二千人ですか。結局、既裁定額というものは尊重なさるから、スライドをストップするということになるわけですね。それによって保険財政でどのような影響を受けるのか、その点につきまして、つい近い将来とまあ数年先というところまでお教え願えますか。

○政府委員(稲葉哲君) 今、御質問のとおり、最低保障額につきましては直ちに引き上げ、最高限度額につきましては、既裁定者についてはその額で据え置くというのをいたします結果、初年度においては約二十六億円の持ち出しと申しますか、負担増になる見込みでございませう。ただ、これがいずれ年を追いまして最高限度額の適用を受ける者が出てまいりますので、四、五年いたしますとほぼ見合う額になるというふうな推計になっております。

なお、将来につきましては、年金受給者自体、現在十七万人でございませうが、これが二十年後に約倍の三十万人を超すというふうに推計されておりますので、それら全体を勘案いたしますと、

保険財政に對します今回の最高限度額あるいは最低限度額の設定によりまして影響というのは、ほとんどないというふうにお考えになって、今度その保険の給付基礎日額というものの最高限度をお決めたに当たって、保険加入者、そして保険の給付受給者がふえるという見込みの中で、結局保険財政が何とかつじつまが合っていくようにと、赤字にならないようにという御配慮の方が大きかったんでしようか。

○政府委員(小粥義朗君) 年金のような長期給付の支払いに充てます原資は、例えば他の社会保険制度では相当額を積み立てているわけでございませうが、労災保険制度におきましては、年金制度が導入された時期も比較的新しいという面もございませうけれども、今後六年間の支払いに必要な分を積み立てるという形で予算も毎年編成をいたしております。しかし、本来でしなら年金受給者、相当年金受給期間が長くなっておりますので、もっと多額のものを支払いに充てるために積み立てていかねばならないわけでございまして、もしそれを本格的にやるとなると、これは今すぐの話じゃございませぬけれども、将来の話として見た場合には、相当の収入増を図らなければならぬという問題が実はあるわけでございませう。ただ、そうした長期的な問題は今後さらに検討が必要でございませうので、私どもとしても検討を続けていくわけでございませう。

今回の改正は、あくまで制度自体の中における不均衡の是正というものに主眼を置いて改正案をまとめたわけでございまして、特に財政面でのご考慮として、支出削減のためにあれこれという趣旨のものではございませぬ。

○中西珠子君 最高限度額と最低限度額を決められたということですが、保険給付そのものはやはり余り引き上げにはならないということですね。最低はもう上りまじから、水準が上がる

人は二万一千人いるという試算ですが、保険給付そのものをと改善するということはこれから先の検討課題だとは思っています。

特別支給金というのがございませう。この特別支給金というものの、被災された本人並びに家族というものの生活を潤すという意味では非常に結構なんですけれども、法定の給付の上に上屋を重ねるような上積みでございまして、それはおまけに規則でお決まになっているということ、一方から見ると非常に柔軟性があつて対応がしやすいということかもしれないけれども、国会の私どもの立場からすると、特別支給金についてはこちらの審議というものは全然されないうふうな、そういう感じを持つわけですね。

それで、これを一本にできないものかと思うんですけれども、まず現状について、特別支給金の受給状況、これを種類別に教えていただきたい。そして受給者の数が、労災全体の総受給者との比率はどのようになっているかを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(稲葉哲君) 特別支給金には、御承知のとおり、休業特別支給金、傷病、障害、それから遺族の各特別支給金がございませう。そのほかにポータス等の特別給与を基礎といたします特別支給金があるわけでございませう。これらの特別支給金の支給金額、それから受給者数でございませうけれども、昭和五十九年度の数字でございませうが、休業特別支給金につきましては四百六十八億円、対象者が二十六万六千人でございませう。それから傷病特別支給金では、支給総額が十九億六千七百円、対象者が二千十三人。それから障害特別支給金では二百五億二千七百円、対象者が五万二千二百二十五人。遺族特別支給金では百三十七億二千七百円、四千八百八人というふうになっております。それから特別給与を基礎といたします特別支給金は、額でもって四百四十三億四千三百万円ということになっておりまして、こちらの人数につきましては、特別給与を対象といたします特別支給金につきましては、人

数についてちょっと統計上把握いたしかねます。

○中西珠子君 比率はわかりますか。

○説明員(松本邦宏君) ボーナス特別支給金につきましては、三カ月を超える給与を基礎にしておりますが、給付基礎日額の算定の基礎になります賃金と別個のものでございまして、統計的にちょっと別の把握をいたしておけません。したがって正確な数字は、金額的には申し上げられますが、人数的にはちょっと申し上げられません。

○中西珠子君 金額的にはわかっているんですか。

○説明員(松本邦宏君) 金額的に申し上げますと、特別給与を基礎といたします特別支給金に障害特別一時金というのがありますが、これは六十一億一千万。それから遺族特別一時金でございしますが、これは四億二千八百万。それから特別年金、これにつきましては三百七十八億五百万というところでございます。

○中西珠子君 今、特別年金とおっしゃいましたけれども、それは障害特別年金ですか、遺族特別年金ですか。

○説明員(松本邦宏君) 特別年金の合計でございまして、障害特別年金は百二十一億四千二百万、遺族特別年金は百六十四億、傷病特別年金は九十二億六千三百万、合わせますと先ほど申し上げました三百七十八億五百万というところでございします。

○中西珠子君 年金の、労災の法定の方の給付は結局被災前の三カ月の平均給与ですね、そういうことになっていきますけれども、こちらの特別給与の方は、その特別給与の性格上、結局算定基礎年額を出されてそれを三百六十五で割っているわけでしょう。これを労災の法定の年金の方の、これは基準法の改正が必要となるかもしれないけれども、その基礎になっている三カ月間の平均賃金というのをやはり一年間というふうに直して、そしてこちらの特別支給金というの一本にまとめるという考えは全然持っていないんですか。

○政府委員(小粥義朗君) 今回の改正案を取りまとめる前提になりました労災保険審議会の建議が出されるまでの議論の中で、御指摘のような問題も論じられたわけでございます。特に、特別支給金を法定給付にすべきではないか、そちらに繰り込むべきだ、こういう意見もあったわけでございします。基準法との関係はございしますけれども、それは一応法理は共通の部分ありますが、年金制度を導入してから基準法とは独立の仕組みがつけられておりますから、そのこと自体致命的ではないんですけれども、むしろ法定給付にすることで他の制度との調整がどういふふうになっていくかといったような問題をいろいろ議論をされたわけでございします。結果としては、今直ちにやることはいろいろ問題があるなということで、今後他の制度との調整等の検討の中でもその辺を引き続き検討していこう、こういうことになったわけでございします。

そういう意味で、本来一本にしてはどうかという考え方、これはあり得るわけでございします。さらにはまた、三カ月というふうな期間ではなくて、他の欧米諸国にあるような年金給付という長期給付の算定基礎であれば一年間という期間をとるべきじゃないか、こういうこともございしました。これは実は基準法というのと関係してくる面があるわけでございまして、短期給付については三カ月、長期給付については一年というふうな立て方も考えられるわけですが、そうなりますと、いわゆる実務の面で二重に給付基礎日額というものをはじかなければいけない。しかも、従来三カ月だったものを一年というふうな期間に延ばしますと、そのための事務というものが相当ふくそうしてくるだろうといったようなこともありますので、行政の実務処理体制の問題も当然出てくる。といったいろいろの問題が提起をされました。したがって、それらの問題、問題意識は十分持ちながら今回の改正では見送っているということでございます。

○中西珠子君 けさの糸久委員の、年金の算定基礎はやはり三カ月の平均賃金ではなくて、せめて一年ぐらいたするべきだと、欧米諸国でも一年というふうになっているという、そういうお話があったときに、基準法の改正も必要だということを基準局長がおっしゃったわけですが、とにかく、特別支給金というのを支給していらないこと、これは結構なんです。結構だし、それで被災労働者の生活が大変困っているんだからいいんだけれども、しかし規則としてとんだらいいんだものをふやしていらして、そしてそれが積み重ねになるということは非常に素人から見ると複雑なんですね。

それで、これを一本化するのには行政事務上非常に煩雑で大変だというお話でしたけれども、休業の方の給付は一年という算定基礎ではない、一カ月とか四週間という算定基礎にしている国もあるわけでしょう、ドイツとかフランスとかあるわけですね。ですから、全然できないわけでもないわけですから、これをやっぱ法定の給付として一本化するとか、統合するとか、そういう方向に向かっての御検討というのをやはりやっていた方がいいと思うわけです。現在支給されているのは非常にいいんですけれども、そして現在特別給付金があるために結局百分の六十じゃなくて、それプラス百分の二十で百分の八十という、相当世界的に見ても恥ずかしいような給付水準になっているわけですから、それがいけないと言っているんじゃないんです。ただ、素人の目には大変わかりにくい。

それから、労災の認定を申請して、そして給付を申請するときに、これも特別支給金というのを忘れて書かなかつたらその人はもらえないというふうになりますからね。もちろん御指導になつていて、きちんと特別支給金も特別給与のある人は申請をするようにということですから、人々は大変困ると思うんですけれども、とにかく大変手続が複雑で、また支給の仕方も複雑だという印象を受けます。

また、法定でないというところを規則でお決めた

になつていてというところは、これは柔軟性があつて大変よろしいんじゃないかと思ひます。行政の側から見れば、しかし、我々から見ると、その特別支給金の方は全然我々はタッチできないところにあるというふうな、そういう感じを受けるわけですね。ですから、国会でもう少し議論ができるような法定の給付というものに統合するという方向で御検討願いたいと思うわけです。

それから、ほかの社会保険の年金との兼ね合いとか均衡というふうなものもあつて、労災の補償はほかの社会保険の給付水準よりも、労災の性質上、高くなつておりますからね、それが引きずりおろされるということでもまた困るんですけれども、将来やはりこれは御検討願いたいと思ひます。

いかがでございますか、大臣。

○政府委員(小粥義朗君) 先ほどもお答えいたしましたように、この問題、引き続き検討の課題の中にも入っているわけでございします。私どもとしても、殊さらに複雑な形態の給付体系ではなくて、わかりやすいものという意味では一本化の方向が望ましいと思つております。

しかし、さつきちょっと触れましたが、ほかの給付との調整の関係では、逆に受給者に不利になる面も実はあるわけでございまして、そうした点を比較考量して、果たしてどういふ形がいいかという意味で、まあにわか結論が出ないために引き続きの検討になっておるわけでございします。私どもとしては、わかりやすい給付体系という点では御指摘のとおり同じように考えるわけでございします。今後の検討に当たっては、その点を十分踏まえて対応していきたいと思つております。

○中西珠子君 それでは、ちょっと細かいこととお聞きいたしますが、今度の改正によりまして、一部の休業者に対する休業補償給付は、早く言えば引き下げになるわけですね。これが一部休業者に与える影響というものはどのようにお考えになつておりますか。

を単位として支給されることになっております関係で、一部休業の場合には、実際に働いて得た賃金と一日分の休業補償とを合わせると、通常の人が一労働した以上の収入が得られることになるという面では合理的な問題が出るために、今回それを、休業した時間に見合う分に休業補償は限定をすることにしたいわけでございまして、そのことからいいますと、現行制度に比べれば確かにその分休業補償が減るということになるわけでございまして、一方逆に、従来のような形で出ておりますために、かえっていつまでも一部休業を続けるというような形の逆の面も、実は実際の事例としてはいろいろ指摘を受けている面もございまして、

ですから、今回のことについて決して休業補償受給者が社会復帰の意欲を損なうことのないように、これは私もどうしても配慮していかなきゃならないと思っておりますけれども、そうした点に配慮しつつ、今余りにも不合理な形が出ていて、それがかえって意欲を阻害している面をむしろ是正したい、こんなような考え方で今回の改正案を考えたわけでございまして、

○中西珠子君 逆に、部分就労をしている人は、結局完全就労じゃないからボーナスなんかはカットされます、通常の勤務者より収入が少ないというわけですね。それでまあ休業を一部やって、そして療養しながら将来の完全職場復帰を目指して一生懸命働いているという人に対して休業補償がカットされてしまつては、完全職場復帰を目指すにしても訓練的に自分をならすというよりハビリのために働くという意欲がそがれるという方が大きいんじゃないかと私は思うんですかね。

とにかく、こういった一部休業者のカットというところで影響を受ける人はどのくらいいますか。何人ぐらいを想定していらっしゃいますか。

○政府委員(稲葉哲君) 昭和五十九年度の調査でございましてけれども、影響を受ける者、これは私どもの電算機の中に人数が入っていないで件数が入っているわけでございまして、件数と申しますのは支払い件数で、原則的には一カ月分まとめて払

っているわけでございますが、ただ一カ月分に満たない場合もございまして、その場合には若干違ってきますが、そういった件数で申し上げまして受給者全体の〇・一％程度でございまして、

○中西珠子君 社会復帰を速やかにさせるということは、労災法の一つの目的でもあるわけでしょう。そうすると、その社会復帰のためのいろいろリハビリとか、そういったことでは労働福祉事業でやっていらっしゃるわけですが、仕事につきながらリハビリをして社会復帰をするという方の手だてというのは余りないわけでしょう、現在の労災の制度のもとでは、

結局、自営業者としての社会復帰資金を貸し付ける制度とか、それから労災病院に社会復帰指導員を配置しているとか、そういうことはやっていらしても、職業をもう一度身につけていくというところ、そして自分自身をならして、訓練して、そして完全な職場復帰を目指すというふうなこととか、また、もとの職場に帰れないときには職業転換のための訓練をやる。そういう訓練のための保護金というふうなもの、助成金というふうなもの、そういったものはこの労災の制度の中ではやっていらっしゃるわけでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) 振動病であるとかじん肺のように長期療養をされた方が治って就労する場合に、通常の人と違っていろんなハンディキャップを負うわけでございまして、そういった方の就労がしやすいようにするための保護金というのは、これは労働福祉事業として現在やっております。

休業補償でもってそうした社会復帰の意欲をそがないように、言うならある部分上積みして出すべきじゃないかという御議論もあるわけでございましてけれども、むしろ休業補償は休業補償それ自体の性格に照らして適正な額にすべきで、私どもとしては、今の保護金であるとかあるいは今後職業能力開発行政とタイアップして、実際に訓練を受けやすいような環境もつくっていかなくちゃい

ないわけでございましてけれども、単に基準行政だけではなく、職安行政あるいは能力開発行政といった他の行政との連携をもっと密にして、実際に個々の労災受給者がリハビリを受けられるような、あるいは社会復帰が促進されるような体制づくりをしていくことが大事じゃないかと思っております。その点は今後とも力を入れていきたいというふうに考えております。

○中西珠子君 今、基準局長がおっしゃったような方向で、労災行政それから労働基準行政ばかりでなく、同じ労働省なんですけれども、職業能力開発行政と緊密な連絡をとりながら、やはり被災した労働者の社会復帰というものを速やかならしめるために御努力いただきたいと思っております。これはお約束いただきます。お願いいたします。

それから労災の方の特別加入の制度について、ちょっと細かくなりますがいろいろお聞きしたいわけですね。

例えば家内労働者、この家内労働者は労災特別加入ができるわけですね。しかし、加入者は作業ごとに結成する団体の名簿に載っていないければならないということになっているわけですね。そういう団体の数はどのくらいあるかということ、労災特別加入している家内労働者、そういう団体を通じてやっている人はどのくらいいるか。また、平均給付基礎日額はどのくらいのところにあるか。平均給付基礎日額はどのくらいのところにあるかというわけです。平均が出ていないければ傾向だけでも結構です。それから保険給付を受けている人がいるかどうか。また、給付を受けているとすると、その支給状況についてお伺いしたいと思っております。

○説明員(松本邦宏君) 家内労働者の特別加入については、五十九年度末の数字でございまして、団体数が百十三でございまして、加入者数は四百百三名ということになっております。それから家内労働者、これちょっと数字が違いますが、五十九年七月末日現在で調べました数字でございまして、家内労働者の総数は約六万八千名ほどと把握しております、その時点での加入

者は実は三千九百名ほどでございましたので、加入率としますと約五・八％ぐらいの方が入っておりますかと思っております。

それから給付基礎日額で申し上げますと、実は家内労働者につきましては、一般の特別加入とは違って、定額の給付基礎日額を認めておりますが、ちょっと細分はしておりますが、千五百円から四千円のところは七五・四％、約四分の三はそのランクでございまして、あと五千円から七千円というのが一五・三、八千円から一万円が六・五、一万二千円から一万六千円というのが二・八％というふうなことでございまして、

それで、受給者の数でございまして、これは五十九年度の数字でございまして、年金受給者の数は八名でございまして、短期の休業補償等の受給を受けた方は一万二、三千おられるという状況でございまして、

○中西珠子君 家内労働者の数を把握することは難しい、非常に実態を把握することも難しいんですけれども、一応先ほどおっしゃった六万八千人の中で加入率が五・八％、三千九百人というのは非常に少ないですね。そしてまた、これは家内労働も非常に危険有害業務というものもあるし、そして、規則で明示されている作業ごとに結成される団体の名簿に載っていないければ加入できないということになっているわけですねけれども、その団体数も百十三ということで、少ないわけですね。

やっぱり団体を結成させるということは非常に難しいのでございましてけれども、労働者としてはどのような方針をお立てになつて家内労働者が特別加入するのを奨励なさつていらっしゃいますか。また、団体を結成することを奨励なさつていらっしゃいますか。それとも、それは自然に任せてあるわけですか。

○説明員(松本邦宏君) 特別加入につきましては、今、先生も御指摘のように、団体をつくって加入していただくということをやっておりますが、この団体は、特別加入のために特別に新たに団体をつくっていただくということでは必ずしも

ございまして、既存の団体をそのまま特別加入の団体として御利用いただければいいわけでございます。一般的に特別加入の場合でございますと、地域的な、あるいは職種による同業者の集まりがございまして、大体それを利用してやっていたわけでございます。したがって家内労働者の場合も、多くの場合、既にそういう団体が結成されているケースが多いんじゃないかと思っております。そういうのを御利用いただければよろしいわけでございます。

数字の上では、今御説明いたしましたように、必ずしも加入状況は進んでいないという様な状況でございますので、我々としても、いろんな機会あるごとに指導はいたしておりますし、あるいは家内労働者に対しては婦人少年室あたりでもいろいろ御指導の機会がございまして、そういった機会なども利用させていただいて特別加入制度の周知はやっておるつもりでございます。

○中西珠子君 家内労働者の災害も非常にふえているわけですから、労災の特別加入の道があるというのをもう少し周知徹底していただきまして、そして加入するように奨励指導していただきたいと思っております。

同じ特別加入の制度の一人親方ですね、これについてはどういふ状況になっておりますか。団体の数、それから今お聞きしました給付の基礎日額の傾向ですね、それから保険給付支払状況、受給者がどのくらいいるかというふうなことを、これは数を把握していらっしゃいますか。

○説明員(松本邦宏君) 一人親方などにつきましては、ちょっと八つほどの職種に分かれておりますので、トータルで御説明をいたしますが、団体数といたしますと三千八百五、これは五十九年度末の数字でございます。加入者といはしますと二十三万三千四百六十七という数字になっております。

それから給付基礎日額の方で申し上げますと、三千円から四千円という層が四八・三%、約半数でございます。その上の五千円から七千円が三

六・四、八千円から一万円が一四・一、一万二千円から一万六千円が一・二という様な数字になっております。

○中西珠子君 受給者は。

○説明員(松本邦宏君) 受給者につきましては、年金受給者が約六百名ほどでございます。短期の受給者は非常に数は多くございまして、年金受給者は約六百名ほどでございます。

○中西珠子君 自営の中小企業の事業主ですね、これは労働省令で定める範囲の中小企業の事業主は特別加入ができるわけですが、これはどのくらいおりますか、加入の状況。それから給付基礎日額の傾向、それから受給者の数をお教えください。

○説明員(松本邦宏君) 中小企業事業主につきましては、これは特別に団体というのはいりませんので、加入者総数で申し上げますと八万二千七百五十一名、五十九年度末の数字でございます。それで、給付基礎日額の方で申し上げますと、三千円から四千円の層が五六・二%、五千円から七千円が二五・七%、八千円から一万円が一三・六%、一万二千円から一万六千円が四・五%というところでございます。

それで、受給者の数につきましては、実は中小企業事業主につきましては労働者と込みで入っております関係で、特別に集計をいたしておりますので、人数は把握いたしておりません。

○中西珠子君 包括加入というものはわかっておりますけれども、とにかくそういった方々もやはり被災した場合には生活保障の道が開けたということとは非常にいいことだと思っております。一人親方の場合は、やはり家内労働者と同じに団体加入が必要だということですが、どこの団体にも入っていないという人は、地域とか同じ業種の団体に何とか加入するということになっているわけですね。

労働省としては、やはりこの一人親方の加入というところは奨励していらっしゃるのでしょうか。

○説明員(松本邦宏君) 特別加入制度につきまし

ても、我々といはしましては、いろんな機会を通じてまして加入についての、制度についての周知に努めておるところでございます。

○中西珠子君 それからもう一つ、特別加入の範

疇に属する海外派遣者特別加入の制度がございまして、これについてはどのくらい加入しておりますか、加入者の数。それから給付基礎日額の傾向、それから保険給付の支払状況、これを御説明ください。

○説明員(松本邦宏君) 海外派遣者につきましては、団体数で申し上げますと三千四百三十三団体、加入者数にいたしまして四万七千五百二十二でございます。

それで、給付基礎日額につきましては、海外派遣者の場合には、一番下の三千円から四千円という層は〇・五%でございまして、五千円から七千円が一八・〇%、八千円から一万円が四五・二%、一万二千円から一万六千円が三六・三%というところで、比較的高い給付基礎日額になっております。

それから受給者につきましては、五十九年度で年金受給者が五十一名おります。

○中西珠子君 この年金受給者の平均年齢はわかりますか。

○説明員(松本邦宏君) 平均年齢まではちょっと把握いたしておりません。

○中西珠子君 わかりましたら後で教えてください。今でなくていいんです。

それから労働福祉事業の中で、労災就労保育援護費とか労災就労援護費というふうなものを支給していらっしゃるというふうな理解しておりますが、その支給状況について数字を教えてください。

○説明員(松本邦宏君) 労災就労援護費の支給状況については申し上げますと、支給額でございますが、小学校につきましては五千円、中学校については七千円、高等学校については九千円、大学については一万九千円を、これは月額でございますが、支給することになっております。

年二月支払い期の対象者は、小学校が七千三百九十人、中学校が八千二百二人、高等学校が一万百八十七人、大学が三千二百九十五人というふうになっております。

○中西珠子君 就労保育援護費の方は。

○説明員(松本邦宏君) 保育援護費につきましては、月額が五千円でございます。これも六十一

年二月支払い期の対象者は五百五十八名でございます。

○中西珠子君 労災就労保育援護費の対象者は少ないですね、五百五十八名ですか。

これは結局、給付基礎日額が幾ら以上、例えば最近まで九千円以下の人とかというふうな決まっていたわけでしょう。今は幾らですか。

○説明員(松本邦宏君) 現在は給付基礎日額、これはスライドがある場合はスライドを乗じた後でございましてけれども、一万二千円以下の方ということになっております。

○中西珠子君 大変これはいい制度だと思うんですけども、就労保育援護費の受給者がなぜ少ないのだろう、こう思っているわけですが、いろいろ基準監督署で周知徹底、それから労働福祉事業団の方でも周知徹底するように努力はなすっているわけでしょう。どういふ方法で教えていらっしゃるのですか。

○説明員(松本邦宏君) これは、被災された方にはこういう制度があるということを対象者についてはお教えすることになっておりますが、保育援護費の対象者が少ないのは、大抵被災時の平均年齢が四十二、三歳でございまして、要するに保育というものは学校へ入る前でございますから、結局平均的に考えれば、その年齢の人にはそういう小さい子供がもういないという結果だろうと思っております。

○中西珠子君 それから、今度は改正によってメリット制を拡大なさるということですが、メリット制を拡大して従業員規模二十人までは入れるというふうなことになると思いますが、労災隠しというのがふえるんじゃないかという、そういう心配をな

すっている方がありますが、それはどうなんでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) お尋ねのように、労災隠しがふえるんじゃないかという懸念を持たれる向きもあるんですけれども、やはり何と云っても労災をなくすためには、企業の安全衛生対策にもっと力を入れてもらわなければならない。また、その意欲を高めるためにこのメリット制度というのは非常に効果のあるものでございますので、そうした面でも今回改正をしたいと思っております。

一方、労災隠しにつきましては、これは労災の申請自体は労働者がするわけでございますので、労働者の立場でちゃんとした申請がなされればおのずから労災隠しというものはあり得ないわけでございまして、死傷病報告や何かの報告で、使用者サイドがともすれば隠すようなことをするんじゃないかという懸念がございまして、労災はあくまでも被災労働者の申請によって行われるわけでございまして、その点の心配はないものというふうに考えております。

○中西珠子君 これはけさも質問があったわけですが、事業主の意見の申し出制度を今度は省令で新設なさるわけですね。

それで、被災労働者がこれは労災だということ認定申請しても、事業主の方がこれは労災じゃないと、労働者側の落ち度によってこういう災害が起きたというふうな意見を出すということがあるわけですね。そういうことで、結局事業主の同意がなければ労災認定してもらえないことになるのではないかと御心配が非常にあちらこちらあるらしくて、殊に労働組合の方からの反対というものはあるわけですが、労災認定には絶対使用者の影響力を行使させないということをお約束できますか。

○政府委員(小粥義朗君) 今お尋ねの例に挙げられました、この災害は労働者の責任だから労災の対象にならないとかいうようなことでございすけれども、労働者の作業行動に不注意があつて災

害に遭つた場合といえども、いわゆる故意あるいは重大な過失とかそういう問題はまた別として、通常の場合は、労働者の不注意があつたから労災の対象にしないというものはなく、あくまでも業務起因性なり業務遂行性があれば認定がされるものでございまして。

今回、使用者の意見の申し出を省令によって道を開くということにしますのは、これはいわゆる安全衛生法に基づいて使用者が労働者の健康管理の責任を負っている。しかも、産業医を配置して長年にわたつて労働者の健康状態の管理をしているわけでございまして、そうした健康管理の責任を負っている立場から、そうした健康管理の責任を負っている立場からの意見を聞かしてもらつて、そういう意味でその道を開いたわけでござい

ます。御懸念の、この意見申し出があるとそれで拘束されてしまふんじゃないかという点については、これは一つの参考意見ということであるわけですから、業務上外の認定はあくまでも行政庁の主体的な判断でもって行つたという点には変わりはないわけでございます。

○中西珠子君 非常に技術革新が目覚ましい進展を遂げておられて、ME化がどんどん進んでいくわけですね。殊に、けさも質問に出ましたけれども、VDT関係の眼精疲労から非常に視力が低下したとか頸肩腕症候群とか、いろいろ労災の認定をどうしても受けないという被災労働者の要望が出てきているわけですね。これはやはり因果関係が、これまでではっきりと医学的に証明ができてないから労災認定ができないというふうな話でございまして、これは将来の問題として大いにいろいろな情報も集めていただき、またそういったME関係、技術革新の影響で出てきた新しい障害とか疾病というのについての労災認定の道を開くように御努力をいただきたいと思つて、すけれども、その点については労働大臣はどのようにお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(林道喜君) 最近の新しい技術革新によりまして、従来になつたようないろいろな問題が起きてくることは事実でございまして、ただいまのところそういうこととの因果関係が医学的にまだ確立をされていないというところは大きな問題であらうかと思つて、そういうことを労働者といつたしましても十分に把握をいたしまして、今後の重大な検討課題となつていふふうに私は認識をいたしております。

○中西珠子君 実態調査をどうぞまたやっていただきます。そして十分な御検討を願つて、必要な場合には認定の基準を変え、新しい基準を設定するといふふうな方向で御努力願ひたいと思つております。

それから、中小企業には中高年労働者の被災率が非常に高いという数字が出ておりますけれども、殊に高齢の被災労働者の介護のためにはどういふ援護事業を将来なすつていくつもりか、労働省の方針について伺いたいと思つております。

この点に關しては、高齢被災労働者の介護のための援護事業を充実しなければならぬということとを労災保険審議会の建議でも言つていられるわけでございまして、けさも出ました研究会の中間報告にも出ていられるわけでございすけれども、労働省は今後どのような方針をおとりになるつもりなのか、それをちょっとお聞かせ願ひたいと思つております。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘の研究会の中間報告も示されたわけでございす。その中では、在宅介護の方策を一方で進め、同時に、在宅がなかなか難しい場合、そうした高齢の被災者を収容して施設の中で介護を進めていくというその介護施設といふんです、私もナースィングホームと言つておりますけれども、そうしたものの整備も必要である、こういう二つの方向での中間報告をいただいているわけでございす。

問題は、このナースィングホームをどういふような構想で今後整備していったらいいか、その辺は全国にどういふような配置で考えたらいいかと

か、あるいは各施設の中身、内容というものをどういふふうにしたらいいか、なお具体的に詰めなきゃならない問題がございすので、引き続きその点の検討は研究会にお願ひをいたしておりますけれども、そうしたものを少なくとも試行的にも早いところ手をつけていかなきゃならないんじゃないかといふふうにも考えておりますので、来年度以降の予算要求の中で、ある程度の方角づけができるように私も考えていきたいといふふうに思つております。

○中西珠子君 高齢被災労働者の介護のための援護事業は、これはやはり手厚くやっていたいただきたいと思います。

それから、まだちょっと時間がありますのでお聞きしたいんですが、昭和五十五年に労災保険法の改正案が成立しましたときに、衆議院と参議院と両院の社会労働委員会が附帯決議が採択されました、その両方の附帯決議の中に、年金給付導入前に打ち切り補償を受給し、なお療養を継続している者などに対する援護措置を充実させる必要がある、ということが指摘されているわけでございす、これについては労働省はどのような措置をおとりになりましたか。

○政府委員(稲葉哲君) 昭和五十五年の三月末日以前に労災保険法の規定によりまして、けい肺あるいは外傷性脊髄損傷、いわゆる脊損のために現に療養を必要とする人たちに對しましては、既に昭和三十七年から療養費として療養の費用とそれから雑費を支給してきつたところでございす。

昭和五十五年の国会の附帯決議を受けて、その後、常に介護を要する方々で現に自宅において介護を受けている方々に對しまして介護加算という制度を新たに設けまして、これを五十六年六月から実施しております。介護加算の額は月額三万六千五百円といふことにいたしております。

○中西珠子君 月額三万六千五百円は低いと思つて、すけれども、ほかの社会保険とのつり合ひといふこともあつて、急にたくさんにはで

きないのかとも思いますが、とにかくそのような措置をとっていらつしやるということは結構なこと、これを続けていただきたいと思ひます。

それから、他の社会保険年金とのつり合いというふうなこともちよつと今出てきましたので、労災保険年金と社会保険年金との併給調整、これを受けている人は何人ぐらいいますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 現在八万四千五百三十九人でございまして、年金受給者全体で十七万七千人余りでございまして、その四七%ほどということになっております。

○中西珠子君 とにかく併給調整を今しているわけですけれども、昭和七十年に年金を統合するという政府の方針があるわけですね。これを目標して労働省としては労災保険年金をどのようにしようと思つていらつしやるんですか、まだ将来のこととはわからないでしょうか。何かやはり一応の方向性というものはお持ちになつていらっしゃると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 率直に申し上げまして、現段階でこういう形でというものを明確に絵をかくて持つていくわけじゃございせん。しかし、労災保険審議会の中の議論でも、他の保険制度との調整が一つの大きな問題として議論をされたわけでもございまして、現行の調整の仕組みが果たしてこれでいいのかどうか、また、されてない部分について今後やるべきなのかどうかといったような、他の制度との兼ね合いでございまして、なかなか解決の難しい問題の指摘もございまして、と同時に、その調整の仕方によつては、現在労災保険が使用者の負担で拠出による保険料で賄われているわけでもございまして、ほかの制度と調整する場合に、一体どちらが先に出るのかといったような問題は、制度の理論的な問題と同時に、負担のあり方の問題にもいろんな影響を持つものでございまして、そうした点も総合的に検討をした上でないと、にわか結論が出にくいというところで引き続き検討をするということになっております。

したがひまして、七十年にはそうした年金の一元化といった構想もあるわけでもございまして、その時点に向けて私どもとしてもそうした適正な調整というものが行われるような仕組みというものを今後考えていきたいと思つております。

○中西珠子君 将来の問題としては、この労災保険というものが使用者責任という観点から出発してきたということもあるし、その前は救済的なあり方であつたということもあるので、歴史的な面から見ると非常に難しいことと思ひますけれども、これは十分に御検討くださいまして、よい結論をお出しくださるよう希望いたします。

それから現在の問題といたしまして、労災保険法と労働基準法の労災補償との間に、これはやはり労働基準法の労災補償も、労災保険に入つていない企業もあるわけだから、幾ら強制保険とは言つても、現状としてはあるわけですから、これは現在には必要だと思ひます。レーゾンドートルがあると思ひますけれども、労働基準法の労災補償と労災保険法の補償との間にやはり乖離があるわけですね。格差という乖離というのか、それがあるわけですね。それについては現在どのようなお考えになつていらっしゃるか、また将来はどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、将来どのように改正するなり、将来の方向づけというものは今お考えになつておりますか。

○政府委員(小粥義朗君) 労働基準法とそれから労災保険法に基づく労災保険制度、もともとは基準法による使用者の補償責任を保障するという形で生み出されたわけでもございまして、年金制度で生み出されたわけでもございまして、年金制度のひとり歩きをするようになってまいつたわけでもございまして、その面で、従来の打ち切り補償に比べて年金が非常に長期にわたつて支給されるという形では、必ずしも基準法とオーバラップしてない部分もあるわけでもございまして、労災保険が強制適用になつて、一部にまだ任意適用の部分が残つておりますけれども、極めて微々たるものであるということからしますと、現在基準法の補

償規定が働きますのは、四日未満の休業と、それから労災保険の任意適用事業である農林水産業の個人経営の五人未満の事業所、それから国鉄等は労災保険適用ならず、国鉄自体の制度を持つておりますが、これも今後民営・分割というような問題が出てまいつておりますから、どうなるかまだ帰趨はわかりませんが、少なくとも基準法適用部分というものはだんだん減つていくんではないかというふうに見えております。その場合、なおかつ基準法の災害補償規定を労災保険法とは別個に持つていらっしゃる方が多いのかどうか、これは基準法自体の問題としても十分検討しなきゃならぬ問題だと思つております。

同時に、先ほど来の御質問にも出てまいりました平均賃金と保険の給付基礎日額との関係といったような問題で、基準法と労災保険の関係についてはなお検討すべき課題が幾つかございまして、そういう意味では、その二つの法律の関係について私どもこれはさういつまでもそのままに放置しておけないんじゃないか。できるだけ早い機会にこの二つの法律の関係をすつきりしたものにしたいというふうにお考えをしております。

○中西珠子君 やはり経済社会情勢の変化というものに、また技術革新の進展というものに即応した法体制というものを考えるにあらざるやならぬわけですから、前向きな姿勢でよりよきものにしていただくようにお願いいたしますと同時に、労働災害の防止のためにも一層の御努力を、御健闘をお祈りいたします。

これで私の質問は、びたつと時間が来ましたが、終わります。

○藤井恒男君 二、三質問いたしますが、今回の改正に当たつて、限度額を上回るものについて経過措置を設けて既得権を保障する一方で、限度額を下回るものについては限度額まで引き上げるということになっております。

そこで、限度額まで引き上げるのにどの程度の財源がかかるのか教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(稲葉哲吾) 五十九年に実施いたしました賃金構造基本統計調査をもとにして算定いたしました最低限度額、最高限度額につきまして、六十年五月支払ひ期の年金受給者にこれを適用いたしました場合という前提でもつてお答えさせていただきますが、この試算によりますと、最低限度額設定による支出増となる額は、昭和六十二年で、初年度でございまして、約四十億円というふうに見込んでおります。

○藤井恒男君 六十二年四十億円。将来にわたつてこの保険財政への影響ということはどう考えておられますか。

○政府委員(稲葉哲吾) 当面は、最高限度額の適用を既裁定者については経過措置でもつていたさないという措置をとつておりますので、そちらによりますマイナスの影響はございせん。ただ、将来的にはそれが徐々に働いてまいりますので、およそ四年先には最高限度額の設定の影響と最低限度額の設定の影響とはほぼ見合う形になると思ひます。

その先は、最低限度額の適用の影響よりも最高限度額の適用の影響が上回つてくるというふうに見込んでおりますが、先ほどもお答えいたしましたところでもございまして、年金受給者は今後大幅に増加してまいりますので、そういったことによります保険財政の支出増、非常に大きなものもございまして、それと比較いたしますと、今回の最低限度額、最高限度額の設定によります影響というものは非常に微々たるものであるというふうな私ども判断をしております。

○藤井恒男君 先ほど国鉄の問題などについてまだ予知することはできないわけだけれど、私、いろいろ影響が出てくると思ひんで、その辺ちよつと気がかりであつたわけですね。

それから今回の改正では、労働者が監獄などに収容されている場合は休業補償給付をしないようにするということなんだけれど、労働者が収容される場合というのは過去にどういった事例があつたのか、お聞きいたします。

○政府委員(稲葉哲吾) 私ども個々のケースを全部把握しているとは申し上げかねますけれども、承知している事例として申し上げますと、業務災害により休業補償給付受給中の労働者が、その休業中に暴行、傷害、強盗、窃盗、恐喝、詐欺あるいは賄賂、刑罰不法等といった罪を犯しまして、それによって監獄等に拘禁収容されたものというふうに承知いたしております。

○藤井恒男君 不支給とする場合、既決者と未決者をどのように扱っていくのか。既決に限って適用すべきだと思ふんですけど、いかがなものでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) 労災保険法によります保険給付がいわゆる損害補償といった性格を持っておりますので、具体的な範囲は今後関係審議会の議を経まして省令で決めることにいたしておりますけれども、考え方としては既決の者に限っていきなさいというふうに考えております。

○藤井恒男君 次に、通学など労働者の一定の行為について、日常生活上必要最小限度の行為として労災保険の保護の対象とするということになっておるわけですが、これは具体的に省令で決めていくわけですね。こうした場合に、最近の職場における、主として技術革新の影響などからおのれの職業能力を高めなければならない、守備範囲を広めなければならないという中で、いわゆる学校に通うという人たちがふえてきているわけですが、私はこういう人たちについても積極的に認めていくべきじゃないかと思つておるんですが、いかがなものでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) その範囲も具体的には省令で決めることになるわけですが、今の考え方としては、学校といつても高校や大学に限りませんで、その人の能力開発に必要なカリキュラムであれば各種学校、専修学校も含めて考えたいと思つております。

ただ、おおよそその各種学校全部がいいということにできるかどうか、純然たる趣味のための通学というものもあるわけでございますので、その人の職業能力の開発向上に役立つものと認められる一定の範囲のものというふうに考えていきたいと思つております。

○藤井恒男君 今回、事業主が保険関係の成立の届け出を怠っていた間に事故が生じた場合は、事業主から保険給付に要する費用を徴収するという規定が設けられたことによつて、未加入事業所の加入促進に資することになると思ふんですが、その場合、費用徴収の範囲をどう考えているのか。

○政府委員(小粥義朗君) 現在、費用徴収の例が一つございまして、既加入している事業主が保険料を滞納している期間中に生じた事故について費用徴収ができることになっております。

今回、新しく法律改正で織り込みます未加入中の事故に対する費用徴収も、考え方としては、この既存の費用徴収の仕組みと大体同じような形で制度をつくりたいというふうにして思つております。

ちなみに、現在の費用徴収制度は、三年間の期間で、かつ給付に要した費用の四〇％を限度としてやっておりますので、今回の改正によります費用徴収も、ほぼ同じような考え方をとっていきなさいというふうにして思つております。

○藤井恒男君 労災保険は強制加入ということになっておるわけですが、未加入の場合の加入促進対策ということについて、先ほどもどなたか御質問があったかとも思いますが、具体的にどういったことを行っているのか、お聞きいたします。

○政府委員(岡部晃三君) 現在、労災保険の未加入、いわゆる未手続事業、これは全事業所約三百万以上あるわけですが、約百万が未手続事業でございます。この内容は、御承知のとおり、小規模の商業、サービス業等の事業でございます。これに対しまして適用はかなり困難な状況にあることは事実でございます。しかしながら、これは労働者を雇用しているすべての事業場に強制的に適用になる性格の制度でございますので、この適用促進というのは法の履行、費用の公平負担、労働者の福祉という観点から極めて重要でございます。

労働者では、従来からこの労働保険制度の周知徹底を図りますとともに、例えば労働保険事務組合に對しますところの事務の委託の普及、あるいは電子計算機の導入による適用関係事務処理の効率化というふうなことで、適用促進に努めてきたところでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、今日相当数残されております未手続事業に對しまして、さらに適用促進を図りますために、昨年度から全国の県におきまして合同のブロック会議を開催いたしまして、一体となつて適用の促進に当たるということを指示してまいつておるところでございます。

このためには、業種別の事務組合の設立等による委託加入の拡大という新しい方策も検討してあるところでございます。

○藤井恒男君 全国労働者連合会から労災法改正に対する要望書が出ておるわけですが、これは労働省も御承知のことだと思ひます。

この中で、重度労働災害被害者の労災年金受給者が死亡した場合に、大部分の者が業務上の疾病と因果関係が認められないという理由で遺族補償年金が支給されないという実態を訴えているわけですが、これはそのようなことになっているんですか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のような事例で、長期療養されていた方が亡くなった場合、その直接の死因がその被災者の原疾病、この場合ですと脊損になろうかと思ひますが、それとどういう関係で直接の死因である疾病が生じたのか、その辺の因果関係は個別にケース・バイ・ケースで判定をすることになっておまして、結果として因果関係なしということで、その死亡自体が業務外とされたケースが多いのは事実でございます。

○藤井恒男君 これは非常に難しいことかとは思ふけど、私は、やはり科学的知見を集積して、因果関係の解明により努めなければいけないんじゃないか、この要望書を見る限りにおいてそのように感ずるんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(林道雄) 先ほどちょっと局長の方からも答弁がございましたように、なかなかその因果関係というものの把握が難しいというふうなことでございまして、御指摘の要望書にあるような、脊損などによりまして長期にわたる療養中に併発した疾病と原疾病との医学的な因果関係、こういったものにつきましてもなお解明すべき点があるものと考えられますので、今後とも、医学情報収集、研究などを進めながら、医学専門家に検討をお願いして、できるだけ早くこの解明を早くなされるように努めてまいりたいと考えております。

○藤井恒男君 大臣、それはぜひよろしくお願いしたいと思ひます。

五十九年四月に行管庁が、労災保険制度の運営について勧告を行っているわけですが、この勧告に基づいて、勧告の内容に沿って実施したものももちろんあると思うんですが、実施しなかった主なもの、どういったものがあるんでしょう。

○政府委員(小粥義朗君) 勧告では二十九項目にわたつて非常に具体的な指摘もあつたわけですが、その中でまだ実施されていない事項の主なものとしては、一つは、労災リハビリテーション作業所の機能のあり方の再検討という指摘があるわけですが、この点は五十九年の七月以降、今、リハビリテーション作業所に入つておられる在所の方の社会復帰の意向等の実態調査をずっとやつてまいりました。その調査結果も出てまいりましたので、新しく労災リハビリテーション作業所の運営に関する委員会というのをつくりましたので、その委員会の中で今後のあり方の検討をしていただくことにしております。

また、労働福祉事業費の規模の適正化という指摘もあるわけですが、これは今回の改正の前提となりました労災保険審議会における論議においても、この福祉事業費はどうあるべきかという議論が大いにあつたわけでございます。そこでは

今回の改正に盛り込むまでの結論を得るに至らなかったため、引き続き検討すべき事項として、今後の検討課題とされているところでございます。

○藤井恒男君 今、二つの点を指摘されたわけですが、今後のスケジュールですね、どういう形になっていくというふうに判断したいのですか。

○政府委員(小淵義朗君) まず、リハビリテーション作業所の方でございますが、これは既に委員会も労災福祉事業団に設けて検討を始めることにしておりますから、そんなに時間がかららないで進むものと思っております。

一方の労働福祉事業費の規模の問題でございますが、これは現在の福祉事業の中身、それをどうしたらいいかといった問題にも当然かかわってくるわけでございます。これが当然に、先ほど申し上げました検討課題とされておまして、実は労災保険審議会でも建議が出ておまして、一応の検討は区切りがついたところでございますけれども、引き続きの検討課題が他に幾つかございますので、早急にこの審議会の中に、従来と同じように基本問題懇談会を引き続き設けておまして、これから検討を始めることにいたしております。ちょうど委員の任期がこの三月で終わっているものでございまして、今新しい委員の再任手続をとっておりますので、この五月には新しいメンバーで発足できるものというふうに考えております。

○藤井恒男君 終わります。

○下村泰君 多少、ほかの諸先生方と重なるところがあるかも知れませんが、少し角度を変えていろいろとお尋ねしてみたいと思っております。

今、日本の国の労働問題で一番直面しているのは何だといったら、やはり高齢化、いわゆる高齢の労働者がこれから多くなっていく、しかも非常に加齢的に、いまだかつて世界に例を見ないスピードで高齢化社会に入っていく。これはもう皆様方の方がよく御存じだろうと思っております。

そこで、いろいろと考えてみますと、いわゆる簡単に言えば、じゃ、なぜお年寄りの方が働か

なければならぬかと、こういうことになりますわね。年をとってきたら通常の年金、いわゆる年金生活というものができれば、そんなに僕は働く必要はないと思うんですね。

五十九年に出されたんでしょかね、これは総務庁の統計局で出している「労働力調査」、これを見ますと、「年齢別労働力人口の推移と見通し」というのがございまして。五十年、六十年、六十五年、七十五年というような年代の見出しで、その下に労働力人口の推移が見通しされておるんでございまして、六十五年に千二百五十五万人、全労働力六千二百三十万人の約二〇％。それから七十五年というふうに、推移の見通しです。七十五年と千四百八十五万人という労働力になってくるわけでございますね、五十五歳以上が五十五歳以上が千四百八十五万人。こういう数字が出ています。

それから、日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスなど年齢別労働力率の国際比較をしてみても、日本は非常に高い。六十五歳以上の欄を見ても、アメリカが一九・一、それから西ドイツが七・四、フランスが八・二、イギリスが六・五、これに比較して日本は、六十五歳以上が五・五。これに比較して日本は、六十五歳以上が四・一と物すごく高いわけですね。

年齢別の男子労働力率の国際比較を見ても、確かに日本は抜きん出て数が多いんですね、数値が。これはパーセンテージになってますけれども、六十五歳以上、これはイタリアが一九八三年で三・三、フランスが一九八三年で三・三、カナダが一九八一年で一・六、四、オランダが一九八三年で四・一、スウェーデンが一九八二年で一・三、三、イギリスが一九八一年で九・九、アメリカが一九八二年で一・七、一、西ドイツが一九八三年で六・五に比べて、日本は一九八四年で三七・六。これはもうこうやって各々の表を見ただけでも、いかに日本の場合にはお年寄りが働かなければならぬかと、これが現状な

んですね。

さあ、そうしますと、こういうお年寄りが働かなきゃならぬという日本のこの産業の構造の中で、ますます働きにくいような状況に追いやられているということも事実だと思うんですね。急にいろんな近代化されることによって、それについていけない人もおられます。中には、私もそうなんですけど、ソフト何とかというのがありますわね、いろんな子供が遊んでいるのが、あれ、私見ただけでうんざりするんですね、見ただけで目がおかしくなってくるんですね。こんなものによくまあ慣れて子供たちはよく遊んでいられるなと思うんですけれども、ああいうのを見ただけで私なんかうんざりします。そうしますと、私みたいに見ただけでうんざりする方もいれば、中にはこれが仕事場となっている方々もいらっしゃるわけですね。

さあ、そうなりますと、本格的な高齢化社会を迎えるに当たりまして、高齢労働者の職場環境の改善、あるいは労働安全衛生対策の拡充についてどういうふうな基本的にお考えになっていらっしゃるのか、まずこれから先に伺わしていただきたい。

○政府委員(小淵義朗君) 高齢労働者の方の、職場で働く場合に事故がふえてきているという傾向にあるわけですが、その原因としては、何といたしても一つには加齢、年が多くなることによる体力なり能力の衰えが一方にあるわけでございます。それが従来の重労働といえますか、そうしたものにかななかなたえられなくなる、あるいは身体動作が緩慢になって、いろいろ事故の原因にぶつかっている面があるわけでございます。そういう加齢による労働能力の問題は、これは必然のものでございまして、それ自体をすぐとめるというわけにはいかない問題だと思っております。

むしろ、私も高齢者の安全衛生対策として今考えておりますのは、一つには、その身体的行動をとる場合のいろんな気を配る点でございまして、そうしたものを各企業が高齢者の安全対策

としてやっております事例をいろいろ集めております。そういう集めた中から好事例をまとめまして、これを各企業に知ってもらい、各企業での安全管理に使っていただくということをまず一つ考えているわけでございます。

それからもう一つは、最近、特に高齢者の健康管理の問題が大きく浮かび上がってきております。もともと血圧が高いとか、あるいは心臓のぐあいが悪いといった持病を持っておられる方が、働いている過程で急にそれが表へ発症して亡くなるといふケースもあるわけでございます。したがって、そういう高齢者の健康管理、これをまず企業として十分気を配ってやってほしいということでの指導と、また助成をやっているわけでございます。

それ以外には、例えば高齢者の体力が衰えてくる、そのために仕事を従来よりは楽なものにかわらなきゃならぬとなると、ますます職場も狭まってくるわけでございますので、従来と同じような作業を、言うならロボットの助けをかりてやるような、そういうことはできないかというんで、身体障害者あるいは高齢者の労働に適用するいわゆる M E 機器、お助けロボットというような名前でも呼んでおりますけれども、そうしたものの研究開発を労働者自体でも手がけております。開発し、製品がでるまでにはまだ時間もかかるかと思っておりますけれども、労働者自体としても、関係研究機関の力を動員しましてそうした開発に取り組んでいるところでございます。

そうしたことを総合してやっていく中で、高齢者の労働災害というものを何とか減らしていきたい、こういうふうに考えております。

○下村泰君 まあ行政指導の面ではそういう形にならざるを得ないでしょうし、また、より以上に積極的に労働者の方が動いてくださるなければ、企業というものはもうほっておいたら銭のかかることとか面倒くさがることはやしませんからね、これは大いに叱咤激励をしていただきたいと思いますけれどもね。

昭和五十九年の労働者の「高年齢労働者の安全衛生に関する実態調査結果」というのが出ております。ここにグラフもございすがね。生産労働者たる高年齢者は男女とも災害率が非常に高くなっている。これで拝見しますと、性・年齢階級別労働災害率で、五十歳以上が、休業四日以上が一・三三％、それから休業一日以上が一・六二・九％ですか。そして今度は女子の方を見ますと、女子の方で五十歳以上、四日以上が一・四六％、それから一日以上が一・七三％と、こういうのが出てますね。

そして、生産労働者たる高年齢被災者について休業日数の長いものの割合が非常に高くなっています。例えば五十歳以上男子を見ますと、十五日から一カ月以内が一・七・八、一カ月以上が三・五・一というんです、これ。死亡が一・九。それから女子の方で、五十歳以上が二・四・六ですね、十五日から一カ月が、一カ月以上が三・六・四、こういうふうな数字が出ております。

結局、高年齢労働者に対する安全衛生対策、過去五年間に検討した事業所の割合が二七・五％と低い。この「過去五年間」というところが私は非常に何か不安を感じるんですが、少なくとも去年いっぱいだったとか、二年ぐらい前からやっただとか、過去五年間の検討した事業所の割合が二七・五、これは余りにも低過ぎるんじゃないかという感じがするんですね。で、グラフになつてますね。「高年齢労働者に対する安全衛生対策を過去五年間に検討した事業所の割合」、こういうふうに出ています。「検討した」というのが二七・五％、「検討中」が一・九・五％、「検討していない」というのが四九・三％、半分ですね。そうすると、五年間にわたつてこういうのを検討しなかったという事業所が半分以上というの、これはどういうところに原因がありますかね。まずこのところをちょっと伺わしていただきたいよ、半分以上というのを、五年間に。

は、推定されることでございますけれども、検討しなかった理由としましては、高年齢労働者自体の数が全体の労働者の中で占めるウェイトが特に高い、こういった観点から、逆に事業所全体の安全衛生水準を上げなければならぬ。こういう観点で、特に高年齢労働者ということだけに着目して検討をしていないと、こういうものが相当含まれて回答されているのではないかと、このように思うわけでございます。

結局、高年齢労働者の災害防止だけに着目して検討をしたかどうかと、こういう質問と受け取つてそして書いているのではないかと、いいますのは、高年齢労働者は全体の労働者の中でだんだんとウェイトが高くなってきております観点から、災害全体を防止するという点では事業所全体の安全の水準を上げる、こういう観点が必要であるかと、このように思うわけでございます。そういうことから「検討していない」というような回答をしているものもある、このように思うわけでございます。

○下村泰君　そうしますと、全体のところは検討してはいるけれども、高年齢者のみを対象にして検討はしていない、こういうことなんですか。

○説明員（加来利一君）　そういうものも含まれておるといふうな理解もございします。

○下村泰君　私も簡単ですから、そういうふうにお答えが出てくると、じゃ年寄りはほったらかししてしまふわけですね、思うわけですよ。ですから、やっぱり一応こういう調査というのは、私はそういうところまである程度手の届くようにした方がいいんじゃないでしょうか。私が例えばこういう質問をしなければ、全体だけ考えて高齢者は全然外されている、こういうふうな極端な言い方をされてもやむを得ないでしょう、今のお答えでは、どうなんですか。

○説明員（加来利一君）　高年齢者だけに着目して災害防止対策をするということになりますと、高年齢者の適応性に関してその部分の低下とかそういう

いったものを取り出す、こういうことになりますので、まず一つは、自動化といったような面が出てくるのと、もう一つ、適正配置という形で配置を適切にしなければならぬというふうな問題も起こってくるわけでございます。

したがって、そういう面だけに着目するということといえますか、全体のレベルを上げるというところの方がより重要、そういう考え方があった事業所があったのではないかと、このように思うわけでございます。

○下村泰君　私は別にあなたをいじめているわけじゃありませんからね。それは各事業所にしてみれば、年寄りだけを別にしてじゃなくて、それは全体の安全対策をと、それは当たり前なことですよ。ただ、こういった調査結果の出方が非常に何かおもしろくないというのが私の意見なんです。意見は意見として聞いておいてください。

しかし局長、これはやはりこういう調査というのは、そこそこまでいかないと本当の調査にはなりませんわ。話は話で結構です。別にお答えなくても結構です、そう思ってくださいれば結構なんです。

それで、今もお答えになりましたけれども、安全衛生対策の内容別を見ると、一番割合に高いのは作業方法の改善あるいは配置転換、これがやっぱり一番多いんですね、これが一三・八％。しかしそれにして一三・八％しかないわけですね。

安全衛生対策の具体的な項目別に見ると、高年齢者のみを対象に実施している事業所の割合は、高いもので「健康診断の追加等」がありますね。成人病とか人間ドックとか、こういうのが八・八％、それから「配置転換等」の八・六％、それから「職務内容の変更」の七・七％、これはやっぱり低いんですね、全体的に見ると。

こういうふうに、いわゆるこういったお年寄りに対する手当てが各事業所で非常に低いというのが現実の内容なんですよ。今お答えになったのは、全般的な底上げをするということに事業所は

一生懸命になっておると、だからこういうお年寄りの方は余り手が回り切れないというふうなお答えでございましたけれども、やっぱり全体の底上げをして、いわゆる労働災害を起こさないの一番いいことなんですから、災害が起きてからじゃ間に合わない、どんな手当てをしたって。幾ら医学が進んだからといって、ばらばらになった体をもとどおりに戻せと言つたてそうはいかないんです。指の一本や二本とか、そんな、いろいろ医学的に新聞の活字に発表されるのを見ますと、きれいな指を水の中に入れてくるんで、冷やしてそれで病院にかけつけて行ったら全部神経まで通つたとか、こういうことはありますね。そのぐらいならまだいいけれども、ばらばらになつちやうした場合にどうしようもねんだから。結局はそういう災害が起きないことを願うたいわけですね。

今、それぞれの分野に分けて申し上げましたけれども、全体的に見るとやっぱり低いわけですね。こういう手当てに対してどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員（小堀義朗君）　高年齢者の災害防止対策を重点に取り上げていかねばならぬ事態にも来ているわけでございますが、実は挙措動作の違いとなりますと非常に個人差が大きい面があるもので、それから、いわゆる医学的な知見を集約して、じゃ六十歳代の人であればこういうふうな作業をすればいいというふうなのは、なかなか線が決めにくいわけでございます。むしろ、まだいろいろそういう面での調査研究をしながら、あつては残つて残されておられますので、さしたつてはそれに力を入れてやっていくということに、今、災害防止五年計画の中でもうたつておるわけでございます。また、現に研究を進めてもらつておるわけでございます。

そうした研究成果を踏まえて、今度、それじゃ高年齢者の事故防止には機械をどうすればいい、あるいは作業基準をどういうふうにつくればいいのかといったようなものを具体的ににつくっていくか

ばならないわけでございます。まだそこまで率直に言つて手が届いてないというのが実情でございますので、私もその点を今後至急に手がけられるように進めていきたいと思つております。

○下村泰君 実際のことを申し上げて、労働省もこれほど急速な、いわゆる高齢化というのは恐らく読んでなかったと思ひますよ、だれしも想像しなかつた。たしかこの委員会でも前にお話ししたこともあり、諸外国が百年近くかかつてお年寄りが増えていくのに対して、日本は二十七年ぐらいいきなりどんと高齢化社会に入つていくわけですね。ですから、余りにも急速に來たために、いろいろの諸手当てができてない、準備がされてない、これはやむを得ないことだと思ひますけれども、お互いに、大臣だつてもういひゆる高齢という言葉に当てはまる方の部類にや入つてきていますからね。私も間もなくそうなりそうなんですけれども、お互いに情けない話ですけどもね。しかし、そういった方々が生産の部門に携わつていくなれば、これはもう笑つていられる場合じゃない、真剣に考えなきゃならない時期に來ていますから、よろしくひとつそういうふうにお願ひします。

それから、現在、雇用促進事業団の雇用促進融資の一環として高齢者職場改善資金融資制度というのがありますね。労働福祉事業団の労働安全衛生融資の一環として職場環境改善資金融資制度がある。両方とも職場改善資金融資制度なんです、上が違ふだけなんです。それを拝見しますと、高齢者職場改善資金、こちらの方が融資額の最高額が一億二千万ですね。それから労働安全衛生融資の職場環境改善資金の貸し付け、こちらの方が一億五千万。

これだけの額を、どのくらい今まで件数があるのですか。例えば一年なら一年を限つて言いますと、中小企業、いわゆる零細に近い方でこの融資を受けたの何件ぐらいあるのですか、實際のことを言つて。もし今すぐ件数が出なければ結構です。

○説明員(松本邦宏君) 職場環境改善資金の方で申し上げますと、最新時点の六十年度の実績でございますが、二百六十六億六十三億という金額が使われております。なお、この年の融資枠は全体として二百三十三億でございます。実は、五十八年度までは職場環境改善資金につきましても満額使われておりましたけれども、五十八年度で申ししますと、例えば百八十八億の融資枠に対して満額の百八十八億融資いたしております。ただ、五十九年度から若干金融が緩和してまいりました。

銀行等にも資金がだぶついている関係がございますので、若干利用は落ちておりますが、実は財投の中では非常に優等生ということで、いつもお褒めをいただいている融資でございます。それから高齢者職場環境改善資金の方につきましては、これは六十年度は九事業所ということで、融資枠は四億五千万でございます。

○下村泰君 高齢者の方は比較の利用度が少ない、こういうことになりませんか。高齢者の方が利用度が少ない、その利用度の少ない理由はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 雇用促進事業団が行つております高齢者職場改善資金融資制度、これはまだ発足して、たしか五十六年からの発足かと思ひますが、期間はまだ短いわけでございます。確かに予定した融資枠に比べますと、實際の利用状況がぐつと少ないということになってい

るわけでございますが、これは高齢者の雇用の場を開発するという観点で、例えばしゃがんで作業して腰に負担を感ずるようなものを立ち作業でむしろ楽にするとか、そのために例えば作業の対象物をコンベヤーでずつと動かしていったのを、上をつるような形にして動かすという形で、作業場の環境を改善するために必要な資金ということでございます。

そういう高齢者向けの作業環境の改善の、言うならパターンといひますか、そういうものはまだ必ずしも定着、定立してないわけでございます。どういうふうに変えたらいいかというところ

でまだ迷つていられる企業もいろいろあるように聞いておりますので、今度高齢者の雇用開発協会等も整備をされますから、そういう中でこちらの方の融資についてもなお利用がどんどん進んでくるんじゃないかというふうに考えております。

○下村泰君 これは私の提案なんですけれども、これらの制度を統合再編して、それで融資制度から助成金制度に転換してみたらどうか。高齢者職場改善資金融資制度、こつちへくると今度はた職場環境改善資金、同じようなものだ、中身は、してみりゃ、こんな二つもあることはないの

で、一つにして、むしろ職場改善の資金の助成というようにしてみたらどんなものだろうかと思ひます。これ思ひただけですよ、こうしろというわけじゃないんですけれども。どうなんですか、そんなことは。考えられますか。

○政府委員(小粥義朗君) 融資制度でいくのか助成金制度でいくのか、これは事柄によつて両方あり得る。むしろこれは助成金の方がいいというケースのものもあり得ると思ひます。ただ、一般的に言ひまして、融資と助成金制度を比べた場合に、融資の方は融資率が一〇〇％じゃない場合、ある程度の自己負担は当然必要になりますけれども、大方が八割とか九割の融資率でやるわけ

でございますから、そうすると問題は、むしろ担保があるのかないのか、あるいは返済能力があるのかないのかといった問題が出てくるわけです。一方の助成金制度は、これはもう返済切りになりますので、これを一〇〇％の助成率というのは通常あり得ないことでございますから、少なくとも二分の一ぐらいは自己負担をしなければいけません

た自己資金の調達に企業の負担になつて出てくる。しかも返済切りになりますと、これはそれだけの効果を期待しなきゃいけないためにどうして要件があれこれとるさくさくつてくるわけでございます。ですから、こうした職場環境改善の場合、融資の方がいいのか助成金がいいのか、またその対象となる企業の経営基盤、これがある程度のも

持っているのか持つていないのか、そうしたものでまた違つてくるかと思ひます。この融資制度も発足以來相当長くなつております、福祉事業団の方のあれば、ですから、これからのこの融資制度のあり方についてはいろいろ検討もしていかん

きやならないと思つておりますが、今ここでいかに助成金制度の切りかえの方がこれこれいいというふうにはまだ踏み切るだけの材料を持ち合わせませんので、今後の検討課題にさせていただきます。

○下村泰君 中には中小企業でもって、同じ中小の方でも小の方に属する人たちというのは、意外とこの融資制度というのは二の足を踏む方もいると思ひますね、意外と。今おっしゃつたように、返還ができるかどうかできないだろうか、中には倒産しかかちやつたやつもいるでしょうから。ほかの名目にして、こういうことは名目

え何とかが悪いことの利用すれば——こんなことを言つていいのかわいひのか、利用しようと思ひます。きかないことはいはずなんです、もしそんなことをしてまで倒産したなんてことになりゃ、えらいことになると思ひます。中には、それこそ返還できるところの騒ぎじゃないなんていうのもあるかもわかりませんわね。しかし、中にはまたその資金によつて立ち直るという企業もあるでしようし、そういう企業もあるんで、できるだけ借りやすい方法というの、あるいはいはもう少し方法というのが一番いいんじゃないか、これは私らの意見でございますけれども。

さて、先ほどからいろいろとこの年金に関する給付基礎額というところについていろいろな方からいろいろなお話が出ておりますけれども、労働省の賃金構造基本統計調査というのを利用しておるわけですね。年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を設定するというところで、この賃金構造基本統計調査というのはいくつもの点でござい

省が毎年一回、六月の時点だったと思いますが、六月を調査対象期間にしまして約十萬事業所を対象に賃金の調査をしているわけでございます。

年齢別にいろいろ業種別、職種別に、また性別ももちろん入っておりますが、そうした労働者がどれだけの賃金を得ているかというものを調査しているものでございまして、頻度は年に一回でございますけれども、内容的にはサンプルの数も他の調査に比べればはるかに多い数でございますから、賃金構造を知るためには一番しつかりした調査であるというふうに見ております。

○下村泰君 そうしますと、六月でしょう。六月といういわゆる春の闘争というのがありますからね、春季闘争、ベースアップもあります、それから今度ボーナスもありますというふうなことで、それそれ決まってくるんでしようけれども、例えば春季の値上げ分、これは五十九年ですけれども、春季の値上げ分でございます、主要企業、いわゆる千人以上ですね、約二百八十社を調べてみますとパーセンテージで四・四六、中小企業三百人未満八千社、これが四・四五と出ておるんですね。労働省の賃金構造基本統計調査というのは、五人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営の事業所のうち抽出した約七万から十萬事業所、これを見ますと五十九年で男が上昇率三・六になっている。女の方が三・三なんですね。

そうすると、いわゆる主要企業あるいは中小企業の方が四・四五と高くて、労働省の方で調べたのは、それは中には小さいところもあるんでしようけれども、三・六と三・三。例えばこういうところから割り出されて額が払われるということになるという、これはたまたまのものじゃないなというふうな気がするんですけれども、これはどうしてこういうふうになるんですかね。

○政府委員(小粥義朗君) 賃金関係の統計調査はいろいろあるわけですが、そういう中ではサンプル数あるいは調査内容からして一番しつかりしたものというふうに見ております。一方、春闘の賃上げの影響が六月時点でどう

いうふうに出てくるか。これは大企業は大体六月時点ですと反映されるわけですが、中小の場合は比較的解決が遅くて、六月時点まで一〇〇%春闘の影響が反映してないというケースもあり得るかと思えます。ただ、これは時系列的に見まして前年との比較でどれだけ上がったというふうに見てまいりますと、中小企業が仮に春闘の結果が反映されるのが遅くなったにしても、翌年の結果には当然入ってきているわけでございますので、前年との比較でどれだけ上がったかというふうな比較対照としては十分吟味にたえ得る調査結果ということになるわけでございます。

ですから、他の調査結果を使うにしても、それぞれ欠点もあるものですから、私どもとしては現在得られる統計調査の中では一番その意味ではすぐれている賃金構造基本統計調査を使おうと、こういうふうに考えているわけでございます。

○下村泰君 私の時間なくなりました。それじゃ、一つだけ今の質問につけ加えさせてください。年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の設定に当たっては、春闘の賃上げ率も考慮に入れる。全部、統計できていませんでしたね、今のお話では。中には中小企業ではおくとくところもある。それだったら、十月ごろに調査をする、あるいは九月ごろに調査をして、全部が上がった段階のものでいわゆる基準を出した方がい

いんではないかというのが私の意見なんです、どうでしょうかね、もう一方は多い方がいいんですから。

○政府委員(小粥義朗君) 確かに中小企業の場合、春闘の結果が反映されるのが大企業に比べて遅くなるという意味では、一〇〇%六月時点の調査に反映してないかもしれないけれども、先ほど申し上げましたように、要するに毎年毎年こうやっていくわけでございますから、若干のタイムラグが出るのは御指摘のとおりあるわけでございますけれども、この調査をまた改めて別途やるというのは大変なあれでございます、しかも毎年六月時点を選んでおりますのは、ある程度春闘結

果が反映されるという見方に立って六月を選んでいくわけでございますから、一応既存の統計調査の時系列的な評価というものを損なわないために、今の統計調査でもって対応していくのが一番適当ではないかというふうに考えているわけでございます。

○下村泰君 それじゃ、今までの私のやりとりをお聞きになって、労働大臣、どういうお考えをお持ちでしょうか。また、高齢者に対するこういったことの安全施策その他についてどういうお考えでしょうか、一言お聞かせください。それで終わります。

○国務大臣(林道雄君) 先ほど来高齢者の問題につきまして先生いろいろ御指摘がございました。急速な高齢者社会を迎えてその対応に十分なことになされていないというところ、これは私どもも十分感じていくわけでございますが、今後とも、そういった問題で高齢者の方々のいろいろな意味での福祉、あるいはまた災害防止のため、あるいはまた職場の確保、こういったことにつきま

しては全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○佐藤昭夫君 本改正案はいろいろ問題の多い改正案でありまして、それは、これまでの労災保険法の改正経緯との関係で見れば明瞭であります。すなわち、昭和五十五年改正までは一定の給付改善を図ってきた。

〔委員長退席、理事大浜芳栄君着席〕

ところが、五十五年改正で財界、経営者側が熱心に主張をしていた民事賠償を、労災保険給付との調整、いわゆる相殺規定を設ける改悪を行いました。今回の改正も基本的にはこの延長線上の改正であって、労働側の要求はほとんど入れられていない。

そこで私は、まず最初にはつきりさせる必要があると思ひますのは、労災保険法の基本的な性格、特性についてであります。すなわち、労災保険法は他の一般的な社会保険と異なつて、広い意味での無過失損害補償制度、こういう性格のもの

だと言ふべきだと思いますが、この点の基本的認識、どうでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘のとおり、労働災害につきましても使用者の補償責任というものを経過的に申し上げますと、基準法に定める災害補償の規定の、言うなら責任を保険によって担保しようという形で労災保険制度がつくられたわけでございます。ただ、その後の過程におきましては、基準法で言う打ち切り補償にかわつて長期給付としての年金制度が導入されるといったようなことから、保険制度自体のひとり歩きをしている部分もあるわけでございますが、基本的性格は、使用者の補償責任を基礎にした保険制度であるということでございます。

○佐藤昭夫君 今の答弁のように、基本的に事業主の補償責任、これを基本に組み立てられているという制度だと。したがって、一般的な原則論を言えば、労災保険の給付内容は労働者の生活水準の向上、特に賃金水準の向上を反映したものに事業主の責任においてされるべきが本旨であります。

今も少し議論があったわけでありましてけれども、ところが、実際はそうならない。特別支給金がその一例でありまして、例えば一時金、遺族特別支給金三百万円、障害特別支給金、一級の三百四十二万円、十四級八万円、傷病支給金、一級が百四十万円から三級百万円までのこういう支給内容、これは五十五年から全然改正をしていない。五年以上も据え置いたままということになっているわけでありまして、一方この間の物価は、調べてみますと一四・四%上がっている。賃金水準は、三十人以上の事業所で二・二%、五人以上をとりますと一・八%アップをしている。

〔理事大浜芳栄君退席、委員長着席〕

逆に言えば、例えば遺族特別支給金、こうしたことからこの特別支給金三百万円というこの内容は、その実質水準は賃金上昇と比べて二・二%も下がっている、こういうことになるのでありま

すから、三百万円は実質約二百三十万円だと、こういうことになるわけであります。

まさに、事業主の補償責任の低下、これが制度的に認められている、こういうふうな言うべきであって、したがって、本来毎年改正をすべきところかと思いますが、それは無理であるにしても、五年間も据え置きにしておるということは大問題、ぜひともこういう点については改正の努力をやってもらふ必要があると思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 御指摘の給付水準の引き上げにつきましては、今回の改正の前提となりました労災保険審議会における公労使三者のいろいろな議論の中でも問題の一つとして提起をされたわけでございます。

結論は、現在の労災保険の給付水準が法定給付及びこの特別支給金制度を加えてみた場合に、国際的にも遜色のないレベルに達しているというところから、今回の改正にあわせて行うことについては見送る結論となったわけでございますが、ただこうした給付水準、当然社会経済情勢の変化、あるいは労働者の生活実態等をにらみながら、常に目を配っていかなくやらない問題であることは御指摘のとおりだと思います。

したがって、この問題引き続きの検討課題とされておりますけれども、私どもその点はさらに今後とも十分関心を持って対応していきたいというふうに思っております。

○佐藤昭夫君 大臣としての御意見はどうですか。

○国務大臣(林道雄) ただいま局長の方から御答弁申し上げましたように、いろいろと五年という年月は大きな時代の流れの中で変わってくるというふうな要素もございますが、今回の場合は、先ほど御答弁のとおりでございますので、今後ともこういったことには私も気を配りながら考えていかなければならないことだと考えております。

○佐藤昭夫君 初めに指摘をしましたように、最

近の事業者側の態度が極めて問題であります。基

本は確認をされておるとおり、事業主の損害補償責任、これが明確であるべきであります。その損害補償を代行している。言いかえれば、個々の事業主の労災に対する損害補償責任を労災保険として政府に業務委託をしているとも言うべきものであります。

にもかかわらず、最近の経営者側、例えば金を出しているのは事業主だから口も出すようにせよと言ってみたり、労災決定そのものに不服申し立てができるような制度改正をせよということまで要求するに至っているものであります。まことに不適な態度と言わなければならないので、労働省としてま

さかこのような不適な態度を、不服申し立て制度を根拠から覆すようなこういう要望を認める、許すというふうなことはいいでしょうね。

○政府委員(小粥義朗君) 業務上の認定について使用者の不服申し立てを認めろという要望は、これは審議会の中における使用者側委員から強く主張されたところであることは事実でございます。

しかし、その問題については審議会の公労使三者の議論の中で、事実上の利害関係はあるとしても、法律上の関係はなり得ないということ、不服申し立て制度の適格性を認めることは適当じゃないという結論になっておりますので、私どもその考え方を踏まえて対応していきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 次に、具体的な問題として、脳卒中、急性心臓死などの業務上外認定基準に

お聞きをしたいと思っております。

○佐藤昭夫君 次、具体的な問題として、脳卒中、急性心臓死などの業務上外認定基準に

しかし、二十五年前に比べて労働環境は著しく変化している。交代制勤務、技術革新のもとでの新たな緊張を強いられる仕事の増大、労働密度、労働の質そのものが大きく変化をしているわけでありまして、現場の監督官諸君からも、二十五年前の基準では対応し切れないという声をいろいろ聞くわけであります。

労働省は現在、この百十六号通達、その見直し作業をやっていると聞くわけでありますが、結論までに一年ぐらいかかるということでありまして、けれども、今の認定基準が二十五年前の変化、現在の労働実態に即していないというふうに考えてこの見直し作業をやっているんでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 最近、労働者の高齢化も進んでまいりまして、成人病としての高血圧あるいは心臓疾患を持つておられる方の数もふえてきている。それがたまたま業務遂行中に発症して亡くなるというケースが事例としてもふえておるわけでございます。そうした場合には、御指摘のように昭和三十六年に出来た認定基準に基

づく認定基準に基いて個別に判断をすることになっているわけでございますが、ケースがふえてきただけに非常に手間暇が、時間がかかるということも現実の問題として現場の実務の面からする声も出ております。

そこで、そうした事例が多くなってきたということとあわせて、じゃあもうとわかりやすい、判定のしやすい認定基準というものが他に得られるんだらうかというふうな観点で、この認定基準の見直しを今専門家にお願いしてやっていただいているところでございます。

○佐藤昭夫君 二十五年前のままだになって何の改正もな

う経緯の上に立てて、今日の労働実態、労働の量並びに質の実態、その変化、これを見直し作業の重要な要素として考えているんですか。

○政府委員(小粥義朗君) 高齢者のそうした疾病を発症させる機序といったいわゆる医学的な問題だけではなくて、労働者が従事している労働の態

様、そうしたものの変化というものの当然検討の要素の中に入れておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 そこで、京都で起こっております。具体的な例で、以下質問をいたしたいと思います。

京都の小機貞次さんという、駒タクシーというタクシイ会社、その運転手さんが、昭和五十五年七月二十九日、タクシイ運転の業務中、脳動脈瘤破裂によるクモ膜下出血で倒れて休業補償給付を請求したところ、京都の上労働基準監督署長は業務外として不支給の決定を下した事案があります。

これについて、六十一年二月十四日、不服審査請求を出していただるところ棄却の決定が下された。目下再審査の請求中であります。

この概要は、小機氏が昭和五十五年七月二十九日、二人のお客を乗せてタクシイを運転中、京都の例の北野天満宮、その交差点に差しかけたとき、急に普通貨物自動車飛び出してきたために急ブレーキをかけて一旦停止した。この際体ががくつと強い衝撃を受け、再発進後、突然後頭部から頭全体に締めつけるほどの痛みが起った。それでガードレール、電柱に衝突して失神をする。直ちに病院に運ばれ一命は取りとめたわけでありましたが、クモ膜下出血と診断され入院、現在は退院をしているわけですが、即時入院という事になった。

こういう事例であります。この点について四人のお医者さんの所見、医証によりまして、小機氏の労災認定に特に不利なものはなく、むしろ疾病の発生機序等については同氏に有利なものである。ところが審査官の判断は、「脳動脈瘤破裂の誘因については、平川医師、服部医師、森竹医師とも一般的に破裂は通常興奮、緊張、いきみ等があった一過性の急激な血圧値の変動によって発症する可能性を認めている」と、すなわちお医者さんはそういうふうに認めているが、小機氏の「発症当日及び発症前における勤務態様及び勤務実績から通常に異なつた特に過重な労働とは認められ

ず、さらに、強度な精神的緊張を伴う災害によつて発症したとも認められない。」と、こういう判断であります。また長時間労働についても「常態として労働時間の超過は認められず」と「同僚労働者と較べても特に過重な業務とは認められず」という、こういう判断で不支給と、こう決めている、却下をしているわけでありませう。

これが業務上認定をされなかった、今紹介しました点が主な点だと思いますが、この点はあらかじめひとつ調べておいてほしいということをおいしたんですが、大筋こういうことで間違いないでしょうね。

○政府委員(稲葉哲君) 大筋においてそのとおりでございます。

ただ、医師四人の多くの者がそういうふうな判断をされたという点については、若干、多くの者というふうには聞いておりません。

○佐藤昭夫君 お医者さんの判断は、多数決の採決で決めるという問題じゃないに、それぞれが専門家として医学的な判断をする。その中の重要な三人の医師がそういう医者としての、専門医としての判定をしているというこの問題であります。

ところで、京都のハイタク労働者の諸君は、この小槻氏の事件をきっかけとして、いかにハイタク労働者の健康実態がひどい姿にあるかという問題を明らかにするために実態調査をやった。この小槻氏の案件でも審査官は、「常態として労働時間の超過は認められず」と「同僚労働者と較べても特に過重な業務とは認められず」というふうに言っているんですが、果たして労働実態の姿はそういうことなのかという問題であります。

この自交総連の京都地連、この労働組合が傘下の各組合、また京都にあります上京病院などという病院とも協力をして、組合員を対象にハイタク労働者の健康実態調査を行い、その中間報告が発表されておる。これも資料としてあらかじめ労働省の方に提示をしておりますので、ごらんを願っておりますが、例えば、血圧では要

注意の人が百三十五名、一五％ある。心配事の一のトップが健康問題五三・九％だと。よくある症状として、いつもたんが出る、絡む二六・三％。背、腰、これがよく痛む三〇・七％。頭が重い二七％と。とにかく一日じゅう町じゅうを走り回って、狭い車中で同じ姿勢で運転を操作し、排気ガスを吸うなどの繰り返しをしている悪影響が深刻である。さらに既往症、胃・十二指腸潰瘍二八・五％、交通外傷・むち打ち症二七・五％、こういう中間報告になっているわけでありませう。

この結果を見ても、ハイタク労働が精神的、肉体的に過酷なものになっていることがうかがえると思ひますが、労働省はこうしたハイタク労働者の健康実態をどう見ておられるか。小槻氏のような事件を初めとして、過労による労災案件、これが今後ともどんどんふえていく可能性、これを多分にこの調査は示しているんじゃないかと思ふんですが、そうした可能性、すなわち過労によつてそれが労災案件にまで行き着く、こういう可能性について労働省、どのように見ているんでしょうか。

○政府委員(小堀義朗君) 今、御紹介のあった健康実態調査の中間報告を私も拝見したわけですが、いわゆるタクシードライバー労働者の労働時間等の問題も、私も行政の一環として手がけているわけでございます。そうした中で、最近特にそれがわかに条件が悪くなってきたというふうには必ずしも見られないわけでございます。この中間報告の結果が即全タクシードライバーの姿をあらわしたものであるというふうには受け取れ得るかどうか、これはなお私も詳細な検討をさせていただきたいと存じます。

むしろ労働時間管理について、二七通達で五十四年以來やっているわけでございますが、違背件数も、わずかずつではございますけれども、年々改善を見てきている中で、なおかつこうした事態があるとなれば、これは例えばそういう都市型のタクシードライバーにおける特殊性といったものもあるいはあらわれてきているのかなというふうにも考え

られますが、いずれにしても、これが全タクシードライバーの姿という形で置きかえ得るのかどうかはにわかには即断いたしかねるというのが率直なところでございませう。

○佐藤昭夫君 この問題の深刻さの受けとめがどうも不十分じゃないかと思うのでありますが、今私が挙げましたような健康破壊の背景、これにはハイタク労働者の低賃金と労基法をも無視したような長時間労働、これがあるんじゃないかということでありませう。

これも資料としてあらかじめ提示をしておいたと思ひますが、労働組合の機関紙九十八号、ここに書いておられますように、一日平均二、三時間オーバー労働して、月平均一、二回公休を返上して出勤をする、月間水揚げが大体四十七万円から四十八万円。水揚げに充てる歩合給でありますから、賃率六〇％として月二十八万円くらいになるだろう。こういう収入でありますから、勢い世は週休二日制、時間短縮という、こういう時代にもかかわらず、タクシードライバー労働というのは全く逆になつておる。しかも休憩もろくろくにとれない、タクシードライバーの中で簡単な食事を済ますとか仮眠をする、そういうことからさらにスピード運転、これをやむなく重ねていかざるを得ない。そういうことが労基法を無視した労働、そして道交法違反を重ねる、こういう実態に突き進まざるを得ないということが訴えられている。

ですから、これは労働省のハイタク、トラック等の監督実施結果、一九八〇年十月から十一月にかけて行われました労働省の監督実施結果でありますけれども、ハイタク関係の事業所七二・五％が違反をしている、こういう数字なんかもあるわけですね。そのうち労働時間の違反が半分近くを占めているという、こういう点で、小槻さんのこの事件にもありますように、業務中に疾病を起こしても、特に過重な業務ではなかったというふうにはされたというんでは、これはハイタク労働者としてはいままでのじゃないと私は思ふんですね。

そこで、認定基準の、最初提起をいたしましたこの問題であります。百十六号通達、これは今多くの関係者から実態に即していないという批判が巻き起こっているんじゃないでしょうか。最大の問題は、二十五年前に決められました認定基準がアクシデント主義をとっている。すなわち「業務に関連する突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる出来ごともしくは特定の労働時間内に特に過激(質的に又は量的に)な業務に就したることによる精神的又は肉体的負担が当該労働者の発病前に認められること」と、こういう基準があるわけでありませうけれども、いわば思いがけない特殊な出来事とか過激業務による強度の精神緊張、強度の肉体的努力、その直後に発病するというこのことをこの認定のいわば要件としているというふうに言えると思ふのであります。

でありますから、幾ら過激な仕事を毎日していても、発病日に変わった仕事をしていないと当てはまらない。幾ら長時間労働をしていても、発病前に特に変つたことがないと当てはまらない。発病前にアクシデントがあつたとしても、周りの同僚に比べて過重でないといふ認められない。発病までに疲労が次第に積み重なつて、発病の引き金になったことを原因とは認めない。既往症のあった場合は、特に目に見えぬ強度の災害が必要だと、こういう内容になるわけでありまして、したがつて、これでは現実の労働実態には見合わないといふのは明瞭じゃないかと思ふのであります。

そもそも業務上外の認定は、自然科学的な証明の問題ではなくて、法律上保護を与えるのが相当か否かという法律判断の問題なんです。したがつて、百十六号通達の基準というのは余りにも医学的判断を重要視しておつて、業務上外認定を医学的判断に従属させるものだと思ふのであります。

したがつて、今大切なことは、基準見直しに当たつてはこのアクシデント主義の見直し、これをどうしても行う必要があるんじゃないかと思ふのであります。この点についての見解はどうでし

ところで林業労働者、とりわけ民間林業労働者の置かれている労働の実態は、極めて憂慮すべき

ものとなつております。すなわち、民間林業労働者は季節的、短期的雇用が多いため不安定であり、健康保険、厚生年金等被用者保険の適用はごく少数であり、賃金は他産業に比べて低上に、出来高払い制のため労働強化を強いられ、振動病の罹病者は毎年増加するという状況にあります。また、労働基準法が適用されないなど、まさに劣悪過酷な労働条件のもとで重労働に従事しております。

このような民間林業労働者の労働環境のもとでは、新規卒業者や若年労働者の就労は皆無に等しく、労働力の高齢化、女子化が進んでおり、このまま推移するならば我が国の森林、林業の危機的状況は一層深刻なものとなることは明白であります。

世界的な森林の減少による環境変化が懸念されている中で、今後我が国が森林の管理を適正に実行し、国産材の供給能力を飛躍的に向上させ、国産材時代への展望を切り開いていくためには、何となくともその生産労働力の確保対策が重要であります。

しかるに、現行労働関係の諸法律やその運用のみでは、林業労働の特質からくる諸問題は解決し得ないところであります。したがって、民間林業労働者の雇用安定、労働条件の改善、安全衛生、福祉面での施策の整備、充実等のためには林業労働の特質を踏まえた新たな立法が必要であります。

これが日本社会党が林業労働法案を提案する理由であります。

次に、法律案の主なる内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより、林業労働者の地位の向上を図るとともに、山村地域の振興に寄与することを目的としております。

第二は、林業労働計画の策定であります。すなわち、労働大臣は、本法の目的を達成するための

基本となるべき事項について、五年ごとに全国林業労働計画を策定し、都道府県知事は、全国林業労働計画に即して、毎年市町村長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定することとしております。市町村長が策定する市町村林業労働計画では、林業の事業の量、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に関する必要な事項について規定し、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮することとしております。

第三に、専業労働者とは常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用されるものをいい、兼業労働者とは、常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時期を定めて一年間に通常三十日以上雇用される者をいうこととしておりますが、公共職業安定所長は、林業労働者について、専業労働者及び兼業労働者別に林業労働者登録簿に登録するとともに、林業事業体の届け出に基づき、林業事業体登録簿を作成することとしております。また、林業事業体は、公共職業安定所の紹介を受けて雇入れた者でなければ、林業労働者として林業の業務に使用してはならないものとしております。

第四に、林業労働者に対して、一年間のうち最低限の雇用が確保されなかった場合及び本年度雇用実績が前年度雇用実績を下回った場合においては、雇用の安定を図るため、雇用保障手当を支給することとしております。雇用保障手当の費用については、一定規模以上の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者から納付金を徴収するとともに、国が費用の三分の一を補助することとしております。

第五に、振動機械を使用する登録林業労働者等について、定期及び特殊の健康診断を義務づけるとともに、振動障害を予防するため、出来高払いの禁止、振動機械の操作時間の規制等を行うこととしております。また、振動障害者の福祉増進のため、国は、療養施設等の設置、軽快者の雇用安定のための助成、援助、職業転換希望者に対する

職業訓練等について、それぞれ適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、政府は、労働保険及び社会保険制度について検討を加え、その結果に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとし、また、労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定を、林業労働者にも適用するために、労働基準法の一部改正を行うことのほか、監督、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。提案理由を終わります。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岩崎純三君) 次に、育児休業法案(参第五号)を議題といたします。

発議者糸久八重子君から趣旨説明を聴取いたします。糸久君。

○糸久八重子君 たいま議題となりました育児休業法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における人口の高齢化は急速に進んでおり、出生率の低下と相まって、来るべき社会の担い手となる児童の健全育成が一層重要な問題となっております。

また、近年、婦人の職場進出は目覚ましく、一九八五年には雇用されて働く婦人の数は千五百四十八万人に達し、そのうち有配偶者が約六割を占めるに至っており、今後乳幼児を持ちながら働く婦人の増加が見込まれております。

場を離れなければならない例が多く見られ、一度離職すると再就職が難しく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。

この職業と家庭生活との調和の問題に対処するためには、保育施設の整備充実とあわせて育児休業制度の普及が不可欠となっております。

現在、我が国では、公務員である女子教員、看護婦、保母等については育児休業が制度化され、対象範囲が限られておりますが、国家公務員についてその利用状況を見ますと、対象者に対する利用率は一九八四年度で五九・二％となっております。

また、労働省の女子保護実施状況調査によりますと、一九八一年で三十人以上規模の事業所で育児休業を実施している事業所はわずかに一四・三％にすぎません。しかも、この数字は教員を含んでいるものであり、一般事業所はさらに低いものとなっております。

一方、ヨーロッパ諸国では、多数の国において育児休業制度が立法化され、働く婦人の人権と母子福祉・育児についての手厚い配慮がなされております。

一九八五年に我が国が批准した国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、「子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識」と述べております。

また、ILOも、一九八一年に男女労働者特に家族の責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇(育児休業)をとることができなければならない」とうたっておりますが、現在、これらの理念が世界共通の認識となるに至っております。

しかるに、第百一回国会で成立した男女雇用機会均等法においては、「事業主は、育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与を行うように

努めなければならぬ。」との規定のみであります。

かかる実情の中で、我が国においても、すべての労働者を対象とする所得保障を伴う育児休業制度を早急に確立する必要があります。

これが、ここに育児休業法案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、子を養育する労働者に育児休業を保障することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父または母である労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業を請求したときは、その請求を拒んではならないものとしております。ただし、共働きである父母の一方が育児休業をするとき、または一方が家事専従でその子を養育できるときは、重ねて他方が育児休業をすることを拒むことができることとしております。

第三に、これが最低の労働基準として遵守されるための必要な規定を設け、また、育児休業を理由とする不利益取り扱いの禁止を規定しております。

第四に、育児休業期間中の給付については、別に法律で定めるところにより、賃金の額の六割に相当する額の給付を行うこととしております。

なお、この法律は、公務員を含めた全労働者に適用されますが、公務員関係規定の整備等は別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岩崎純三君) 次に、育児休業法案(参第六号)を議題といたします。

参議者中西珠子君から趣旨説明を聴取いたします。中西君。

○中西珠子君 ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、公明党・国民会議を代表し、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、既婚婦人の就労が著しく増加し、昭和六十年には、女子就業者は二千三百四十万人を数え、非農林女子雇用者は千五百三十九万人で、このうち有配偶者、いわゆる共働きの妻は九百一十一万人となっております。このような婦人労働者の増加が保育需要を増加させ、保育所の数も年々ふえて、昭和六十年四月一日現在では全国で二万二千八百九十九カ所となりましたが、婦人の就労形態の多様化、通勤時間の延長、また、核家族が総世帯の六割以上を占めるに至った家族構成の変化などにより、延長保育、夜間保育、ゼロ歳児保育に対する要望が高まっているにもかかわらず、午後七時ごろまでの延長保育を行っている保育所は全国で三百七十二カ所、午後十時ごろまでの夜間保育を行っているところは全国で二十四カ所にすぎません。産休明け保育やゼロ歳児保育を行う公立保育所は非常に少なく、ベビーホテルの繁栄の陰に乳児の悲惨な事故が後を絶たない状況です。

このような状況のもとで我が国の出生率は近年激減し、昭和五十九年には一二・五にまで低下しています。六十五歳以上の人口の総人口に対する比率は、十五年先には一五%前後となり、二十五年先には、二十歳から五十九歳までの生産年齢人口は四九・八%となり総人口の半数を割ると予測されています。

かくも急ピッチで人口の高齢化が進んでいる我が国において、婦人が経済社会活動の担い手として一層職場に進出せねばならないことは明らかであります。共働きの妻は家事育児と職業生活の両立が困難であり、また育児のために離職すれば不利となるような状況では子供を持つことをためらい、出生率は一層減少することになりましよう。

働きながら安心して健全な次の世代を産み育てることが可能な環境をつくらなければ、我が国の永続的な発展は阻害されるのではないかと危惧されます。

雇用を継続しながら一定期間休業し、育児に専念できるように、所得保障の育児休業制度を確立することこそ、労働者の福祉の向上と、次の世代の健全な育成のためにも、また国としての人口対策の見地からも緊急課題であると考え、この法案を立案いたしました。

最近の離婚率の上昇、交通事故死の増加などにより父子家庭が増え、昭和五十五年で既に三十万世帯を突破している状況から見ると、女子労働者のみならず、男子労働者にも育児休業がとれる権利を与える必要があると考え、この法案は男女労働者いづれにも育児休業を請求する権利を確保しています。ヨーロッパでは既に、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、フランス、イタリア、スペイン等が男女双方に育児休業請求権を与える法律を制定しています。

ILOの百五十六号条約、すなわち家族的责任を有する男女労働者の機会均等と平等待遇に関する条約第三条は、「家族的责任を有する者が、差別を受けることなく、又出来る限り就業にかかわる責任と、家族的责任との相克を防ぎながら、就業の権利を行使出来るようにする事を、国家の方針とする」よう求めています。また同名の百六十五号勧告は「両親のうち、いずれかの者は、出産休業の直後の期間に、親として育児に専念する休暇を取る可能性を有すべきである。但し雇用を放棄する事なく且つ雇用から生ずる権利が保護されるものとする」と言っています。このような休暇や育児休業の普及には育児休業制度の法制化が必要であると痛感し、ここに育児休業法案を提出する次第です。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、子を養育する労働者に育児休業制度を設けることにより、労働者の雇用の継続を確保し、あわせて子の健全な育成に資することを目的とすると定めております。

第二に、育児休業とは、「労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業をいう」と定義し、育児休業は一定の期間を定めて請求するものとしております。請求は、育児休業期間の始まる一カ月前にすることとし、期間の延長の請求も同様とします。

第三に、使用者は、父または母である労働者が育児休業を請求したとき、また育児休業期間の延長や短縮を請求したときは拒んではならないと規定しています。ただし、共働きの場合、他の一方が育児休業をしている期間は拒むことができるものと、また、両親の一方が無職で家庭にいる場合は、疾病、負傷、出産、その他やむを得ない理由でその子を養育できない期間を除き拒むことができることとしております。しかし、多胎出産の場合は、共働きの父母双方が同時に育児休業をすることができるとし、この場合に妻が専業主婦であっても、父親の労働者が育児休業をすることができるとしてあります。

第四に、育児休業中は、労働協約により、賃金を支払う定めのある場合を除き、原則として無給とされています。しかし、労働者の生活の安定と子の健全な育成に資するため、別に法律で育児休業基金を設け、この基金から当該労働者の賃金の額の百分の六十に相当する額の育児休業手当を支給することとしています。

第五は、この法律で定める育児休業に関する基準は最低の基準とし、この基準に達しない労働契約は関係部分について無効といたしております。

さらに、年次有給休暇の日数算定上、育児休業期間は欠勤とみなさないこととしています。また

た、不利益取り扱いの禁止事項を設け、使用者は、育児休業を理由として労働者に対し解雇、その他不利益な取り扱いをしてはならないものとしていいます。

第六は、この法律の規定に違反する事実のあるときは、労働者は都道府県労働基準局長、労働基準監督署長または労働基準監督官に申告することができ、労働基準監督官等には報告徴収及び立入検査の権限を認め、この法律の違反については労働基準監督官は刑事訴訟法の規定による司法警察官の職務を行うものとしていいます。

第七に、この法律の適用対象は、公務員を含み、船員以外のすべての労働者としていいます。なお、船員の育児休業については別に法律で定めることとしていいます。

また、この法律の実効性を確保するため所要の罰則を設けております。あわせて関係法律の改廃整備をも行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

午後三時五十三分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月八日)
一、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、老人保健法等の一部改正案に関する請願(第一五〇三号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一五一〇号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一五一二号)

一、老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(第一五五七号)
一、国立腎センター設立に関する請願(第一五五八号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一五五九号)(第一五六〇号)
一、老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願(第一六〇五号)

一、老人医療患者負担増額反対に関する請願(第一六〇六号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一六〇七号)

一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一六五四号)(第一六五五号)
一、東京における母子保健水準の維持発展に関する請願(第一六六一号)

一、老人医療患者負担増額反対に関する請願(第一六六二号)
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一六六七号)

一、老人保健法等の一部改正案に関する請願(第一六七二号)
一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一六七三号)(第一六七四号)

一、老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願(第一六七六号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一七八四号)

一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一八八五号)
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第一八八六号)

一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八八七号)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に

関する請願(第一八八八号)
一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一八九九号)

一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第一九〇〇号)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一九〇九号)

一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第一九一二号)
一、療術の制度化促進に関する請願(第一九一三号)(第一九一四号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一九一五号)
第一五〇三号 昭和六十一年四月十一日受理

老人保健法等の一部改正案に関する請願(一通)
請願者 大阪市東区安土町二ノ三〇九紅連合健康保険組合内 野口泰三 外一名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一五一〇号 昭和六十一年四月十一日受理
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 佐賀市城内一ノ五ノ一四 宮島剛
紹介議員 福岡日出磨君 大鷹 淑子君
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一五一二号 昭和六十一年四月十一日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 埼玉県飯能市仲町二三ノ一八 新井宗作
紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

請願者 佐賀市城内一ノ五ノ一四 西村壽雄
紹介議員 大鷹 淑子君 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一五五八号 昭和六十一年四月十二日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市国松町二三ノ一ノ五〇四 島村巳代
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。

第一五五九号 昭和六十一年四月十二日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 静岡県浜松市下池川町二七ノ四二
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一五六〇号 昭和六十一年四月十二日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(一通)

請願者 栃木県大田原市浅香一ノ五ノ二一
紹介議員 熊田金光 外一名
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一六〇五号 昭和六十一年四月十四日受理
老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願

請願者 神戸市中央区相生町四ノ八ノ二
紹介議員 東久保浩喜 外二千三百九十八名
この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第一六〇六号 昭和六十一年四月十四日受理
老人医療患者負担増額反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市瓦林町一ノ九瓦木校

区老人クラブ連合会内 吉井芳久
外千二百五十四名

紹介議員 披山 映子君

三年前に有料化した老人医療の患者負担をまた大幅に増額しようとしている。老人医療は有料化で、多くの老人が医療を受けられなくなったり、我慢を余儀なくされている。このうえ患者負担を更に増やすことは反対である。ついでには、老人医療の患者負担をこれ以上増やさないようにされた。

理由

患者負担が平均で三倍、入院では十倍から二十倍になる場合もあり、低額の年金や手当などで生活している多くの老人はこれ以上の負担に耐えられない。しかも、低所得者はその影響が大きく不公平も拡大する。また、政府の国庫負担を減らすだけが目的であり、泣くのは弱い老人と勤労者だけである。今日の繁栄をきついた老人が、敬愛され、健康で安らかな生活ができるように、医療が安心して受けられるようにすることを望むものである。

第一六〇七号 昭和六十一年四月十四日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 栃木県足利市大沼町一、四七〇

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一六五四号 昭和六十一年四月十五日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 高知県安芸市伊尾木七九九 有沢 陽子 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一六五五号 昭和六十一年四月十五日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 東京都江戸川区清新町一ノ四ノ一

九名 佐藤清子 外九百九十

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一六六一号 昭和六十一年四月十六日受理

東京における母子保健水準の維持発展に関する請願

請願者 東京都立川市若葉町一ノ三ノ二

朗 外三千九十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一六六二号 昭和六十一年四月十六日受理

老人医療患者負担増額反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市松が丘四ノ二ノ二七

ノ三〇四 松室一彦 外二千九百

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六六七号 昭和六十一年四月十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県山本郡二ツ井町上山崎二二

ノ三 杉淵トシ 外二千二百九十

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第一六七一号 昭和六十一年四月十七日受理

老人保健法等の一部改正案に関する請願

請願者 横浜市中区尾上町四ノ四七和大和銀

行ビル健康保険組合連合会神奈川

連合会会長 唐澤丈夫 外千三百

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一六七二号 昭和六十一年四月十七日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 静岡県富士市平垣本町一〇ノ二六

ノ三七 芦川二郎 外二千九百

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一六七三号 昭和六十一年四月十七日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 三重県津市一身田町平野四三〇ノ

三一 住田正雄 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一六七六号 昭和六十一年四月十七日受理

老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市太寺三ノ三ノ二九

井上唯夫 外二千二百三十一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第一六八四号 昭和六十一年四月十七日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿

部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

労災年金と他の年金とを完全併給されたい。

理由

(一)労災補償は損害賠償的な性格を有するものであるにもかかわらず精神的苦痛の代償として支払わなければならない慰謝料が含まれていない。したがって、厚生年金(障害年金)、国民年金(拠出制障害年金)などが労災年金と併給されている被災

者には、労災年金を調整差引きしないで完全併給する必要がある。(二)特別年金(ボーナス)を昭和五十二年三月三十一日以前の被災者の場合を例にとると、それは所定給付の十六・九パーセントになっている。一方、零細企業及び大企業の最近の年間ボーナスは給与月額額の三箇月から六箇月分が支給されているが、この年間ボーナス分の年間給与額に対する百分率を算出すると、二十五パーセントから五十パーセントになり、特別年金はこれよりも八・一パーセントから三十三・一パーセント低く、その平均は二十・六パーセントである。そこで、労災年金の調整率は厚生年金併給者で二十四パーセント、国民年金(拠出制障害年金)併給者で十二パーセントから十一パーセントであるから、最近の各企業のボーナス分と特別年金との比較率の差である平均の二十・六パーセントが、労災年金の調整率二十四パーセント、十一パーセントから十二パーセントと相殺されることになり、労災年金と他の年金とが併給されている場合は調整しないで完全併給する必要がある。

第一六八五号 昭和六十一年四月十七日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿

部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

現在、無年金者となつていて重度障害者を救済して、基礎年金を支給されたい。

理由

昭和六十一年四月一日から施行した国民年金制度の改正で、基礎年金制度では、各自の生活が安定の方向にむかつているが、厚生省の制度の取扱いの欠陥及び地方行政による受付担当官が法律の運用と解釈の無知から生じた窓口ミスによつて、無年金者となつた者がいるので救済すべきである。それは、年金制度を知らなかつたために無年金者となつた者、サラリーマンの妻であつた者が受傷又は病気で重度障害者となり離婚したために無

年金者となつた者、重度障害者となり早い時期に国民年金への加入手続きに行くと、受傷後は加入できないと行政の窓口で拒否され無年金者となつた者、任意加入の大学生が、満二十歳になつてすぐに、国民年金への加入手続きに行くと、学生であるから加入しなくてもよいと断られ無年金者となつた者及び学生は満二十歳になつても任意加入制度であるため、加入しない無年金者になつた者等である。厚生省は、過去三回にわたり高齢者救済策を講じ、特例納付制度を実施したが、いづれも高齢者のみを対象とした政策であつた。国民年金法第一章第一条には、国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。とあり、また、第二条では国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に關して必要な給付を行うものとする。とあるが、三回にわたる特例納付制度実施にあつては、そのなかの老齢だけをとりあげ、障害又は死亡に關しての救済策は実施していない。老齢対策の特例納付制度では、拠出制老齢年金を受給させるため、既に時効となり払込みは不可能となつて満六十五歳以上の高齢者に過去の保険料を納付することによつて、時効を撤廃して拠出制老齢年金の受給資格を与へ、昭和五十五年五月末日迄に納付を終了した者は、即座に拠出制老齢年金が支給されるというものである。これは、老齢と障害との名称の違いこそあれ同一の問題である。現在の無年金者の受給当時は、現在のように年金制度に關してのPRもほとんどされいていないため、各行政の窓口担当が間違つた指導をして天の聲に聞こえた。本人が、国民年金へ加入手続きに出頭した際窓口担当が円滑に受理していれば、これらの者は現在、拠出制障害年金を受給しており生活にもある程度の潤いがつたはずである。窓口担当官の無知な指導によつて、それが逆の結果になつたことが残念である。

(一)脊髄損傷のような重度障害者で無年金の大学生は、生活ができるような保障を望んでいるが、結果的には大学生の国民年金への任意加入制度が、こうした悲惨な状態を招いたことになる。また、大学生自身の任意加入に対する認識程度も非常に希薄であつたこともある。無年金者のなかには国民年金への加入申込みをしても、窓口で、加入しなくてもよいとの指導に従つたために、脊髄損傷者になると障害年金を受給できないという悪い結果も発生している。このことは、当時指導をした窓口の係員の重大な責任であり、障害者の生涯を左右する重要な問題であるだけに、責任は国にとるべきである。車いすその他の重度身体障害者用具を購入するにしても、無年金者は、その費用を一部負担又は全額負担することになる。これに対して各社会保険から障害年金を受給している脊髄損傷者の一部には、車いすが無償で交付されており、同じ脊髄損傷者でありながら格差がある。このような状態であるから、無年金者をもつ家族の負担は、並たいていのものではない。無年金者に年金を支給するようにすれば、家族の負担がそれだけ軽減される。脊髄損傷者になつた無年金の大学生が少しでも生活費を稼ごうと努力しても、重度身体障害者であるため、社会は容易に受け入れられない。つまり、我が国の企業は、身体に残存能力を駆使して、働こうという意志がある重度身体障害者に対して閉鎖的である。その結果、重度障害者の生活費は、そのすべてを親族に依存しなければならぬ。こうした脊髄損傷者の大学生の悲哀は生きていけるような制度を創設することによつて解消するが、まず無年金者でなく、年金を支給するようにすることが第一段階である。大学生の国民年金への任意加入という制度は、制度そのものとしては理想的であるかもしれないが、大学生が重度身体障害者になると独身で生きていけないという悲惨な結果になる。昭和五十九年八月二日、衆議院社会労働委員会年金改正案を審議するにあつて、参考人からの意見聴取があり、その際、社会保障研究所所長福武直氏は、障

害年金がこの改革で改善されたことは異論はないが、成人後の学生に障害が生じた場合、無年金者となる欠陥があり、この点は早急に手直ししてほしい。と意見を述べている。この意見のように成人後の大学生が、障害者になつて無年金者になる欠陥を早く手直ししていれば、大学生の悲劇は発生しなかつたわけである。よつて、過去の大学生で重度障害者になつた者を含めて、この際、すべての無年金者の救済の年金改正をすべきである。そして、大学生が任意加入制度になつていく項目を、成人後の大学生が障害者になつた場合は、二十歳未満の障害者に準ずる取扱いをするようにすべきである。(二)現在サラリーマンが加入している厚生年金は、加入者自身が重度身体障害者になつたときは障害年金が支給されるが、加入者の妻が重度身体障害者になつても障害年金は支給されない。離婚させられた脊髄損傷者である妻には、年金などの金銭的な収入が皆無であつて、しかも、重度な脊髄損傷者の介護という家族の負担がある。介護や生活費などの面倒をみるのが短期間であればともかく、生涯不治という脊髄損傷者を抱える家族は、経済的、身体的、精神的にわたつての負担が非常に大きく、疲れ果て、近隣にぐちをこぼすようになる。脊髄損傷者本人に年金を支給すれば、本人及びその家族も物心両面の苦痛のなかにあつても、その苦痛をある程度緩和することができ、また本人とその家族との間の人間関係が、円滑に推移する。今回の年金改正で、サラリーマンの妻は夫の厚生年金の掛金のなかに基礎年金として含まれているから、悲劇は発生しない。しかし、現在重度障害者になつて離婚させられた者で、現行の厚生年金の障害年金を受給できない無年金者が存在するのは事実である。昭和五十九年八月二日、衆議院社会労働委員会年金改正案に対する意見聴取の参考人である中央大学教授丸尾直美氏は、基礎年金は保険料拠出を要件とせず、一定年齢で支給されるべきである。基礎年金プラス補足年金で最低保障が可能な方向を検討されたい。と述べているが、このなかで一定年齢と

は、障害者には適用しないものと考ええる。この意見は、スウェーデンの基礎年金と共通するところがあつて、こうした制度が、創設されることを期待するものである。スウェーデンの基礎年金は、老齢、廃疾、死亡という事故に対する基本的な救済と最低限の保障を目的としており、拠出を要件としないで支給されている。我が国の今回の年金改正のなかには基礎年金が導入されているが、それは拠出が条件となつていて、基礎年金という名称から推察すれば、拠出を条件としないで、障害者や高齢者に対して最低の国民生活を保障することが連想されるが、年金改正の基礎年金は拠出を前提にしている以上、基礎年金という名称にふさわしくないと考えられる。よつて、離婚したサラリーマンの無年金の妻やそのほかの無年金者救済のため、丸尾参考人の意見の内容を早急に法制化すべきである。(三)国民年金が充足した当時既に障害者であつた者及び二十歳未満で障害者になり成人した者に対しては、無拠出であつても障害福祉年金を国庫負担として支給している。今回の年金改正では無拠出の障害福祉年金が、拠出の障害年金と同水準になる、という恩典があるが、これらの障害福祉年金受給者は、無拠出という点では現在の無年金者と同様であつて、国民年金への掛金は零である。それにもかかわらず厚生省は、現在の年金制度は社会保険方式であるから、拠出をしていない者には年金を支給できない、との理由で、現在の無年金者を放置している。障害福祉年金受給者と無年金者を対比すると、同じ障害者という身体症状でありながら、国民年金が充足した当時と障害者になつた年齢とによつて両者の間に一線が画かれている。両者の差違はそれだけのことで、若干の質的なものがあるが、無拠出という点では両者とも共通性をもち、社会保険方式から逸脱しており、稼働能力を喪失して独自では生きていけない重度身体障害者という共通性をもっているから、両者の差違は皆無に近い状態である。両者の共通性のある無拠出と重度身体障害者という観点から、片方に障害基礎年金を支給し、

片方にそれを支給しないことになる、大きな矛盾が生じ、公平の原則に反することになるから、現在の無年金者を障害福祉年金受給者と同様に扱い、国民年金の障害基礎年金を現在の無年金者にも支給するようにすべきである。昭和五十八年十二月末の福祉年金受給者総数は三百四十八万人であり、このうち所得制限によつて全額支給停止されている者が四十四万人で、差引き受給者総数は三百四十四万人になっている。これを前年度の昭和五十七年十二月末と比べると、受給者数は二十四万人減少している。(週刊社会保険部昭和五十九年八月十三日号社会保険庁年金保険部長朝本信明氏の説明による)また、昭和五十八年十二月末の福祉年金受給者数の三百四十四人と、福祉年金受給者のもつとも多かつた昭和四十八年度の五百五十四万人とを比べると、前者は後者より受給者数にして二百五十五万人、四十五パーセント減少している。このほか、文官、旧軍人恩給の年金恩給受給者数も、年々減少している。このように、福祉年金、年金恩給の受給者数は年々減少している。減少人数の年金額分が剰余となつて年金財源が浮上してくる。しかし、これらの年金は国庫負担であるから、年金受給者の減少分の剰余金は国庫へ帰属して、拠出による年金積立金のプラスにはならないが、年金の支払源は質的に異なつていても年金の支払財源からみるかぎり剰余が生ずることは否めない。年金の支払財源に剰余があれば、年金制度を整合する意味も含めて、無年金者に障害基礎年金を支給すべきである。(d)我が国では重度障害者であつても、受傷前無拠出であれば障害年金は支給されない。しかし、我が国とは対照的にイギリス、フランス、スウェーデンなどでは、受傷前無拠出であつても受傷後の障害者には、次のように年金が支給されている。(1)イギリスでは一九八一年十一月現在無拠出障害年金が、本人に月額二万四千円(週額千七百五十ポンド)、有償の職についていない配偶者に被扶養者加算として月額一万四千四百七十一円(週額千六百五ポンド)、同じく子どもに月額一万四千六百一十一円(週

額七・七ポンド)、介護手当月額二万四千円(週額千七百五十ポンド)、歩行不能者に支給される移動手当月額二万二千四百三十六円(週額千六百五ポンド)の、合計月額九万五千三百七十円が支給されている。(2)フランスでは無拠出に該当するものとして家族制度の枠内で、障害率八十パーセント以上の成人に支給される成人障害者手当(基本的給付)がある。その支給額は一九八一年七月一日現在月額四万六千四百四十四円(千七百フラン)で、更に成人障害者で日常生活の基本動作について第三者の介護を必要とする者には、補償手当が支給されている。この手当の額は定額ではなく障害年金の規定に準拠して定められるので明瞭ではないが、補償手当に類似した障害児の補足手当は月額一万六千二百九十九円(五百九十八・〇フラン)であるから、これを補償手当に代用(補償手当の実際はもとと高額)しても、これと成人障害者手当との合計額は六万三千三百二十三円になる。

(3)スウェーデンでは保険料拠出額や所得及び被保険者期間などに関係のない基礎年金制度があり、基礎額の一定率が支給される。労働能力を六分の五以上喪失した単身者には障害年金として基礎額の九十五パーセント、世帯持ちの者には基礎額の百五十五パーセントがそれぞれ支給され、更に付加年金があり、これは所得に応じて年金が支給されるという仕組みになっている。基礎年金だけを算定すると、一九八一年三月一日現在の基礎額は一万六千七百七十九クローネであるから、単身者の基礎年金の障害年金は月額五万四千二百五十五クローネ、世帯持ちの基礎年金は月額八万八千四百四十五クローネになる。この基礎年金のうえに更に基礎年金よりも多額な付加年金が上積みされるから、基礎年金プラス付加年金の合計額は相当な額になることが予想される。このように、イギリス、フランス、スウェーデンでは受傷前に拠出しなくても受傷後重度障害者になれば、障害年金が支給される無拠出年金の制度が創設されているからこれらの国には無年金者は存在しない。(e)我が国は世界に誇示する経済大国であり、しかも、サミットへの参加国でもあるというのに、無年金者が存在することは、社会保障が非常に遅れているということである。西欧諸国では、社会保障給付費の総政府支出は、国民所得の五十パーセント(スウェーデン六十パーセント)を上回っているが、我が国は三十五パーセントの水準にあるため、無年金者に年金を支給する余地が十分にある。まして福祉年金受給者数の年々の減少から生ずる年金財源の余裕でできるはずである。よつて、我が国においても、諸外国の無拠出年金制度に準拠するか、またはなんらかの方法を講じて、一日も早く無年金者に年金を支給し救済すべきである。

第一六八六号 昭和六十一年四月十七日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

労災年金のスライドは、現行では前年の勤労統計が六パーセントを超えないとスライドしない、翌年の上昇率との合計が六パーセントを超えたときに実施される。この勤労統計は、民間の大手が七・八パーセントのとき四・八パーセントとなる。高度成長の終わつたとき、勤労統計が毎年六パーセントを超えることは期待できないので、労災年金のスライドは隔年ごと、又は三年、四年に一度しかない。例えば、勤労統計を毎年五パーセントとすると、十年間でスライドは五回しかない、実績統計は毎年上昇するのであるから、十年間の総額での差は百円につき三十五円となる。つまり、労災年金のスライドについて、六パーセントの制限を撤廃し勤労統計の変動分だけ毎年実施されたい。

第一六八七号 昭和六十一年四月十七日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、全国有難損傷者連合会の代表一名を被災者代表として、労働者災害補償保険審議会委員に加えること。

二、労災保険給付と民事損害賠償との調整に反対であるが、これを実施する場合は、自賠責給付と労災給付との間で実施されているとおり、被災後三年間だけを調整期間とすること。また、民事損害賠償のできない被災者に労災保険制度による特例一時金(仮称)を支給すること。そして、この支給額は、障害特別支給一時金の額と同額にすること。

三、労働災害の有難損傷者が基準看護病院へ入院したときは、有難損傷者が十人未満であつても付添婦をつけること。

四、労働福祉事業は、障害・傷病を区別しないで、年金ならば一律に扱うこと。

五、山形県に労災病院を設立すること。

六、健康管理手帳での治療範囲を拡大すること。

七、頸椎損傷者のための補装具(各種リフター等)や自助具を開発すること。

八、特別給与を基礎とする特別年金を、現行の給付基礎年額の十六・九パーセントから二十五パーセントに引き上げ、そして、その上限を引き上げること。

九、介護料及び入院諸雑費の額を大幅に引き上げること。

理由

(一)労働者災害補償保険審議会における労働側委員は、労働者代表というよりも労働組織代表であるが、労働災害の重大災害は、組織のない労働者に多く発生している。また、たとえ組織的な労働者が労働災害にあい、障害者となつたとしても、労働基準法第十九条、第八十一条の打切補償により解雇され、労働組織から脱会している場合が大半である。したがつて、現在の労働者災害補償保険

審議会の委員は、被災労働者に関係の薄い者によつて構成されているが、法の第一の目的である被災労働者とその遺族の保護、援護、福祉の増進のためには労働災害被災者の代表を加えるべきである。(二)昭和五十五年十一月の民事損害賠償と労災保険給付との調整についての労働者災害補償保険法の改正は使用者側の便宜に偏した内容であり、原則的に反対である。労働災害の重大災害のうち民事損害賠償訴訟によつて被災労働者が公正な権利請求を行った割合は、死亡遺族が二割、その他の重度傷病被災者が一割で、被災者のほとんどが訴訟もできないで、最低の補償である労災保険給付で我慢せざるをえない状況下におかれている。したがつて、使用者側の便宜に偏することなく、民事損害賠償請求のできなかつた被災者保護のため、これを補う特例一時金(仮称)の制度をもうけるべきである。(三)各都道府県労働基準局長あての労働省通達によると、労働災害の重患者が基準看護病院へ入院したときは、該患者数が十人以上でなければ付添婦をつけられないことになっている。重患者十人以上という根拠は、基準看護病院で看護に大きな負担がかかるため、重患者四人につき一人の割合で看護婦以外の付添婦をつけて、当該病院の負担を軽減しようとするものであり、重患者の入院が十人未満であれば、看護婦以外の付添婦をつけないで、当該病院でその無理な分を負担してもらうという趣旨である。しかし、入院する看護婦に褥瘡や泌尿器系統の悪化、その他余病の併発などの重患で安静を第一としており、歩行不能であるから、十人未満の看護婦の入院のために付添婦がつかなくつた場合は、当該病院の看護だけでは非常に不自由を感じている。当該病院へ頭椎損傷者二人が入院したときは看護婦以外の付添婦を一人つけ、胸腰椎の看護損傷者が四人未満入院したときは同じく一人の付添婦をつけるというようにする必要がある。四看護婦損傷者は看護が治らない以上、治療ということではなく、それどころか、毎日、体の麻痺部分が退化し、劣化していく。しかし、労災保険には治療・

固定と傷病の区別があることにより、どちらかを選択しているにすぎない。被災者は、退院時、車の購入のための自宅改造や家具、衣類、自動車の購入等で一時的な出費がかさむが、このときの被災者への保険給付は、傷病年金がほとんどであり、特別支給金が、障害年金の三分の一程度支給されるだけで、必要なときに、必要な援護をしていない。傷病年金受給者のなかには、膀胱の機能停止により、下腹部に穴をあけ、直接管を膀胱に挿入している者や腎不全により人工透析を受けている者などのように将来も治療・固定しないで、障害年金に移行できない者がおり、これらの者は、永久に社会復帰資金の貸付けなどが受けられない。また、いままでは企業からの損害賠償金により、家の改造、自動車購入ができたが、損害賠償と労災保険で調整が実施され、企業からの損害賠償金もあてにできなくなつたため、社会復帰資金の貸付けなどを傷病年金者にも適用しないと生活できない。岡山県には、看護婦損傷者が頼れる病院がなく、宮城県東部の被災病院に通院しているが、冬は道路の積雪、凍結などで、命がけの通院となり、また、緊急の場合は、遠すぎて頼りにならない。東北六県のなかで、労災病院のないのは山形県だけである。(四)看護婦損傷者については治療・傷病の区別がはつきりしていない。障害補償年金受給者でも、傷病補償年金受給者と同様に、治療の必要な場合があるが、現在の健康管理手帳では、治療の範囲が狭く効果的ではない。傷病年金へ移行するには、事務手続きが煩わしく、被災者は健康保険に頼ることになる。健康管理手帳で一箇月程度の入院まで拡大すると、被災者・国双方ともに利益があると思われる。(五)既に産業界で、実用化し、活躍しているロボットを障害のために応用すれば、その手足の代わりとなることも可能であり、介護人の手数を省くだけでなく、障害者も社会に貢献できる。

第一六八八号 昭和六十一年四月十七日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

看護婦損傷者はリハビリテーションが終了するまでは身の回りのことができないので、すべての日常生活は介護人に頼っている。基準看護病院以外に入院している患者は付添看護婦が必要であるが、この費用はばく大な額になる。また、看護婦損傷者は長期間の入院が必要であるから付添看護費用だけで家計は破産する。ついては、基準看護病院以外の病院に入院している患者に対し、健康保険、国民健康保険で付添看護人を派遣された。

第一六八九号 昭和六十一年四月十七日受理

重度身体障害者の看護婦治療技術研究に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

看護婦神経損傷の治療技術を促進されたい。

理由

看護婦損傷は交通事故、建設事故、日常生活の事故、病氣等により身体、特に背骨に強い力が作用して発生する。最近では交通事故により若年層者の頸椎部損傷の発生が増加している。三十年前までは看護婦損傷になると寿命は三年といわれたが、医学の進歩により寿命も延びてきた。看護婦損傷者は十万人ともいわれるが、これからの増加の方向を示し将来には何十万名も発生すると予想される。以前は看護婦損傷になると病床で死を待つばかりであったが、最近では医学、リハビリテーションの発達により車いすに乗つてある程度の就労もできるようになった。しかし、リハビリテーションは治療の一部であるが、根本的な治療ではない。

い。看護婦損傷者が目指す治療とは看護婦の切れた部分が元のようにつながり、麻痺している手足及び知覚、感覚が元のように正常に動き、働くことを意味する。看護婦は一度損傷すると一生治らないという説が現在の定説で、このために看護婦治療の研究をしてもむだであると研究をおろそかにしているが、定説はまちがっている。看護婦損傷もいづれ治る病気であるが、努力が不足しているという声もあつた。この考えは欧米において特に強く、最近では新しい技術をとりにて研究するようになつた。これらの研究の主なもの(一)発達中の盛んな胎児の看護婦を移植して看護婦を再生する。(二)バイオテクノロジーにより新しい薬を開発して看護婦の発達を促進し不良部分を再生する。(三)電子的な刺激により看護婦の発達を促進し不良部分を再生する。の三つである。技術立国といわれる日本の場合、成功する確率の高い研究には力をいれ、リスクを背負う研究はほとんどしていなかつた。しかし世界最大の貿易黒字国となつた今日、人類の願望である看護婦治療の研究に力をいれることは世界に對する日本の義務といえる。欧米と同等以上に看護婦損傷治療の研究に力をいれるべきである。

第一六九〇号 昭和六十一年四月十七日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

重度障害者、特に頸椎損傷者が高齢化するにともない、介護にあつていた配偶者も同時に高齢化して、重労働である夫の介護ができなくなる。また、頸椎損傷者の介護人が自分の手である場合は、結婚すると介護がほとんどできなくなる。こうした弊害を除去して救済するためには、各都道府県ごとに頸椎損傷者の保養所を新設することが最良の方法であり、頸椎損傷者も強く望んでいる。ついては、重度障害者の終身保養所を新設さ

れたい。

第一六九一號 昭和六十一年四月十七日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、重度障害者に対しての雇用制度を確立すること。

二、事業所は、就労期間中に事故、病気で障害者になつた者の雇用を積極的に継続するようにすること。

三、労働基準法には労働者が労働中に事故で障害者となり、三年経過後も労災補償が適用される場合は労働者を解雇してもよい(労働基準法第十九条・第八十一条)とあるが、解雇しないように改めること。

理由

(一)身体障害者雇用促進法を改正して以来、軽度な障害者の雇用に限っては改善されたが、重度の障害者(一級・二級)に対しては雇用がすすんでいない。現状のままでは重度障害者は取り残されるので特別な対策が必要である。(二)事業所に勤める労働者が事故、病気等で障害者になつた者は、労働意欲があるにもかかわらず解雇されている。障害者の雇用に対して特別な法律ができたにもかかわらず重度の障害者を解雇し、一方で軽度の障害者を雇用することは身体障害者雇用促進法の精神と矛盾する。(三)障害者の雇用を特別に促進するために法律をつくつた裏側で労災補償さえあれば解雇してもよいという全く反対の行為を認めるのは明らかに矛盾である。

第一六九二號 昭和六十一年四月十七日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、両下肢麻痺の車いす使用者で、自動車の運転ができない者には福祉タクシー制度をつくること。

二、電動リフトを補装具として認定し、給付すること。

三、四肢麻痺の頸椎損傷者が、健康で、文化的な生活を過ごせるような義肢装具・福祉機器を開発すること。

四、重い障害者が自立生活を営めるよう、年金による所得保障制度を確立すること。

五、積雪地帯に住む脊髄損傷者に対して、住宅の除雪費を支給すること。

六、身体障害者住宅家庭奉仕員の採用は、身体障害者本人の家族を採用すること。

七、国立病院には泌尿器科を設置し、人工透析治療を実施すること。

理由

(一)自動車を運転できる障害者は、ある程度の社会参加も可能となつたが、運転ができない者は、参加できないので取り残される。福祉タクシーなどの制度をつくつて社会参加の道を開くべきである。(二)国際障害者年を契機に重度障害者である頸椎損傷者も積極的に社会参加に努力している。もつとも障害の重い肢体不自由者の自立にとつて有効な機器である電動リフトを身体障害者福祉法の補装具として認定し給付すべきである。(三)産業界で、実用化しているロボットを障害者に応用すれば、その手足の代わりとなることも可能と思われ、介護人の手数を省くだけでなく障害者も社会に貢献できる。(四)障害者の社会的自立にとつても基本的な条件は、経済的自立を可能にするための所得保障の確立である。障害の重さゆえに稼働能力のない障害者の所得保障を、国民の大多数の所得保障制度である年金体系のなかにおいて確立することが、障害者の完全参加と平等を実現する第一歩である。その意味からも、稼働能力のないすべての成人障害者が、基本的生活を経済的に自立できるよう制度改革をすべきである。なお、基本的にはみずからの生活に必要な経費はみずから支払うという自立の原則の立場をとるが、最低生活を保障する所得保障制度が確立する以前に費用負担の増大、年及び年金に対する所得制限の導入等は受け入れがたいものである。(五)脊髄損傷により下半身、又は上両肢、下半身に麻痺が生じ車いすで生活をしているが、冬期、寒冷地に住む者は積雪になると家屋が倒壊しないように雪おろしを行い、生活を確保するために道路の除雪を行つていく。以前は近隣、相互の扶助、大家族の場合には家族独自に除雪を行うことができたが、最近、近隣、相互の扶助、大家族制の崩壊により頼れるのは家族そのものとなつた。小家族であっても健康者の家庭は家族の協力で除雪もできるが、脊髄損傷者の多くの家庭では働き手である男性が脊髄損傷の障害者となつて除雪のような力仕事をする主婦が行つていく。道路の除雪は主婦でもある程度は可能であるが、屋根のような高所作業は女性ではできないので他人に依頼することになるが、最近では金銭による依頼が一般的であり除雪費用も多額となつて生活を圧迫する原因となつていく。寒冷地に住む脊髄損傷者に除雪費を支給するか、積雪の都度除雪人を派遣する必要がある。

第一六九三號 昭和六十一年四月十七日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 香川県観音寺市川原町 白川晴雄

紹介議員 外一名

現在、放任状態にある療術行為業(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医療類似行為)の適正化と業者の地位向上を図るため、カイロプラクティック師、電気光線師及び器技師の制度をもうけられたい。

理由

(一)療術(カイロ手技・電気・光線・温熱・刺激療法)は、医療類似行為の一種であるが、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務として、昭和五年以来各地方庁令により許可可されていたが、昭和二十二年に占領政策という理由で禁止となり、以来新規開業は許されていない。しかし、既得権業者に限っては、国民の需要も多く、公共の福祉にも反しないので、その禁止期間は度延長され、昭和三十三年に禁止は解除となつた。(二)昭和四十九年十月に発表した総理府の世論調査でも、療術行為については、他の医療類似行為と同様に、学校教育による免許制度として新規開業を望む声が五十五パーセントを超えているが、去る昭和三十三年に、最高裁判所が、無資格者による療術行為については、「有害の虞れのない療術行為の禁止、処罰は違法である」と判示してからは、自由開業者が激増しているにもかかわらず療術行為の適正な取締りも行われず放任状態である。(三)昭和三十三年には、厚生大臣から、あん摩等中央審議会に対して、療術の今後の取扱いについて、諮問が出され、また、昭和四十七年には、これを促進するため法律が改正され、厚生大臣は、昭和四十九年末までに、答申を参酌して措置すること、になつたが、審議会を構成する委員が各団体の利益代表である関係等もあつて国民医療を没却した論議が多く審議は難航をきわめた。(四)しかし、審議会は諮問以来十年余を経て、やっと答申をまとめ、昭和四十九年十二月十九日に厚生大臣に対して、(1)本審議会では結論が得られなかつたこと。(2)厚生大臣は、医学者等の専門家に研究班を設けて、速やかに自己の責任で決定すること。等の答申を行つた。(三)答申に基づいて厚生省は、昭和五十二年二月に研究班を設置したが、療術行為の実態については、既に、昭和二十四年、同二十五年度の二箇年にわたり、国費各五十万円をもつて、北大医学部、北大登別分院、東大医学部、東京医大、横浜市大医学部、九大別府福泉研究所等で療術業者の施術が臨床実験され、また、昭和二十六年、同二十七年には、慶大医学部、慈恵医大等で、療術の器械、器具が調査され、おおむね無害有効の調査結果が出されてい

る。更に、昭和四十八年には療術調査の予算が計上され、翌昭和四十九年二月頃から、厚生省の委嘱で医学界の権威者によつて、カイロプラクティック、電気光線、器技についての調査が行われ、結果の報告が出されている。(内国会においては、昭和四十七年の法律改正の際、その提案理由として、(1)措置を急がないと業者が老齢化し、その技術が絶えること。(2)したがつて、療術の業務内容及びその資格制度の創設に必要な措置をとること。が挙げられ、その方針は明確化されている。

(4)療術は、既に国民の間定着しており、その健全な在り方、制度化を望む地域住民の声も強く、東京都議会、北海道議会、秋田、山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、長崎の各県議会、札幌市はか二十五市、九町村議会で、療術業の法制化に関する要望決議、意見書が議決、決定されて、総理大臣は関係機関に提出されている。(5)療術は、あん摩、はり、きゆう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進にも寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育、研修制度と地方庁試験により、資質の向上を図り、業務が適正に行われるよう、カイロプラクティック師、電気光線師、器技師の三種の制度についての立法化が必要である。

第一六九四号 昭和六十一年四月十七日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 新潟市白山浦一ノ三三六ノ二〇

石戸谷君

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一六九五号 昭和六十一年四月十七日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 宮崎市吉村町下別府乙一八 清野

一郎 外三万九百七名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、育児休業法案(中西珠子君外二名発議)

育児休業法案

育児休業法

(目的)

第一条 この法律は、子を養育する労働者について育児休業に関する制度を設けることにより、労働者の雇用の継続を確保し、あわせて、子の健全な育成に資することを目的とする。

(責務)

第二条 この法律で定める育児休業に関する制度は、育児休業に関する最低の基準であるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として育児休業に係る労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2 この法律において「育児休業」とは、労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業をいう。

(育児休業)

第四条 使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、その請求を拒んではならない。

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 前項の期間の始期は、特別の事情がある場合を除き、第一項の請求をした日の一月後になるように定めなければならない。

4 使用者は、父又は母の一方が第一項の請求をした場合において、他の一方の次の各号の一に

該当する期間については、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

一 その請求に係る子について育児休業(他の法律の規定によりその子を養育するための休業を含む)をする期間

二 職業に就いていないときでその請求に係る子と同居する期間(負傷、疾病その他やむを得ない事由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日(多胎妊娠の場合にあつては、六十九日)から出産の日までの期間を除く)

5 前項の規定は、労働者がその二人以上の子について第一項の請求をした場合には適用しない。

(育児休業の期間の変更)

第五条 使用者は、労働者が育児休業の期間を延長し又は短縮する旨の変更を請求したときは、その請求を拒んではならない。

2 前項の請求のうち育児休業の期間の延長の請求は、特別の事情がある場合を除き、延長に係る期間が始まることとなる日の一月前までにしなければならない。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の請求のうち育児休業の期間の延長の請求について準用する。この場合において、同条第四項中「同項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第五条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(この法律違反の契約)

第六条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(不利益取扱いの禁止)

第七条 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第八条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

第九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第十条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十二条 労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(育児休業中の賃金)

第十三条 使用者は、労働者の育児休業の期間中当該労働者に対して賃金を支払わないものとする。ただし、労働協約等により賃金を支払うことを定めたときは、この限りでない。

(育児休業手当の支給)

第十四条 労働者の生活の安定と子の健全な育成に資するため、別に法律で定めるところにより、育児休業基金は、育児休業をした労働者に対し、当該育児休業の期間中、その労働者の賃金の額の百分の六十に相当する額の育児休業手当を支給するものとする。

(適用関係)
第十五条 この法律の規定は、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員については適用せず、その船員についてのその子を養育するための休業に関しては別に法律で定める。

(罰則)
第十六条 第四条第一項、第五条第一項、第七条又は第十二条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
二 第十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止)
2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業

業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。
五 育児休業法(昭和六十一年法律第

号)第四条又は第五条の規定によつて休業した期間
第三十九条第五項中「及び産前産後」を「産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第四条又は第五条の規定によつて休業した期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「育児休業法」を、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

(国会職員法の一部改正)

4 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第八條から第十二条までの規定を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基く」に改める。

(国家公務員法の一部改正)
5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
附則第十六条中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び船舶災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定、育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第八條から第十二条までの規定並びに船舶災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」に、「これらの法律に基いて」を「これらの規定に基いて」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第五十八条第三項中「及び第二百二条の規定」の下に「育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第九條の規定を加え、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働基準法第二百二条の規定」の下に「育児休業法第九條の規定を加え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
7 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第八十八条中「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第八條から第十二条までの規定を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

(労働者設置法の一部改正)
8 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十条第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下に「育児休業法(昭和六十一年法律第 号)第八條から第十二条までの規定を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

第五号第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 育児休業法に基いて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第七号第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。
第八号第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。

(関係法律の整備等)
9 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この法律の施行及び附則第二項の法律の廃止に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定める。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一七〇一号)(第一七〇二号)
一、療術の制度化促進に関する請願(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一七五七号)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一七五八号)
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第一七五九号)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一七六〇号)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第一七六一号)
一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一七六二号)
一、車いす重度身体障害者の終身保護所設置に関する請願(第一七六三号)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一七六四号)
一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第一七六五号)
一、老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願(第一七六六号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一七六七号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一八二二号)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一八二三号)
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第一八二四号)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八二五号)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に

一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一八二七号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第一八二八号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一八二九号) 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第一八三〇号)(第一八三一号) 一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一八三二号)(第一八三三号) 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一八五二号)(第一八五三号) 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一八五四号)(第一八五五号) 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第一八五六号)(第一八五七号) 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八五八号)(第一八五九号) 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第一八六〇号)(第一八六一号) 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一八六二号)(第一八六三号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第一八六四号)(第一八六五号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一八六六号) 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第一八六七号)(第一八六八号) 一、老人医療の患者一部負担増額反対、老人保健法の改善に関する請願(第一九一二号) 一、老人保健法の改悪反対に関する請願(第一九一三号)(第一九一四号)(第一九一五号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九一八号)(第一九一九号)	一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第一九二五号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第一九二六号) 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号) 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号) 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号) 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一九六七号)(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号) 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第一九七一号)(第一九七二号) 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一九七五号)(第一九七六号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第一九七八号)(第一九七九号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一九八〇号)(第一九八一号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第一九八二号)(第一九八三号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第一九八四号)(第一九八五号) 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号) 一、老人保健法の改悪反対に関する請願(第一九九二号)(第一九九三号)(第一九九四号)(第一九九五号)(第一九九六号)(第一九九七号) 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一号)(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二〇〇六号) 一、老人医療患者負担増額反対に関する請願(第二〇〇七号)	一、療術の制度化促進に関する請願(第二〇〇八号) 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第二〇三二号)(第二〇三三号)(第二〇三四号) 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第二〇三五号)(第二〇三六号)(第二〇三七号) 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第二〇三八号)(第二〇三九号)(第二〇四〇号) 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二〇四一号)(第二〇四二号)(第二〇四三号) 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第二〇四四号)(第二〇四五号)(第二〇四六号) 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二〇四九号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第二〇五〇号)(第二〇五一号)(第二〇五二号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第二〇五三号)(第二〇五四号)(第二〇五五号) 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第二〇五六号)(第二〇五七号)(第二〇五八号) 一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第二〇五九号) 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第二〇六七号) 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第二〇六八号) 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第二〇六九号) 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二〇七〇号)	善に関する請願(第二〇七〇号) 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第二〇七一号) 一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二〇七二号) 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第二〇七三号) 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第二〇七四号) 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第二〇七五号) 一、国民健康保険制度の健全運営確保に関する請願(第二〇七八号) 一、老人保健制度の見直しに関する請願(第二〇七九号) 一、老人保健法の改悪反対に関する請願(第二一九九号)(第二二〇〇号)(第二二〇一号)(第二二〇二号)(第二二〇三号)(第二二〇四号)(第二二〇五号)(第二二〇六号)(第二二〇七号)(第二二〇八号)(第二二〇九号)(第二二一〇号)(第二二一一号)(第二二一二号)(第二二一三号)(第二二一四号)(第二二一五号)(第二二一六号)(第二二一七号)(第二二一八号)(第二二一九号)(第二二二〇号)(第二二二一号)(第二二二二号)(第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五号)(第二二二六号)(第二二二七号)(第二二二八号)(第二二二九号)(第二二三〇号)(第二二三一号)(第二二三二号)(第二二三三号)(第二二三四号)(第二二三五号)(第二二三六号)(第二二三七号)(第二二三八号)(第二二三九号)(第二二四〇号)(第二二四一号)(第二二四二号)(第二二四三号)(第二二四四号)(第二二四五号)(第二二四六号)(第二二四七号) 一、保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願(第二二四八号)(第二二四九号)(第二二五〇号)(第二二五一号)(第二二五二号)(第二二五三号)(第二二五四号)(第二二五五号)(第二二五六号)(第二二五七号)(第二二五八号)(第二二五九号)(第二二六〇号)(第二二六一号) 一、老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願(第二二六八号) 一、老人保健法の改悪反対に関する請願(第二二六九号) 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第二二七〇号)(第二二七一号) 一、療術の制度化促進に関する請願(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)
---	---	---	--

七五号)

第一七〇一号 昭和六十一年四月十八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 北海道川部郡美瑛町本町一ノ二ノ
二 本山英子

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一七〇二号 昭和六十一年四月十八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 長野県上田市八木沢四二〇 中沢
功

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一七〇三号 昭和六十一年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町九、五九九
古橋良作

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一七〇四号 昭和六十一年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 群馬県高崎市下小堀町一、三五一
小見幸次郎 外一名

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一七〇五号 昭和六十一年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡二、
四七六ノ六 松本昌士

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一七五七号 昭和六十一年四月十九日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七五八号 昭和六十一年四月十九日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七五九号 昭和六十一年四月十九日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一七六〇号 昭和六十一年四月十九日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一七六一号 昭和六十一年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一七六二号 昭和六十一年四月十九日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一七六三号 昭和六十一年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の終身保護所設置に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一七六四号 昭和六十一年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一七六五号 昭和六十一年四月十九日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県

支部内 白石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一七六六号 昭和六十一年四月十九日受理
老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市旭が丘二ノ七 土
井明 外二百二十一名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第一七六七号 昭和六十一年四月十九日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 山口県小野田市浜田町八八ノ六
吉村武次

紹介議員 松岡満寿男君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一八二三号 昭和六十一年四月二十一日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
野目正吾

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一八二三号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
野目正吾

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一八二四号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一八二五号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一八二六号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一八二七号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一八二八号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一八二九号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一八三〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一八三二号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二 四 三王延昭
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一八三三二号 昭和六十一年四月二十一日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 山梨市万力一、九一五 辻光子 外百五十名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一八三三三号 昭和六十一年四月二十一日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願
請願者 長野県上水内郡豊野町南郷四六 宮本義彦 外千五名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一八五二二号 昭和六十一年四月二十一日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一八五三三号 昭和六十一年四月二十一日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一八五四四号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一八五五五号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一八五六六号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一八五七七号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一八五八八号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一八五九九号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一八六〇〇号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一八六一一号 昭和六十一年四月二十一日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下数雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一八六二二号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

祖田正治

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一八六三号 昭和六十一年四月二十一日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一八六四号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

祖田正治

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一八六五号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一八六六号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一八六七号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二

祖田正治

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一八六八号 昭和六十一年四月二十一日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九一二号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人医療の患者一部負担増額反対、老人保健法の改善に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似七条九ノ六ノ二

一 小池昭 外一万八千九百四十名

紹介議員 高桑 栄松君

戦後四十有余年にして、我が国は世界一の長寿国になることができた。これは医学技術の進歩もさることながら、国民皆保険を中心とした社会保障制度の確立のためのものである。ところが政府は国家財政の悪化を理由に、老人医療の患者一部負担を大幅に増額するため、老人保健法等の一部を改正する法律案を今国会に提出した。ついては、これ以上国民医療の後退をまねかないよう、老人保健法等の一部を改正する法律案を撤回し、一部負担金を増額しないようにされたい。

第一九一三号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 茨城県結城市結城七、二五四 星

野一 外七十三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九一四号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 茨城県結城市結城七、二五四 星

野一 外七十三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町三ノ三

根岸哲夫 外六十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九一五号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 山形県鶴岡市陸町一六ノ二〇 佐藤勝男 外六十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九一六号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡熊野町一三、四一四

ノ一〇 山田達夫 外八十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九一七号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 山口市江崎二、八五六 小池ハルノ 外七十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九二三号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 茨城県高萩市島名二、二四三ノ一

七 川又登志孝 外六十三名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九二四号 昭和六十一年四月二十二日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県福山市旭町四ノ四 藤井恒之 外七十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九二五号 昭和六十一年四月二十二日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 静岡県南沼上二〇ノ一〇四 岩崎三弘 外一万六千三百三十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第一九二六号 昭和六十一年四月二十二日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 滋賀県彦根市市田町一、二二七

村田義三 外一名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一九五五号 昭和六十一年四月二十二日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八

ノ一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一九五六号 昭和六十一年四月二十二日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 広島県三原市沼田町惣定一六四

ノ二 全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一九五七号 昭和六十一年四月二十二日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一九五八号 昭和六十一年四月二十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一九五九号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一九六〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県

支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一九六一号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一九六二号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一九六三号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一九六四号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県

支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一九六五号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一九六六号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一九六七号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一九六八号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県

支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一九六九号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一九七〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第一九七一号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一九七二号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県

支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一九七三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一九七四号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一九七五号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一九七六号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一九七七号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第一九七八号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一九七九号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一九八〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一九八一号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第一九八二号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八
ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一九八三号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一九八四号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一九八五号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一九八六号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八

ノ一一 井上武美
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九八七号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四
ノ二全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九八八号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九八九号 昭和六十一年四月二十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四
福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一九九二号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 福島市春日町一ノ三三 金澤操
外百六十六名

紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九三号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 広島市安佐南区緑井一ノ二ノ一
八 鋤田和博 外六十三名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九四号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町五ノ六ノ九
立花章 外百三十七名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九五号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願(一通)

請願者 広島県賀茂郡黒瀬町川角一九三ノ
五 岩本康彦 外百五十五名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九六号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡坂町四、一二七 榎
尾智 外百四十五名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九七号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 川崎市中原区上平間一、四〇二
森川安裕 外百二十五名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九八号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県入間郡大井町苗間三三ノ三
稲田美明 外七十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第一九九号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦郷町三ノ五

栗坂義則 外百七十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 福岡県大川市紅粉屋外野五四三ノ

一井口隣 外百六十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇一号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 広島県福山市神村町七六四ノ一

箱田守志 外二百十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇二号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 東京都葛飾区柴又二ノ七ノ一五

坂田敏之 外二百三十七名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇三号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 山形県上山市矢来三ノ一二八 斉

藤太郎 外百三名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇四号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願(三通)

請願者 神奈川県三浦郡葉山町一色二、五

一ノ一〇〇 三橋直吉 外百九

十名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇五号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 広島県深安郡神辺町北一七六

小川誠 外八十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇六号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区千代田四ノ一七ノ二

一 中山三郎 外百八十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二〇〇七号 昭和六十一年四月二十三日受理

老人医療患者負担増額反対に関する請願

請願者 神戸市中央区八雲通六ノ二ノ一四

医療法人神戸健康共和会理事長

成味秀世 外千三百九十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第二〇〇八号 昭和六十一年四月二十三日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 宮崎県西諸県郡野尻町東麓一、〇

五〇 原繁秋

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第二〇〇三二号 昭和六十一年四月二十三日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支

部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第二〇〇三三三号 昭和六十一年四月二十三日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第二〇〇三四四号 昭和六十一年四月二十三日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第二〇〇三五五号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支

部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第二〇〇三六六号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第二〇〇三七七号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第二〇〇三八八号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支

部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第二〇〇三九九号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第二〇〇四〇号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關する請願

請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第二〇〇四一四号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に關する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支

部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第二〇四二号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第二〇四三号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第二〇四四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第二〇四五号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第二〇四六号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第二〇四七号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二〇四八号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二〇四九号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二〇五〇号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第二〇五一号 昭和六十一年四月二十三日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第二〇五二号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第二〇五三号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第二〇五四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第二〇五五号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

〇全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第二〇五七号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一八ノ五

柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第二〇五八号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第二〇五九号 昭和六十一年四月二十三日受理
保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ二六ノ二

九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二〇六七号 昭和六十一年四月二十三日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 名古屋市中区堤町二ノ三五ノ二

栗田久実

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第二〇六八号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第二〇六九号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第二〇七〇号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八七号と同じである。

第二〇七一号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第二〇七二号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二〇七三号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の終身保養施設に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六九〇号と同じである。

第二〇七四号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第二〇七五号 昭和六十一年四月二十三日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 名古屋市中区堤起町二ノ三五ノ二
栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第二〇七八号 昭和六十一年四月二十三日受理
国民健康保険制度の健全運営確保に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会
内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君
政府は昭和五十九年、退職者医療制度の創設を理由に国民健康保険に対する国庫負担率を医療費ベ

ースで四十五パーセントから三十八・五パーセントに削減した。その結果、福島市においても大幅な財源不足を生じ、昭和六十一年度には財政破たんをきたしかねない深刻な事態となっている。ついで、社会保障制度の根幹をなす国民健康保険

制度の健全運営を確保するうえから、昭和六十一年度予算については財源不足が生じないよう所要の措置を講ぜられたい。

第二〇七九号 昭和六十一年四月二十三日受理
老人保健制度の見直しに関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会
内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君
政府が今国会に提出している老人保健法等の一部を改正する法律案は、老人医療費の一部負担金の

引上げ、また拠出金負担割合を示す加入者按分率の拡大といった内容を柱として昭和六十一年六月から実施しようとするものである。このような改革案は、年々増高する医療費に対応し、現行制度を維持するには、財政面で困難な課題が山積しているといえ、所得の少ない高齢者にとっては過酷な負担となり、早期受診、早期治療等必要な診療の抑制につながる。更に、老人医療費の各保険者負担の拡大により、各保険加入者に保険料の引上げを強要することになる。ついで、老人保健制度の改革にあたっては、高齢者の生活実態をふまえ、新たな負担増にならないよう更に他の保険加入者の負担の急増をまねかないよう慎重に検討するとともに、総合的かつ長期的な医療、福祉対策の確立など社会保障の充実に努めるようにされたい。

第二一二九号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 横浜市中区大平町八〇 宮坂栄
外三百十五名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三〇号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 茨城県高萩市島名一、一〇九 大

高忠 外百八十三名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三二号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願(三通)
請願者 広島市中区光南一ノ一五〇二七
佐々木衛 外二百三十一名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三三号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 神奈川県逗子市小坪七ノ六ノ五
国島幹男 外九十名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三三三号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 岐阜市西川手二ノ三七 宮川米雄
外五十四名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三四号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 茨城県日立市東成沢町二ノ一一ノ二〇 池田剛 外四百三十五名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一二三五号 昭和六十一年四月二十四日受理
老人保健法の改悪反対に関する請願
請願者 横浜市戸塚区公田町一、六三八ノ六 長谷川春久 外四百二十七名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一三六号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 香川県高松市郷東町四六七 磯村

貞成 外四百二十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一三七号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 香川県高松市多賀町三ノ一八 久

保久男 外四百二十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一三八号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 香川県高松市川島東町一、二五八

入谷八尺男 外四百二十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一三九号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区公田町一、五三四

矢島正嘉 外四百二十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四〇号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区南台一ノ四一 佐

々木努 外四百二十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四一号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区鍛冶ヶ谷町九七五

原田孝 外四百二十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四二号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区若竹町八ノ二 真々

田取司 外四百二十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四三号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上倉田町一、一〇八

鈴木昇子 外四百二十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四四号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田町七八四 西田

定男 外四百二十七名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四五号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区二ツ橋町四六八ノ四

露木源平 外四百二十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四六号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区二ツ橋四二五ノ二二

高橋昭雄 外四百二十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四七号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区吉田町一、一四八ノ

二 菅原ノブ 外四百二十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二一四八号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾三〇ノ一七 目

黒光夫 外一万三千百九十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一四九号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂一、〇三五ノ三

本島成男 外一万三千百八十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五〇号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾六二ノ一

高守秀男 外一万三千百八十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五一号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市藤間七九ノ七ノ三〇

九 大島祐一 外一万三千百八十

四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五二号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市菅原町一ノ六バ

ルハイム七〇一 三原孝 外一万

三千百八十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五三号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾三五六ノ一 富

永敏明 外一万三千百八十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五四号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾三三九ノ二〇

上村孝治 外一万三千百八十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五五号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾九〇五ノ三五

大家茂子 外一万三千百八十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五六号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾二九一 長沼義

和 外一万三千百八十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二一五七号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂四七九ノ八 高橋久美子 外一万三千八百八十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二二五八号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市藤間八〇三ノ五 佐藤竹介 外一万三千八百八十四名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二二五九号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市藤間七五〇一リヲテ イヅ川越二二三 近藤正嗣 外一万三千八百八十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二二六〇号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市三久保町六ノ二 宮本貞之 外一万三千八百八十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二二六一号 昭和六十一年四月二十四日受理

保育園等への国庫負担削減反対等に関する請願

請願者 埼玉県川越市六軒町一ノ一四一 矢野茂 外一万三千八百八十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一四七号と同じである。

第二二六八号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人医療の患者一部負担増額に反対し、老人保健法の改善に関する請願

請願者 神戸市中央区相生町四ノ八ノ二下 里ビル内 高山忠徳 外千五百四十八名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第二二六九号 昭和六十一年四月二十四日受理

老人保健法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉野町一ノ三五三ノ一 坪内俊樹 外六十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二二七〇号 昭和六十一年四月二十四日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 石川県石川郡鶴来町桑島町九 川勇次郎

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二二七一号 昭和六十一年四月二十四日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(二通)

請願者 埼玉県東松山市岩殿三六二 高橋元義 外一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第二二七二号 昭和六十一年四月二十四日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 富山県高岡市片原中島町一五七 坂林竹次郎 外一名

紹介議員 沖 外夫君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第二二七三号 昭和六十一年四月二十四日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 岐阜県不破郡垂井町宮代二二ノ二 高木保男

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第二二七四号 昭和六十一年四月二十四日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 茨城県水戸市河和田三ノ二、三二 四 高倉伴介

紹介議員 曾根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第二二七五号 昭和六十一年四月二十四日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ四 二 村瀬正三

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法の一部を改正する法律案(衆)

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項中「四週間」を「二週間」に改め、「四十八時間」を「四十時間」に、「定を」を「定めを」に、「その定を」を「その定め」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第四十条」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「若しくは第四十条」を削る。

第三十五条第一項中「少くとも一回の休日」を「少なくとも連続した二日の休日」に改め、同条第二項中「四週間」を「二週間」に改める。

第三十六条中「若しくは第四十条」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条若しくは」を「第三十三条又は」に改め、「若しくは」は休日労働させた場合又は午後十時から午前五時(労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間において労働させ、「又はその日及び又は労働日」を削り、「二割五分以上の率で計算した」を「百分の五十以上の」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者が、第三十三条又は前条の規定によつて休日に労働させた場合においては、その日の労働については、通常の労働日の賃金の計算額の百分の百以上の割増賃金を支払わなければならない。

使用者が、午後十時から午前五時までの間(労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時までの間)において労働させた場合(第一項又は前項の規定の適用がある場合を含むものとする)においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の百分の百以上の割増賃金を支払わなければならない。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第六十条第一項中、「第三十六条及び第四十条」を「及び第三十六条」に改め、同条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」に改める。

第九十九条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう）前にしたこの法律による改正前の労働基準法（以下この項において「旧法」という）第三十七条第一項に規定する労働に係る割増賃金及び旧法第百十四条の附加金については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行（附則第一項ただし書の規定による施行を含む。以下同じ）前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる割増賃金に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。
- （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
- 第四十四条第二項及び第三項中、「第四十条」を削る。

第三号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
三 二 九	終わり	厚生
八 三 〇	郡馬	厚生省
八 三 〇	郡馬	群馬

第五号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
〇 一 五	しかがって	したがって
元 四 二	終わり 法務省	法務省

第六号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
四 一 六	終わり フアロー	フォロー
六 一 二	四十九年度	四十八年度
七 三 六	資付	貸付
八 二 九	終わり 一還	一環
三 三 一	終わり そこへ	そこで

第七号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
五 二 六	裝置	措置
七 一 九	終わり 掲げて	抱えて
七 一 末	まことに	まことに
〇 三 七	政行指導	行政指導
三 三 八	環境はは	環境は
五 一 三	後段段で	後段で

第八号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
八 四 六	終わり 隔資	融資

第九号中正誤

ペジ 段 行	誤	正
三 三 一	変化にも	変化も
〃 〃 二	終わり そうすると。	そうすると、

昭和六十一年五月十九日印刷

昭和六十一年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局